

平成30年度障害者総合福祉推進事業

身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究
報告書

2019（平成31）年3月

MIZUHO

みずほ情報総研株式会社

身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査 概要

本調査研究では、全国の身体障害者補助犬の訓練・認定施設における訓練・認定の実態や課題を把握することを目的として、アンケート調査並びにヒアリング調査を実施した。

訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査

全国の身体障害者補助犬の訓練・認定施設における訓練・認定の実態や課題を把握することを目的に、訓練事業者・指定法人を対象としたアンケート調査（郵送配布・郵送回収）を実施した。

調査実施期間	2019（平成31）年1月
回収	介助犬・聴導犬訓練事業者票 22件/27件（81.5%） 介助犬・聴導犬指導法人票 7件/7件（100%） 盲導犬訓練事業者票 10件/11件（90.1%） 盲導犬指定法人票 10件/11件（90.1%）
調査項目	訓練事業者：適性評価の実施状況、訓練の実施状況、人材育成の取組状況、関係機関との連携状況等 指定法人：審査の実施状況、フォローアップの状況、適正な評価実施のための取組等

【調査結果からわかったこと】

- ◇ 介助犬・聴導犬の訓練事業者では次の実態・課題が明らかになった。
 - ・ 事業者によって職員数や訓練士の経験年数に大きな幅があり、必ずしも身体障害者補助犬の訓練について 養成を受けた訓練士が確保されていない。
 - ・ 過去3年間の相談件数や認定頭数が0件の事業者が散見されるなど、身体障害者補助犬の育成・認定に係る経験やノウハウの蓄積に差がある可能性がある。
 - ・ 適性評価において医療機関や指定法人等と連携している団体は3割未満であり、障害の評価等が不十分である可能性がある。
 - ・ 訓練やフォローアップに関する記録、契約書の取り交わし、マニュアルや手順書等の整備は、高くても5～6割程度に留まっている。
 - ・ 公共の場での訓練に際し、事前に許可を得ずに訓練をしている場合がある。
 - ・ 身体障害者補助犬の実働する年齢について必ずしも上限設定が設けられていない。
 - ・ なんらかの方法でフォローアップは実施されているが、利用者からの連絡があった場合のみ対応している事業者が少なくとも3件あり、適切なフォローがなされていない可能性がある。
 - ・ 社会参加の状況に関するフォローアップの実施割合が相対的に低い。
 - ・ 使用者から苦情が寄せられた経験がある訓練事業者は約2割であったが、その要因までは明らかにできていない。
- ◇ 介助犬・聴導犬の指定法人では次の実態・課題が明らかになった。
 - ・ 認定頭数にばらつきが見られた。また、審査会1回当たりの認定件数も1.0～2.6件と幅があり、1件当たりに要している時間や審査内容が指定法人によって異なっている可能性がある。
 - ・ 基礎訓練の動作検証のうち、屋外での排泄について未実施である指定法人が1件あり、衛生管理の確保への提供が懸念された。
 - ・ フォローアップの実施頻度が年1回未満の指定法人があった。
- ◇ 盲導犬における訓練・認定に関しては次の実態・課題が明らかになった。

（盲導犬においては訓練と認定は同一法人で行うこととなっているため、訓練と認定についてまとめて記載する）

 - ・ 団体によって認定頭数に幅がある。
 - ・ 盲導犬の実働する年齢について上限設定を設けている団体は8割、使用者と契約書を取り交わす団体は9割など、質を担保するための取組がなされていたが、必ずしも全ての団体で実施されていない。
 - ・ なんらかの方法でフォローアップは実施されているが、社会参加の状況に関するフォローアップの実施割合が相対的に低い。
 - ・ また、フォローアップの頻度が年1回未満と回答した団体が1件あった。

訓練事業者・指定法人に対するヒアリング調査

身体障害者補助犬のうち、特に介助犬・聴導犬の訓練や認定方法等の実態や課題についてより具体的に深掘りすることを目的として、訓練事業者・指定法人を対象にヒアリング調査を実施した。

調査実施期間	2019（平成31年）1月～3月
調査対象機関	訓練事業者10件、指定法人7件
調査項目	訓練：訓練の流れ、質を担保するための取組、フォローアップの方法、課題等 認定：認定の流れ、適正な評価・透明性確保のための取組、フォローアップの方法、課題等

【調査結果からわかったこと】

- ◇ 訓練事業者における実態・課題として以下が明らかになった。
 - ・ 大まかな訓練の流れはあるものの、訓練の内容は必ずしもマニュアル化されておらず、訓練士の経験等に基づいて実施されている場合が多い。
 - ・ 記録の作成・保管やチェックシート、動画等を活用して訓練士間の質の平準化、外部機関による助言・評価への活用等を行っている訓練事業者もいるが、その必要性や有用性を感じていない訓練事業者もいる。
 - ・ 医療機関と連携することで適性評価、訓練計画の立案、訓練の実施を適切に行おうとする訓練事業者がいる一方、医療機関とのつながりがなく、連携を取ることができていない訓練事業者もいる。
 - ・ 人材育成に関して、「人」よりも「犬」の知識や訓練に偏重している傾向がある。
 - ・ 訓練事業者同士の横のつながりがなく、訓練の技術やノウハウの共有が難しい。
 - ・ 利用相談や訓練、認定後フォローアップ等に要する経費を自弁している。また認定に至らない場合や申請期間に合わない場合は身体障害者補助犬育成事業の助成金が降りないため、安定的な事業運営が難しい。
- ◇ 指定法人における実態・課題として以下が明らかになった。
 - ・ 記録の作成基準や各種様式、認定基準、認定方法等が指定法人によって異なるが、指定法人同士で情報共有する機会がない。
 - ・ 指定法人によって認定審査会1回当たりの審査頭数や動作検証に要する時間が異なっており、認定の質に影響を及ぼしている可能性がある。
 - ・ 訓練事業者からみて、認定基準が不透明であり、同一指定法人内であってもばらつきがあるとの意見がある。
 - ・ 必ずしも本人に直接フォローアップを行っていない。また、訓練事業者が廃業したことで本人と連絡が取れなくなった事例がある。
 - ・ 業務量が多く、指定法人を増やす必要があるとの意見がある。
- ◇ その他実態・課題として以下が明らかになった。
 - ・ 現状では利用者自らが訓練事業者等に問合せをしてくている。
 - ・ 病院や障害福祉の担当者、行政職員等における身体障害者補助犬の認知度が低く、潜在的な利用者に対する身体障害者補助犬の紹介や訓練事業者等への橋渡しがなされていない。

考察

今回の調査により、訓練や認定の実態や課題を一定程度明らかにすることができた。より質の高い訓練・認定制度の実現に向けて、更なる調査検討が必要である。

- ✓ 訓練内容や認定方法の、身体障害者補助犬の質への影響に関する検証
- ✓ 利用者や周囲の人を対象とした、認定後の問題に関する詳細な調査

目次

第1章 調査研究事業の概要	1
1. 調査研究事業の背景・目的	1
1) 調査研究事業の背景	1
2) 調査研究事業の目的	1
2. 事業実施内容	2
1) 訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査	2
2) 訓練事業者・指定法人に対するヒアリング調査	2
3) 検討会の設置・運営	3
3. 成果の公表方法	4
第2章 訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査	5
1. 調査概要	5
1) 目的	5
2) 調査方法と調査対象の選定	5
3) 調査内容	7
4) 回収結果	7
2. 主な調査結果	8
1) 介助犬・聴導犬訓練事業者調査	8
2) 介助犬・聴導犬指定法人調査	43
3) 盲導犬訓練事業者調査	54
4) 盲導犬指定法人調査	60
3. 調査結果のまとめ	63
1) 介助犬・聴導犬の訓練事業者の状況	63
2) 介助犬・聴導犬の指定法人の状況	65
3) 盲導犬における訓練・認定の実態	65
4) 身体障害者補助犬の制度に関する課題	66
第3章 訓練事業者・指定法人に対するヒアリング調査	67
1. 調査概要	67
1) 目的	67
2) 調査方法と調査対象の選定	67
3) 調査内容	68
2. 調査結果のまとめ	69
1) 介助犬や聴導犬の訓練の質確保のための取組について	69
2) 介助犬や聴導犬の認定の透明性確保・評価の適正性の確保のための取組について	71
3) その他身体障害者補助犬の制度のあり方について	72

第4章 考察・まとめ.....	74
1. 訓練事業者や指定法人における現状と課題.....	74
2. 訓練や認定の質確保に向けた取組.....	75
3. 今後の検討課題.....	76

参考資料

- ・アンケート調査票
- ・集計結果一覧
- ・ヒアリング調査記録

第1章 調査研究事業の概要

1. 調査研究事業の背景・目的

1) 調査研究事業の背景

身体障害者補助犬（国家公安委員会が指定した法人が認定した盲導犬及び厚生労働大臣が指定した法人が認定した介助犬及び聴導犬）は身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する重要な役割を担っており、平成14年に施行された身体障害者補助犬法においては、訓練事業者の義務や補助犬の認定等について明記されるとともに、同年に厚生労働省が設置した検討会を通じて、従来からガイドラインが整備されていた盲導犬だけでなく、介助犬及び聴導犬についても、認定要領及び訓練基準が整備されることとなり、そうした各種基準に基づいて、補助犬育成や利用者支援が進められてきた。

身体障害者補助犬法の施行から15年が経過し、より質の高い育成や使用者への支援のあり方など、質的拡充に向けた検討が求められているが、実際の訓練プログラムや認定方法等に関する詳細な実態や課題は十分に把握されていない。また訓練と認定を同一の主体で実施することが許されており、認定プロセスを透明性、公平性の観点から検証し課題を抽出することも求められている。

2) 調査研究事業の目的

上記を踏まえ、本事業では、身体障害者補助犬の訓練事業者、指定法人を対象としたアンケート調査並びにヒアリング調査を通じて、現行の訓練・認定の実態及び課題を明らかにすることを目的として実施した。

2. 事業実施内容

1) 訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査

介助犬・聴導犬の訓練事業者と指定法人、盲導犬訓練施設・指定法人の実態について把握するため、全訓練事業者、指定法人を対象としたアンケート調査（郵送発送・郵送回収）を実施した。

2) 訓練事業者・指定法人に対するヒアリング調査

訓練プログラムや認定方法等の実態や課題についてより具体的に深掘りすることを目的として、協力の得られた介助犬・聴導犬の訓練事業者、指定法人 15 団体を対象にヒアリング調査を実施した。

図表 1 ヒアリング対象・日時

	訓練事業者※	指定法人※	ヒアリング日時
指定法人			
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団		介・聴	2019年1月29日
社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団		介・聴	2019年2月14日
社会福祉法人日本聴導犬協会	介・聴	介・聴	2019年2月28日
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団		介・聴	2019年2月28日
公益財団法人日本補助犬協会	介・聴	介・聴	2019年2月28日
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団		介	2019年3月7日
社会福祉法人日本介助犬福祉協会	介・聴	介・聴	2019年3月27日
訓練事業者			
特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	聴		2019年2月18日
特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	介		2019年2月19日
社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会	介・聴		2019年2月25日
特定非営利活動法人ウェルフェアポート湘南	介・聴		2019年3月13日
特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション	介・聴		2019年3月18日
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 (※ヒアリング先：びわこ みみの里)	聴		2019年3月19日
特定非営利活動法人九州補助犬協会	介		2019年3月22日
一般社団法人ドッグフォーライフジャパン	介・聴		2019年3月23日

※「介」は介助犬、「聴」は聴導犬の訓練または認定を行っていることを示す。

3) 検討会の設置・運営

調査の設計・実施・とりまとめにあたり、専門的見地からの議論を行うため、下記の有識者、当事者等からなる検討会を設置した。

<「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究」検討会委員一覧>

秋田 裕	日本身体障害者補助犬学会 理事長
飯塚 善明	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 常務理事兼事務局長
○ 江藤 文夫	元国立障害者リハビリテーションセンター 総長 日本リハビリテーション連携科学学会 理事長
遠藤 千冬	一般社団法人日本作業療法士協会
岸田 ひろ実	株式会社ミライロ
斉藤 秀之	公益社団法人日本理学療法士協会 副会長
立石 雅子	一般社団法人日本言語聴覚士協会 副会長
中野 泰志	慶應義塾大学経済学部 教授
橋井 正喜	社会福祉法人日本盲人会連合 常務理事
水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部 准教授
吉田 哲朗	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 理事兼バリアフリー推進部長
吉野 幸代	一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事

(敬称略、○：座長)

検討会の開催状況は以下のとおり。

図表 2 研究会の開催概要

研究会	開催日時	議題
第1回	2018年9月28日 10時～12時	○ 事業実施計画 ○ アンケート調査
第2回	2019年3月8日 10時～12時	○ アンケート調査 ○ ヒアリング調査
第3回	2019年3月26日 10時～12時	○ 報告書案

3. 成果の公表方法

本調査研究の成果は、みずほ情報総研株式会社のホームページにおいて公開する。
(<https://www.mizuho-ir.co.jp/index.html>)

第2章 訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査

1. 調査概要

1) 目的

身体障害者補助犬に関しては、身体障害者補助犬法の施行から15年が経過し、より質の高い育成や使用者への支援のあり方など、質的拡充に向けた検討が求められているが、実際の訓練プログラムや認定方法等に関する詳細な実態や課題は十分に把握されていない。また訓練と認定を同一の主体で実施することが許されており、認定プロセスを透明性、公平性の観点から検証し課題を抽出することも求められている。そこで、全国の身体障害者補助犬の訓練・認定施設における訓練・認定の実態や課題を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

2) 調査方法と調査対象の選定

■ 調査対象

全国の盲導犬訓練施設・指定法人、介助犬・聴導犬の訓練事業者、指定法人について、悉皆で調査を実施した。

具体的には、厚生労働省ホームページに掲載されている情報をもとに、調査対象リストを作成した。

【参照先：介助犬・聴導犬】

- ・厚生労働省： 4 身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人（H30.5.1現在）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushou-gaihokenfukushibu/0000174177.pdf>
- ・厚生労働省： 第二種社会福祉事業届出状況一覧（H31.1.1現在）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000482425.pdf>

【参照先：盲導犬】

- ・厚生労働省： 盲導犬指定法人・訓練施設一覧（H31.1.9現在）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000467628.pdf>

図表 3 調査対象：介助犬・聴導犬の訓練事業者・指定法人（全 32 件）

訓練事業者(24 件)	訓練事業兼指定法人(7 件)
学校法人佐山学園アジア動物専門学校	社会福祉法人日本介助犬福祉協会
公益社団法人日本聴導犬推進協会	社会福祉法人日本聴導犬協会
特定非営利活動法人聴導犬育成の会	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団※
特定非営利活動法人ウェルフェアポート湘南	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団※
社会福祉法人日本介助犬協会	公益財団法人日本補助犬協会
滋賀県聴覚障害者福祉協会	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団※
特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団※
特定非営利活動法人日本サポートドッグ協会	
ドッグスクールSue	
特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	
えひめドッグスクール	
特定非営利活動法人九州補助犬協会	
特定非営利活動法人介助犬協会キスマット	
特定非営利活動法人 Earth Angel Dog	
特定非営利活動法人兵庫介助犬協会 千葉介助犬協会	
社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会	
社会福祉法人日本介助犬協会	
京都介助犬トレーニングセンター	
京都アシスタントドッグ育成協会	
社会福祉法人兵庫盲導犬協会	
特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	
特定非営利活動法人近畿介助犬協会	
特定非営利活動法人日本動物介護センター	
一般社団法人ドッグフォーライフジャパン	

※訓練事業者兼指定法人のうち、身体障害者補助犬の育成を行っていない団体は指定法人向け調査のみ実施した。

図表 4 調査対象：盲導犬の訓練事業者・指定法人（11 件）

北海道盲導犬協会
東日本盲導犬協会
日本盲導犬協会
アイメイト協会
中部盲導犬協会
日本ライトハウス
関西盲導犬協会
兵庫盲導犬協会
九州盲導犬協会
日本補助犬協会
全国盲導犬協会

※日本盲導犬協会は、厚生労働省ホームページ上は訓練センターごとに掲載されていたため、センターごとに調査へのご協力を依頼した。最終的には協会としてまとめてご回答をいただいた。

■ 調査方法

アンケート調査は、調査対象ごとに、「介助犬・聴導犬訓練事業者票」「介助犬・聴導犬指定法人票」「盲導犬訓練事業者票」「盲導犬指定法人票」の4種類を作成した。

各調査とも、紙面調査票の郵送発送・郵送回収とした。

ただし、希望のあった事業者には、E-mailにより、電子調査票の配布・回収を行った。

■ 調査実施期間

調査は平成31年1月。

3) 調査内容

主な調査内容は以下のとおり。

図表5 訓練事業者向け調査

- ・団体の概要（訓練対象、職員数、認定頭数 等）
- ・身体障害者補助犬の使用の適性評価の実施状況
- ・訓練の実施状況（基礎訓練、介助動作訓練・聴導動作訓練・歩行誘導訓練、合同訓練の実施状況、公共の場で訓練する場合の手続き、フォローアップの実施状況）
- ・人材育成に関する取組状況
- ・関係機関との連携状況
- ・身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望 等

図表6 指定法人向け調査

- ・団体の概要（訓練対象、職員数、認定頭数 等）
- ・審査の実施状況（認定の流れ、審査委員会の構成、動作の検証内容、公共の場で検証する場合の手続き 等）
- ・フォローアップの状況
- ・適正な評価実施のための取組
- ・身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望 等

4) 回収結果

回収結果は以下のとおり。

図表7 各調査における回収状況

調査	配布数	回収数	回収率
介助犬・聴導犬訓練事業者票	27件	22件	81.5%
介助犬・聴導犬指定法人票	7件	7件	100%
盲導犬訓練事業者票	11件	10件	90.1%
盲導犬指定法人票	11件	10件	90.1%

2. 主な調査結果

本項では主な調査結果を示す。個別の集計結果は参考資料を参照のこと。

1) 介助犬・聴導犬訓練事業者調査

① 団体属性

■ 届出の状況・指定法人か否か等（問1③・④）

回答のあった22件のうち、介助犬の訓練を行っているとは回答した団体は18件、聴導犬の訓練を行っているとは回答した団体は15件であった。

指定法人を兼ねているとは回答した団体は3団体あり、1団体は介助犬の認定のみ、2団体は介助犬・聴導犬の認定を行っていた。

図表8 回答団体の概要

	類型	訓練対象	
		介助犬	聴導犬
訓練事業者1	訓練のみ	○	×
訓練事業者2	訓練のみ	○	×
訓練事業者3	訓練のみ	○	○
訓練事業者4	訓練のみ	×	○
訓練事業者5	訓練のみ	○	○
訓練事業者6	訓練のみ	×	○
訓練事業者7	訓練のみ	○	○
訓練事業者8	訓練のみ	○	×
訓練事業者9	訓練のみ	○	×
訓練事業者10	訓練のみ	○	×
訓練事業者11	訓練のみ	○	×
訓練事業者12	訓練のみ	×	○
訓練事業者13	訓練のみ	○	○
訓練事業者14	訓練のみ	○	○
訓練事業者15	訓練のみ	○	×
訓練事業者16	訓練のみ	×	○
訓練事業者17	訓練のみ	○	○
訓練事業者18	訓練のみ	○	○
訓練事業者19	訓練のみ	○	○
訓練事業者20	訓練・認定	○	○
訓練事業者21	訓練・認定	○	○
訓練事業者22	訓練・認定	○	○
合計		18件	15件

■ 開設年（問1①）

回答のあった22件のうち、開設年は身体障害者補助犬法が施行された2002年を含む2001～2005年が8件と多いが、2011年以降の団体が4件と、開設から年数があまり経過していない団体もあった。

図表9 開設年

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
1996～2000年	2	9.1
2001～2005年	8	36.4
2006～2010年	6	27.3
2011年以降	4	18.2
無回答	0	0.0

■ 団体の職員数（問2-1、2-2）

回答のあった22件のうち、職員数は全体で平均9.0人、うち訓練士は平均2.8人であった。団体によって、職員数は2～38人、訓練士は0～10人と大きな幅があった。

また、訓練士について、「訓練士の養成課程を受けている」と回答した団体は15件あったが、「特に養成は受けていない」という団体もあった。また、「訓練士の養成課程を受けている」と回答している場合でも、その内訳を見ると、必ずしも介助動作や聴導動作に特化したものではなかった。

なお、訓練士の平均経験年数は3.0年から31.0年と、団体によって大きな違いが見られた。

図表10 団体の職員数等

	平均
全体	21件
管理者	1.2人
訓練士	2.8人
研修生	0.4人
事務職員	1.8人
その他	2.9人
合計	9.0人

※職員数の内訳すべてについて有効回答のあった団体について集計。

図表11 訓練士のうち、訓練士の養成課程を受けているか否か

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
訓練士の養成課程を受けている	15	68.2
特に養成は受けていない	4	18.2
無回答	3	13.6

【訓練士の養成課程を受けている場合の具体的な内容】

- ◇ Bergin University of Canine Studies Association of Science in Assistsnce Dog Education 修了
- ◇ ドッグトレーナー専門学校
- ◇ サンフランシスコ SPCA 聴導犬プログラム
- ◇ 介助犬、聴導犬訓練者研修会、国立身体障害者リハビリテーションセンター
- ◇ JKC 公認訓練士
- ◇ JSV 公認訓練士
- ◇ ジャパンケネルクラブ公認の訓練士資格
- ◇ 愛玩動物飼育管理士(1 級、上級)
- ◇ 愛犬飼育管理士(JKC 公認)
- ◇ 公認動物看護師
- ◇ 国際盲導犬連盟基準による認定
- ◇ 社会福祉士
- ◇ ヘルパー2 級
- ◇ 他の盲導犬協会での 10 年以上の実務と、養成保稅の経験。
- ◇ 警察犬協会等の資格を有する。
- ◇ 日本聴導犬、介助犬訓練士学院併設（2009 年～）。
- ◇ PD 公認訓練士 等

※下線部：身体障害者補助犬の訓練に特化した内容あるいはそれに類するもの。

■ 過去3年間の相談件数（問2-1、2-2）と平成27～29年度における認定頭数（問4(1)）

回答のあった22件のうち、過去3年間に於ける身体障害者補助犬の利用に関する相談件数は団体によって大きな違いがあり、介助犬に関しては0件～85件、聴導犬に関しては0件～57件と幅があった。利用に関する相談件数が「0件」の団体は、介助犬では3件、聴導犬では4件あった。

また、平成27年度～29年度における認定を受けた頭数をみると、介助犬では0～8頭、聴導犬では0～11頭と幅があった。認定頭数が「0件」の団体は、介助犬では10件、聴導犬では5件あった。

相談を受けたが認定に至らなかった理由としては、そもそも身体障害者補助犬の対象ではない、補助犬の管理が難しい等の理由で適性がない、利用者の補助犬に対する理解が不十分、周囲の理解・協力が得られないといった理由が挙げられた。また、相談を受けて訓練を実施したが認定に至らなかった理由としては、訓練課程で適性がないことが判明した事例や本人からの辞退等があったほか、認定基準に合致しないためという回答が1件見られた。

図表12 過去3年間の身体障害者補助犬の利用に関する相談件数、及び平成27～29年度における認定頭数

	過去3年間の相談件数						認定を受けた頭数	
	介助犬			聴導犬			介助犬	聴導犬
	利用に関する相談件数	訓練に至らなかった件数	認定に至らなかった件数	利用に関する相談件数	訓練に至らなかった件数	認定に至らなかった件数		
訓練事業者1	85件	68件	1件				8頭	
訓練事業者2	0件	0件	0件				0頭	
訓練事業者3	0件	2件	4件	0件	0件	0件	0頭	3頭
訓練事業者4				5件	1件	0件		1頭
訓練事業者5	5件	-	-	3件	-	-	3頭	4頭
訓練事業者6				9件	7件	0件	0頭	2頭
訓練事業者7	-	5件	0件	-	1件	0件	0頭	0頭
訓練事業者8	2件	2件	0件				0頭	
訓練事業者9	61件	42件	8件				2頭	
訓練事業者10	-	-	-				3頭	
訓練事業者11	-	-	-				0頭	
訓練事業者12				-	4件	2件		3頭
訓練事業者13	3件	2件	3件	2件	1件	1件	0頭	0頭
訓練事業者14	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1頭	0頭
訓練事業者15	3件	3件	-				0頭	
訓練事業者16				0件	0件	0件		0頭
訓練事業者17	4件	2件	-	4件	2件	-	0頭	-
訓練事業者18	-	1件	1件	-	2件	2件	1頭	3頭
訓練事業者19	9件	9件	9件	0件	0件	0件	-	-
訓練事業者20*	13件	2件	0件	1件	1件	0件	0頭	0頭
訓練事業者21*	11件	4件	0件	28件	21件	0件	5頭	11頭
訓練事業者22*	8件	1件	1件	57件	34件	18件	3頭	7頭
合計	192件	132件	26件	102件	65件	19件	26頭	34頭

※過去3年間の相談件数の「合計」：利用に関する相談件数、訓練に至らなかった件数、認定に至らなかった件数のすべてに有効回答のあったものについてのみ集計。

※表中「-」は無回答、灰色網掛けは回答対象外であることを示す。また、表側の「*」は指定法人を兼ねていることを示す。

【相談を受けたが訓練に至らなかった理由】

分類	介助犬の場合	聴導犬の場合
身体障害者補助犬の対象外	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 介助犬導入の有効性が感じられない／相談の内容が、訓練を必要としない事項であった ◇ 指定法人の介助犬使用者の基準に合致しないと、当協会で判断したため 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 使用者としての適性がなかったため
補助犬の管理が困難	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 高齢者のため ◇ 一人暮らしを希望され、ヘルパーは介助犬の世話ができないため／重度障害者の独居 ◇ 重度障害者の独居 ◇ 精神手帳 1 級・2 級所持 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 40 日間の合同訓練の実施が無理と判断（居住地（各 1 人）と勤務の都合により）したため ◇ 家族構成が変わるまで訓練できないため ◇ 重度障害者の独居
補助犬に対する理解不足	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本人の認識不足 ◇ 社会参加意欲が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ペット犬との違いを説明して「難しい」と本人が判断したため
本人からの辞退	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 面接の結果、辞退されたため 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 聴導犬に関する説明をしたが、本人が希望しなかったため ◇ 訓練は嫌との意見のため
周囲の理解・支援者確保が困難	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 周囲や支援者の理解不足 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 家族に問題があったため ◇ （自己所有犬）飼育中の犬を聴導犬にしてほしいとの依頼で犬の適性判断の結果、民間アパート居住で家主の理解を得られなかったため
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本人との連絡不通 ◇ 認定試験が県外（本州でしか行えない）のため、移動費用の負担が大きいため／住居地までの距離が遠いため ◇ 都道府県委託事業の対象外もしくは貸与不適合の決定のため／委託待機期間の長さのため ◇ スタンダードプードルを介助犬にしたいとの相談であり、対応できないため 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 都道府県委託事業の対象外もしくは貸与不適合の決定のため／委託待機期間の長さのため ◇ ご家庭の事情により、訓練延期 ◇ 持ち込み犬のため、犬に作業意欲が見られなかった ◇ 協会側からお断りしたため ◇ そのまま連絡がなくなったため

【相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった理由】

分類	介助犬の場合	聴導犬の場合
認定基準に満たないため	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 指定法人の認定基準に、合致しないため。 	
身体障害者補助犬の対象外	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 訓練を開始するも本人の障害受容がされおらず、介助犬の管理や、自身の生活について再度組み立てを行ったところ、介助犬導入以前に治療、福祉サービスが必要と判断したため。 	
本人からの辞退	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 基礎訓練のみで、使用者に満足していただいた。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現在も訓練中 ◇ 犬の適性が合わないが、お手伝い犬に指導 ◇ 訓練というより、体験またはペットを聴導犬にしたいとの希望のため 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ユーザーさんが体調を崩し、ドクターストップになったため。 ◇ 訓練期間が長すぎて、本人および、犬（持ち込み犬）にも、負担が大きくなってしまったため。

平成 27～29 年度における認定実績及び開設年も踏まえて、1 年当たりの認定頭数を算出したところ、団体によって 0～5.3 頭と幅があった。上位 2 位は、指定法人を兼ねる訓練事業者が占めていた。

図表 13 平成 27～29 年度における 1 年当たり認定頭数

	1 年当たり認定頭数 (概算)
訓練事業者 1	2.7頭/年
訓練事業者 2	0.0頭/年
訓練事業者 3	3.0頭/年
訓練事業者 4	0.3頭/年
訓練事業者 5	2.3頭/年
訓練事業者 6	0.7頭/年
訓練事業者 7	0.0頭/年
訓練事業者 8	0.0頭/年
訓練事業者 9	0.7頭/年
訓練事業者 1 0	1.0頭/年
訓練事業者 1 1	0.0頭/年
訓練事業者 1 2	1.0頭/年
訓練事業者 1 3	0.0頭/年
訓練事業者 1 4	0.3頭/年
訓練事業者 1 5	0.0頭/年
訓練事業者 1 6	0.0頭/年
訓練事業者 1 7	0.0頭/年
訓練事業者 1 8	1.3頭/年
訓練事業者 1 9	-
訓練事業者 2 0 *	0.0頭/年
訓練事業者 2 1 *	5.3頭/年
訓練事業者 2 2 *	3.3頭/年
合計	1.0頭/年

※表中「-」は認定頭数が無回答のため算出ができなかったことを示す。

■ 身体障害者補助犬の使用をやめたきっかけ（問7）

使用者が、身体障害者補助犬の利用をやめたきっかけとしては、介助犬については「使用者の身体障害の状況が変わった」と「使用者の家族構成に変化があった」がそれぞれ22.2%で最も多かった。

聴導犬については「使用者の家族構成に変化があった」が26.7%で最も多く、次いで「使用者が高齢になった」が13.3%であった。

「その他」の具体的な内容としては、身体障害者補助犬が引退の時期になったためといった内容があった。

図表 14 身体障害者補助犬の使用をやめたきっかけ(複数回答)＜介助犬＞

	件数 (件)	割合 (%)
全体	18	100.0
使用者の身体障害の状況が変わった	4	22.2
使用者が高齢になった	3	16.7
使用者が転居して居住環境に変化があった	1	5.6
使用者の家族構成に変化があった	4	22.2
介助犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった	1	5.6
その他	5	27.8
無回答	8	44.4

図表 15 身体障害者補助犬の使用をやめたきっかけ(複数回答)＜聴導犬＞

	件数 (件)	割合 (%)
全体	15	100.0
使用者の身体障害の状況が変わった	1	6.7
使用者が高齢になった	2	13.3
使用者が転居して居住環境に変化があった	1	6.7
使用者の家族構成に変化があった	4	26.7
介助犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった	0	0.0
その他	4	26.7
無回答	7	46.7

■ 実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限設定の有無（問 9-1）

介助犬の訓練事業者 18 件のうち、実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限を設けている団体は 11 件であった。また、聴導犬の訓練事業者 15 件のうち、実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限を設けている団体は 5 件であり、介助犬、聴導犬ともに、上限設定を設けるかどうかに関しては、団体によって方針が異なっていた。

なお、上限を設けている場合の年齢はいずれの団体も 10～11 年であった。

図表 16 実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限設定の有無 <介助犬>

	件数 (件)	割合 (%)
全体	18	100.0
設けている	11	61.1
設けていない	7	38.9
無回答	0	0.0

※上限を設けている場合の年齢は平均 10.2 年

図表 17 実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限設定の有無 <聴導犬>

	件数 (件)	割合 (%)
全体	15	100.0
設けている	5	27.8
設けていない	8	44.4
無回答	2	11.1

※上限を設けている場合の年齢は平均 10.4 年

■ 実働年数が3年未満のうちに認定が取り消された事例（問 9-2）

これまで育成した身体障害者補助犬のうち、実働年数が3年未満のうちに認定が取り消された頭数は、介助犬については11頭（6団体の合計）、聴導犬については6頭（4団体の合計）であった。

取り消しの理由は、使用者または犬の体調の変化、家族構成の変化等が多く挙げられた。

■ 身体障害者補助犬の訓練に関する使用者との契約（問 12-1、12-2）

身体障害者補助犬の訓練に関して、使用者（使用予定者）と契約書を取り交わしている団体は59.1%であった。

契約内容としては、補助犬の貸与機関や譲渡等の所有権に関する内容、フォローアップに関する内容、補助犬の健康管理・衛生管理等に関する内容、費用に関する内容、相談・苦情受付に関する内容、損害賠償に関する内容等が挙げられた。

図表 18 身体障害者補助犬の訓練に関する使用者との契約書の取り交わしの有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
取り交わしている	13	59.1
取り交わしていない	6	27.3
無回答	3	13.6

【身体障害者補助犬の訓練に関する使用者との契約内容】

- ◇ 「貸与に関する契約書」、「継続指導に関する契約書」（貸与期間について、注意義務について、費用についてなど。）
- ◇ 使用者が補助犬に行う義務（訓練、医療、世話など）、育成協会の義務（アフターフォローの回数や、発生する費用など）、引退後の犬の所有権。
- ◇ 貸与期間、費用負担、犬の行動、健康管理、フォローアップ、引退、犬に対する損害賠償、第三者への譲渡、賃貸、転貸、担保について、後継の貸与、個人情報
- ◇ 補助犬の所有権、および貸与年数等。
- ◇ 犬のメンテナンスや、リタイヤ後の引き取り等
- ◇ 予防ワクチンを接種すること、訓練中の事故、ケガ等の責任を、協会へ問わないこと、協会にて月に一回の調査を受けること等
- ◇ 適応調査・マッチング・合同訓練・認定・継続指導・引退などを円滑に進められるように、その流れや費用負担や、どのような判断材料をもとに、誰が判断するかを記した取り決め
- ◇ 目的、期間、サービス内容、利用料（合宿時の宿泊費等自費分）、相方の解除権、契約の終了、合同訓練中の損害賠償、秘密保持、苦情処理
- ◇ 使用者として、守るべき事等
- ◇ 補助犬の健康管理の義務、アフターケアの要求、連絡相談、認定の取り消し

■ 身体障害者補助犬をお渡しする形態（問 13-1、13-2）

使用者に身体障害者補助犬をお渡しする形態としては、大半が「貸与している」としていたが、「譲渡している」団体も1件あった。

また、「貸与している」と回答した団体のうち、使用期間を終えた身体障害者補助犬の使用者への譲渡に関しては、「譲渡している」が76.5%と大半を占めていた。

図表 19 使用者に身体障害者補助犬をお渡しする形態

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
貸与している	17	77.3
譲渡している	1	4.5
無回答	4	18.2

図表 20 貸与していると回答した場合の、使用期間を終えた身体障害者補助犬の使用者への譲渡の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	17	100.0
譲渡している	13	76.5
譲渡していない	3	17.6
無回答	1	5.9

■ 身体障害者補助犬の訓練やフォローアップに関する使用者からの費用徴収の有無（問 14）

身体障害者補助犬の訓練やフォローアップに関して、使用者から「費用徴収はしていない」が77.3%と大半を占めていた。「費用徴収している」も2件あったが、そのうち具体的な内容について回答があった1件についてみると、「シャンプー2000円、口頭での説明のみ」であり、追加訓練に関しては費用徴収をしていないものと推察された。

図表 21 身体障害者補助犬の訓練やフォローアップに関する使用者からの費用徴収の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
費用徴収をしている	2	9.1
費用徴収はしていない	17	77.3
無回答	3	13.6

②身体障害者補助犬の利用に関する適性評価

■ 身体障害者補助犬の利用に関する適性評価を行うタイミング、実施方法等（問 15～17）

身体障害者補助犬の利用に関する適性評価を行うタイミングは、「利用の相談があった際」が 63.6%で最も高く、次いで「候補犬とマッチングを行う際」が 31.8%であった。

なお、「候補犬とマッチングを行う際」のみを選択した団体は 2 件であった。

「その他」の具体的な内容としては、「合同訓練までは随時行う」といった回答があった。

図表 22 身体障害者補助犬の利用に関する適性評価を行うタイミング(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
利用の相談があった際	14	63.6
候補犬とマッチングを行う際	7	31.8
その他	3	13.6
無回答	5	22.7

身体障害者補助犬の利用に関する適性評価を行う方法は、「面談等により実施（居宅訪問を含む）」が 59.1%で最も多かった。一方、「体験会の開催により実施（宿泊を伴わない／宿泊を伴う）」や「別の法人による事前評価を実施」、「指定法人以外の医療機関で事前評価を実施」は実施割合が低かった。

「別の法人による事前評価を実施」を選択した場合の具体的な連携先としては、リハビリテーションセンター系の指定法人等が挙げられた。

なお、「面談等により実施（事業所への来訪のみ）」のみを選択した団体が 3 件あった。

図表 23 適性評価の実施方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
面談等により実施（事業所への来訪のみ）	7	31.8
面談等により実施（居宅訪問を含む）	13	59.1
体験会の開催により実施（宿泊を伴わない）	4	18.2
体験会の開催により実施（宿泊を伴う）	3	13.6
別の法人による事前評価を実施	5	22.7
指定法人以外の医療機関で事前評価を実施	6	27.3
その他	1	4.5
無回答	4	18.2

【「別の法人による事前評価を実施」の場合の指定法人名】

- ◇ 横浜市総合リハビリテーションセンター
- ◇ 名古屋市リハビリテーションセンター
- ◇ 兵庫県立総合リハビリテーションセンター
- ◇ 認定を希望する指定法人

身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目は「障害の内容・程度」と「生活環境」がそれぞれ 45.5%で最も多かった。これら項目は、本設問について有効回答のあった団体に限定してみると、全ての団体が選択していた。

図表 24 身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
基本属性	8	36.4
障害の内容・程度	10	45.5
生活環境	10	45.5
身体障害者補助犬に対する理解	9	40.9
身体障害者補助犬に対するニーズ	7	31.8
その他	3	13.6
無回答	12	54.5

【身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目の具体的内容】

基本属性	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 年齢、協力者の有無、経済状況 ◇ 年齢、経済状況、家族の理解、コミュニケーション能力 ◇ 高齢者でないこと。 ◇ 身体障害者の認定を受けていなくても相談にのる。 ◇ 年齢 ◇ 兵庫県立総合リハビリテーションセンターの認定審査基準に、合致しているか。 ◇ 年収、家族構成など
障がいの内容・程度	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 介助犬ニーズがあるか、外出可能か。 ◇ 特に重視してはいませんが、様々な面から評価し必要と判断すれば。 ◇ 犬の管理ができること。 ◇ 問わず相談に乗っている。 ◇ 障害原因、経過と現在の障害程度。 ◇ 介助犬の使用が可能か。 ◇ 聴覚障害、肢体障害・身体障害者手帳所有。 ◇ 知的障害がないこと。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 一人で外出できる整備環境か、犬飼育可能な整理状況か。 ◇ 犬の受入れをする上で、訓練士のアドバイスを聞く姿勢があるか。 ◇ 家族がいること。 ◇ 家族（ペット）として、適正に犬の世話ができるかどうか。 ◇ 1週間・1か月単位の生活状況、住環境。 ◇ 介助犬と生活可能か。援助サポート体制があるか。 ◇ ケアや、犬を飼える住居環境。 ◇ 大型を飼うスペースがあること。
身体障害者補助犬に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自立と社会参加を目的としているか。 ◇ 自発的に、補助犬に関する知識を得ようとしているか。 ◇ 犬はロボットではないこと。 ◇ 当協会では、生活上様々な事象の補助になる事を説明します。 ◇ ・法的位置づけ、・動物福祉や飼育について、・作業内容。 ◇ 介助犬と暮らすことで、QOL・自立・社会参加などに有効か。 ◇ ペットとは異なり、義務があることへの理解。
身体障害者補助犬に対するニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ニーズの内容 ◇ メリット、デメリットを、きちんと理解した上で希望しているか。 ◇ 社会参加や、QOL 維持向上の意欲。 ◇ ペットとは異なり、義務があることへの理解と、補助犬法への理解度。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 高次脳機能障害の有無、精神障害の有無。 ◇ 家族の意向

■ 身体障害者補助犬の使用に関する適性に関するマニュアルや手順書の有無（問 18）

身体障害者補助犬の使用に関する適性評価に係るマニュアルや手順書について、「ある」は 54.5%と、マニュアル等の整備状況には団体によってばらつきが見られた。

なお、指定法人を兼ねている団体 5 件のうち、マニュアルや手順書が「ある」団体は 1 件のみであった。

図表 25 身体障害者補助犬の使用に関する適性評価に係るマニュアルや手順書の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
ある	12	54.5
ない	5	22.7
無回答	5	22.7

③訓練の実施状況

■ 基礎訓練の実施状況

● 基礎訓練の実施状況（問 19）

基礎訓練に関しては、屋内・屋外ともに概ね全ての項目について「必ず実施」されていたが、項目によっては「一部未実施」が散見された。

図表 26 基礎訓練の実施状況(n=22)

<屋内での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①呼んだら来る	86.4	0.0	0.0	13.6
②座る、伏せる、待つ、止まる	86.4	0.0	0.0	13.6
③解除の意思表示があるまで維持できる	86.4	0.0	0.0	13.6
④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	77.3	9.1	0.0	13.6
⑤指示された時・場所で排泄できる	86.4	0.0	0.0	13.6
⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	72.7	13.6	0.0	13.6
⑦使用者に注目して集中することができる	86.4	0.0	0.0	13.6
⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	86.4	0.0	0.0	13.6

<屋外での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①呼んだら来る	77.3	0.0	0.0	22.7
②座る、伏せる、待つ、止まる	77.3	0.0	0.0	22.7
③解除の意思表示があるまで維持できる	77.3	0.0	0.0	22.7
④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	77.3	0.0	0.0	22.7
⑤指示された時・場所で排泄できる	77.3	0.0	0.0	22.7
⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	72.7	4.5	0.0	22.7
⑦使用者に注目して集中することができる	77.3	0.0	0.0	22.7
⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	72.7	0.0	0.0	27.3

- **訓練場所（問 20）**

基礎訓練について屋外で訓練を行う場合の訓練場所としては、「公共交通機関（電車、バス等）」や「スーパー、百貨店等の商業施設」がそれぞれ 77.3% で最も多かった。ホテル等の宿泊施設に関しては利用者の生活状況や地域の様子を反映したためか、22.7% と低かった。

図表 27 訓練場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	17	77.3
ホテル等の宿泊施設	5	22.7
スーパー、百貨店等の商業施設	17	77.3
レストラン、喫茶店等の飲食施設	16	72.7
その他	7	31.8
無回答	3	13.6

- **基礎訓練に関する記録の作成・保管状況（問 23-1、23-2）**

基礎訓練に関する記録の作成・保管を「行っている」は 68.2% であった。

その場合、作成頻度は「日々記録している」「一定期間ごとに記録している」「不定期に（随時）記録している」が同程度にあり、標準的な記録の頻度は見出せなかった。

図表 28 基礎訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
行っている	15	68.2
行っていない	4	18.2
無回答	3	13.6

図表 29 基礎訓練に関する記録の作成・保管を行っている場合の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
日々記録している	5	33.3
一定期間ごとに記録している	5	33.3
不定期に（随時）記録している	4	26.7
その他	1	6.7
無回答	0	0.0

- **基礎訓練に関する訓練動作の評価者（問 24）**

基礎訓練における訓練動作の評価者は、「訓練を担当している職員」が 77.3%であり、「訓練を担当していない職員」は 50.0%であった。「外部の職員」や「評価していない」はなかった。

なお、「訓練を担当している職員」のみを選択した団体が 7 件あった。

図表 30 基礎訓練に関する訓練動作の評価者（複数回答）

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
訓練を担当している職員	17	77.3
訓練を担当していない職員	11	50.0
外部の職員	1	4.5
評価していない	0	0.0
無回答	3	13.6

■ 介助動作訓練、聴導動作訓練の実施状況

● 訓練計画の作成にあたって使用者の障がいとニーズの評価方法（問 26）

介助動作訓練、聴導動作訓練を開始するタイミングは、団体の職員が面談等を行い決定する方法が多く、外部の関係者が関わっている団体はごくわずかであった。

また、訓練計画の作成にあたり、使用者の障害とニーズをどのように評価しているか尋ねたところ、9件が「団体職員のみで作成」のみを選択しており、「外部の専門職と連携して作成」を選択した団体は9件にとどまった。なお、訓練と認定を行っている団体では「外部の専門職と連携して作成」を選択した団体は3件中1件のみであった。

図表 31 介助動作訓練、聴導動作訓練を開始するタイミングの決定方法と訓練計画の作成にあたり使用者の障がいとニーズを評価する方法(複数回答)

	介助動作訓練/聴導動作訓練を開始するタイミング	訓練計画の作成にあたり使用者の障がいとニーズの評価方法		
		団体職員のみで作成	外部の専門職と連携して作成	その他
訓練事業者 1	1歳で訓練センター入所後、基礎訓練を開始し、犬の特性を見極めながら担当訓練士が判断し開始している。	○	×	○
訓練事業者 2	個体の能力に合わせて決定する。	○	×	×
訓練事業者 3	基礎訓練と平行して行う。	○	×	×
訓練事業者 4	基礎訓練終了後	○	×	×
訓練事業者 5	基礎訓練終了後	○	○	×
訓練事業者 6	候補犬導入時から開始し、マッチング終了後に、使用者のニーズに合わせて追加訓練。	×	○	×
訓練事業者 7	-	×	○	×
訓練事業者 8	基礎訓練後	○	×	×
訓練事業者 9	犬に対する服従訓練(基礎訓練)が、目標に達した時点。	○	×	×
訓練事業者 10	各候補犬の基礎訓練の進捗と習熟に合わせて。	×	○	×
訓練事業者 11	各候補犬の基礎訓練の進捗と習熟に合わせて。	×	○	×
訓練事業者 12	基礎訓練中、使用者と候補犬との相性を見て判断。	×	○	×
訓練事業者 13	指定法人の面接終了後に、当協会において。希望者のかかりつけ医療機関の指導を受ける。	○	×	○
訓練事業者 14	基礎訓練、社会化、順知終了後	○	×	×
訓練事業者 15	-	×	×	×
訓練事業者 16	-	×	×	×
訓練事業者 17	訓練者の判断	○	○	×
訓練事業者 18	使用者と犬の親和がとれ、基本動作訓練がスムーズにできたころ。	○	×	×
訓練事業者 19	相談後	×	○	×
訓練事業者 20*	基礎訓練、介助動作、聴覚動作をしておき、希望者があられたら追加する。	○	×	×
訓練事業者 21*	希望者の希望する期間、および候補犬の訓練状況により決定。	○	×	×
訓練事業者 22*	ホップステップとろりでのフーフーフイス(社会化と基礎訓練含む)が終わり、協会に戻ってきた時点からスタート	×	○	×
合計		13件	9件	2件

※表中「-」は無回答であることを示す。また、表側の「*」は指定法人を兼ねていることを示す。

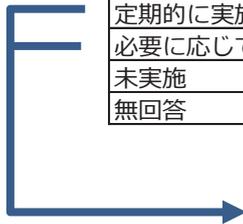
- 訓練計画の見直しの有無、経過記録の保管状況（問 28）

訓練計画の見直しの有無は、「必要に応じて実施」が 77.3%で最も高く、「定期的の実施」が 13.6%であった。

訓練計画の見直しを「定期的の実施」または「必要に応じて実施」している場合の、見直しの経過記録の保管については、「保管なし」が 55.0%と過半数を占めていた。

図表 32 訓練計画の見直しの有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
定期的の実施	3	13.6
必要に応じて実施	17	77.3
未実施	0	0.0
無回答	2	9.1



図表 33 経過記録の保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	20	100.0
保管あり	7	35.0
保管なし	11	55.0
無回答	2	10.0

● 介助動作訓練の実施状況（問 29）

基礎訓練に関しては、屋内・屋外ともに「物の拾い上げ及び運搬」や「特定の物を手元に持ってくる」の割合は高いものの、その他の項目に関しては利用者のニーズを反映してか、「一部実施」や「未実施」の割合が高くなっていた。

図表 34 介助動作訓練の実施状況(n=18)

<屋内での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①物の拾い上げ及び運搬	88.9	5.6	0.0	5.6
②特定の物を手元に持ってくる	88.9	5.6	0.0	5.6
③ドアの開閉	66.7	27.8	0.0	5.6
④スイッチの操作	33.3	44.4	16.7	5.6
⑤起立、体位変換時の介助	22.2	38.9	22.2	16.7
⑥車いすへの移乗介助	27.8	22.2	33.3	16.7
⑦歩行介助と姿勢支持	22.2	33.3	27.8	16.7
⑧階段昇降の介助	22.2	38.9	22.2	16.7
⑨車いすの牽引等	22.2	55.6	16.7	5.6
⑩衣服や靴等の着脱	44.4	44.4	5.6	5.6
⑪緊急時の連絡手段確保	83.3	11.1	0.0	5.6

<屋外での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①物の拾い上げ及び運搬	83.3	5.6	0.0	11.1
②特定の物を手元に持ってくる	77.8	11.1	0.0	11.1
③ドアの開閉	44.4	27.8	11.1	16.7
④スイッチの操作	22.2	38.9	22.2	16.7
⑤起立、体位変換時の介助	16.7	27.8	27.8	27.8
⑥車いすへの移乗介助	22.2	16.7	33.3	27.8
⑦歩行介助と姿勢支持	16.7	27.8	27.8	27.8
⑧階段昇降の介助	16.7	33.3	22.2	27.8
⑨車いすの牽引等	11.1	55.6	16.7	16.7
⑩衣服や靴等の着脱	16.7	55.6	11.1	16.7
⑪緊急時の連絡手段確保	61.1	22.2	5.6	11.1

- 訓練場所（問 30）

介助動作訓練について屋外で訓練を行う場合の訓練場所としては、「公共交通機関（電車、バス等）」88.9%で最も多かったが、100%には至っていなかった。

図表 35 訓練場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	18	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	16	88.9
ホテル等の宿泊施設	2	11.1
スーパー、百貨店等の商業施設	16	88.9
レストラン、喫茶店等の飲食施設	15	83.3
その他	8	44.4
無回答	0	0.0

- 介助動作訓練に関する記録の作成・保管状況（問 33-1、33-2）

介助動作訓練に関する記録の作成・保管を「行っている」は50.0%であった。

その場合、作成頻度は「日々記録している」が44.4%、「不定期に（随時）記録している」が33.3%であった。

図表 36 介助動作訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	18	100.0
行っている	9	50.0
行っていない	7	38.9
無回答	2	11.1

図表 37 介助動作訓練に関する記録の作成・保管を行っている場合の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	9	100.0
日々記録している	4	44.4
一定期間ごとに記録している	1	11.1
不定期に（随時）記録している	3	33.3
その他	1	11.1
無回答	0	0.0

● 介助動作訓練に関する訓練動作の評価者（問 34）

介助動作訓練における訓練動作の評価者は、「訓練を担当している職員」が 77.8%であり、「訓練を担当していない職員」は 61.1%であった。なお、「外部の職員」は 2 件のみであった。

なお、「訓練を担当している職員」のみを選択した団体が 5 件あった。

図表 38 介助動作訓練に関する訓練動作の評価者（複数回答）

	件数 (件)	割合 (%)
全体	18	100.0
訓練を担当している職員	14	77.8
訓練を担当していない職員	11	61.1
外部の職員	2	11.1
評価していない	0	0.0
無回答	1	5.6

● 聴導動作訓練の実施状況（問 35）

聴導動作訓練に関しては、屋内では概ね「必ず実施」の割合が高いが、屋外では無回答の割合が高く、結果の解釈には留意が必要である。

図表 39 聴導動作訓練の実施状況(n=16)

<屋内での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	80.0	0.0	0.0	20.0
②音源に反応し音源場所に行く	80.0	0.0	0.0	20.0
③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	80.0	0.0	0.0	20.0
④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	66.7	13.3	0.0	20.0
⑤火災報知器等の警報音や危険信号を知らせる	60.0	20.0	0.0	20.0
⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	40.0	40.0	0.0	20.0
⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	73.3	0.0	0.0	26.7

<屋外での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	60.0	0.0	0.0	40.0
②音源に反応し音源場所に行く	66.7	0.0	0.0	33.3
③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	66.7	0.0	0.0	33.3
④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	53.3	13.3	0.0	33.3
⑤火災報知器等の警報音や危険信号を知らせる	46.7	13.3	6.7	33.3
⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	40.0	26.7	0.0	33.3
⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	53.3	0.0	0.0	46.7

● 訓練場所（問 30）

聴導動作訓練について屋外で訓練を行う場合の訓練場所としては、「公共交通機関（電車、バス等）」が73.3%で最も多かったが、100%には至っていなかった。

図表 40 訓練場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	15	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	11	73.3
ホテル等の宿泊施設	4	26.7
スーパー、百貨店等の商業施設	10	66.7
レストラン、喫茶店等の飲食施設	9	60.0
その他	5	33.3
無回答	3	20.0

● 聴導動作訓練に関する記録の作成・保管状況（問 33-1、33-2）

聴導動作訓練に関する記録の作成・保管を「行っている」は53.3%であった。その場合、作成頻度は「一定期間ごとに記録している」が37.5%であった。

図表 41 聴導動作訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	15	100.0
行っている	8	53.3
行っていない	5	33.3
無回答	2	13.3

図表 42 聴導動作訓練に関する記録の作成・保管を行っている場合の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	8	100.0
日々記録している	2	25.0
一定期間ごとに記録している	3	37.5
不定期に（随時）記録している	2	25.0
その他	1	12.5
無回答	0	0.0

- 聴導動作訓練に関する訓練動作の評価者（問 34）

聴導動作訓練における訓練動作の評価者は、「訓練を担当している職員」が 66.7%であり、「訓練を担当していない職員」は 46.7%であった。また、「評価していない」が 1 件あった。

なお、「訓練を担当していない職員」のみを選んだ団体が 4 件あった。

図表 43 聴導動作訓練に関する訓練動作の評価者(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	15	100.0
訓練を担当している職員	10	66.7
訓練を担当していない職員	7	46.7
外部の職員	0	0.0
評価していない	1	6.7
無回答	3	20.0

- 合同訓練の実施状況

- 利用者に対する説明方法（問 41）

利用者に対する、身体障害者補助犬法の仕組みや身体障害者補助犬の使用上の留意点に関する説明方法は、「書面により説明」が 50.0%、「講義・研修形式により説明」が 31.8%であった。

図表 44 利用者への身体障害者補助犬法の仕組み等に関する説明方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
書面により説明	11	50.0
講義・研修形式により説明	7	31.8
その他	4	18.2
無回答	5	22.7

- 合同訓練の実施状況（問 42）

合同訓練に関しては、いずれの項目も「必ず実施」の割合が高いが、「障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練」や「屋内外の生活環境に応じた訓練」、「不特定多数の者が利用する施設に同伴する訓練」は「一部未実施」が散見された。

図表 45 合同訓練の実施状況(n=22)

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練	72.7	9.1	0.0	18.2
②屋内外の生活環境に応じた訓練	72.7	9.1	0.0	18.2
③訓練犬との意思疎通の手段の指導	81.8	0.0	0.0	18.2
④訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理	81.8	0.0	0.0	18.2
⑤不特定多数の者が利用する施設に同伴する訓練	77.3	4.5	0.0	18.2

- 合同訓練に関する記録の作成・保管状況（問 45-1、45-2）

合同訓練に関する記録の作成・保管を「行っている」は59.1%であった。
その場合、作成頻度は「日々作成している」が46.2%であった。

図表 46 合同訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
行っている	13	59.1
行っていない	6	27.3
無回答	3	13.6

図表 47 合同訓練に関する記録の作成・保管を行っている場合の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	13	100.0
日々記録している	6	46.2
一定期間ごとに記録している	3	23.1
不定期に（随時）記録している	3	23.1
その他	1	7.7
無回答	0	0.0

● 合同訓練の評価方法（問 46-1）

合同訓練の評価方法は、「訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している」が 45.5%で最も多かった。「外部の職員によって、認定審査の受審の可否を決定している」31.8%であった。また、「認定審査の受審の可否を決定するプロセスがない」が 1 件あった。「訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している」のみを選択した団体が 5 件あった。

なお、受審の可否を決定する際の、評価に関する様式を「定めている」は 64.7%、「定めていない」は 35.3%であった。

図表 48 合同訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	10	45.5
訓練を担当した職員以外によって、認定審査の受審の可否を決定している	7	31.8
外部の職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	7	31.8
認定審査の受審の可否を決定するプロセスがない	1	4.5
無回答	4	18.2

図表 49 認定審査の受審の可否を決定する際の評価に関する様式の定めの有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	17	100.0
定めている	11	64.7
定めていない	6	35.3
無回答	0	0.0

● 各訓練の実施日数（問 21、31、37、43）

各訓練の実施日数は下表のとおりであり、団体によって大きなばらつきが見られたが、概ね「介助犬の訓練基準に関する検討会報告書」や「聴導犬の訓練基準に関する検討会報告書」に示されている日数を上回る回答であった。

ただし、聴導動作訓練及び合同訓練の一部において、同報告書に示されている日数を下回る事例があった。

また、団体によっては、使用者に身体障害者補助犬を引き渡した後の日数を計上しており、訓練士が関わっていない日数が含まれている可能性がある点に留意が必要である。

図表 50 各訓練の実施日数

	平均的な訓練日数				
	基礎訓練	介助動作訓練	聴導動作訓練	合同訓練 1 頭目	合同訓練 2 頭目
訓練事業者 1	80日	120日		80日	50日
訓練事業者 2	-	-		-	-
訓練事業者 3	-	180日	180日	180日	180日
訓練事業者 4	120日	-	100日	10日	-
訓練事業者 5	-	-	-	40日	40日
訓練事業者 6	120日		120日	180日	90日
訓練事業者 7	60日	150日	-	40日	40日
訓練事業者 8	250日			-	-
訓練事業者 9	180日	240日		18日	10日
訓練事業者 1 0	-	-		-	-
訓練事業者 1 1	-	-		-	-
訓練事業者 1 2	100日		180日	-	-
訓練事業者 1 3	90日	-	-	90日	
訓練事業者 1 4	120日	120日	120日	120日	120日
訓練事業者 1 5	183日	183日		-	-
訓練事業者 1 6	-		-	-	-
訓練事業者 1 7	-		-	-	-
訓練事業者 1 8	-	175日	175日	125日	100日
訓練事業者 1 9	-	120日	-	40日	40日
訓練事業者 2 0 *	60日	120日	120日	40日	40日
訓練事業者 2 1 *	60日	200日	200日	40日	40日
訓練事業者 2 2 *	100日	140日	28日	34日	15日
合計	平均117.2日	平均158.9日	平均135.9日	平均74.1日	平均63.8日

※「介助犬の訓練基準に関する検討会報告書」（平成 14 年 6 月）では、基礎訓練は通常生後 12 か月から 24 か月の間に訓練を開始することが望ましいとしており、実施日数として概ね 60 日間以上行うことが望ましいとしている。介助動作は 120 日間以上、合同訓練は 40 日以上行うこととしている。

※「聴導犬の訓練基準に関する検討会報告書」（平成 14 年 6 月）では、基礎訓練は実施日数として概ね 60 日間以上行うことが望ましいとしている。聴導動作は 100 日間以上、合同訓練は 10 日以上行うこととしている。

※表中「-」は無回答、灰色網掛けは回答対象外であることを示す。また、表側の「*」は指定法人を兼ねていることを示す。

※破線囲みは標準的な訓練日数を下回っていることを示す。

④公共の場で訓練する場合の手続き

■ 公共の場で訓練する場合の手続き（問 47～49）

公共の場で訓練する場合の手続きに関しては、「事前に許可を得て実施」が 86.4%であり、「特に許可を得ず実施」が 1 件あった。

公共の場での訓練について今まで苦情を「受けたことがある」が 2 件あった。具体的には、苦情の原因は「エレベータースイッチトレーニングで、壁紙破損。」が理由であり、対応策として「ステンレスパネル作成・使用」を講じたとのことであった。また、公共の場で訓練する場合に「特に許可を得ずに実施」と回答した団体においては、「許可を取ったのか」という苦情を受け、「施設側に話をして許可を取った」という回答もあった。

図表 51 公共の場で訓練する場合の手続き

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
事前に許可を得て実施	19	86.4
特に許可を得ず実施	1	4.5
公共の場での訓練を実施していない	0	0.0
無回答	2	9.1

図表 52 公共の場での訓練に関する苦情の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
受けたことがある	2	9.1
受けたことはない	19	86.4
無回答	1	4.5

【公共の場での訓練を円滑に行うために取り組んでいることや配慮していること】

- ◇ 公共の場での訓練を行うことのできる訓練士については、ハンドラー認定試験を行い判断している。
- ◇ ある程度訓練が進んでから、公共訓練を行う。
- ◇ 聴導犬についての啓発活動を進め、訓練先の許可を得るために、ていねいな説明を行っている。
- ◇ 人に迷惑をかけないように心がけている。
- ◇ 施設に事前に連絡をし、訓練に関しての説明、および日程の調整を行うことで、施設側に不安を与えないように行っている。
- ◇ 犬嫌いの人への配慮。
- ◇ レストランなどの入り口に、介助犬の訓練を行う旨の表示を設置していただく。
- ◇ 周囲に迷惑をかけないように、思いつく配慮を尽くす。
- ◇ 周囲の方達へのあいさつ、配慮を欠かさない。
- ◇ 公共の場所で訓練可能レベルかを、当協会を確認後に実
- ◇ 排泄の管理が出来る、抜毛などがないよう衛生管理
- ◇ 介助犬と識別できるマント着用。
- ◇ 服を着用したり、訓練中と表示。
- ◇ 事前の説明や、担当者へのあいさつ。
- ◇ 良識ある行動

■ 公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関する情報収集（問 50）

公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関する情報収集について、「情報収集に努め訓練・指導に盛り込んでいる」が 50.0%、「情報収集はしている」が 22.7%と一定程度あるものの、「特にしていない」も 22.7%あった。

図表 53 公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関する情報収集の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
情報収集に努め訓練・指導に盛り込んでいる	11	50.0
情報収集はしている	5	22.7
特にしていない	5	22.7
無回答	1	4.5

⑤フォローアップの状況

■ フォローアップの方法（問 51-1～51-3）

使用者に対して追加訓練や再訓練の必要性をどのように確認しているか尋ねたところ、「書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している」が 72.7%で最も高く、次いで「使用者からの相談・報告があった場合に確認している」が 54.5%であった。「確認していない」という回答はなかった。なお、「使用者からの相談・報告があった場合に確認している」のみを選択した団体は 3 件あった。

確認している場合の、確認内容としては、「犬の健康状態、作業状況」や「補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ」は 90%以上と高かったが、「環境の変化」や「使用者の社会参加の状況」は 73.7%と相対的に低かった。

図表 54 フォローアップの方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している	16	72.7
使用者からの相談・報告があった場合に確認している	12	54.5
確認していない	0	0.0
無回答	3	13.6

図表 55 フォローアップをしている場合の確認内容(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	19	100.0
使用者の障害やニーズの変化	15	78.9
環境の変化	14	73.7
犬の基礎動作や介助動作の状況	16	84.2
犬の健康状態、作業状況	18	94.7
補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ	18	94.7
使用者の社会参加の状況	14	73.7
その他	1	5.3
無回答	0	0.0

■ 使用開始後の訓練・指導の実施状況（問 52）

使用開始後1年目と2年目以降とは、訓練・指導の実施状況に大きな違いは見られなかった。

図表 56 使用開始後1年目の訓練・指導の実施状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
定期的実施	11	50.0
不定期に（随時）実施	8	36.4
無回答	4	18.2

図表 57 使用開始後2年目以降の訓練・指導の実施状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
定期的実施	11	50.0
不定期に（随時）実施	9	40.9
無回答	5	22.7

■ 使用開始後の追加訓練、再訓練の記録（問 53-1、53-2）

追加訓練、再訓練に際して記録の作成や保管を「行っている」は50.0%であり、必ずしも記録が取られていなかった。

記録の作成や保管を「行っている」場合の作成頻度は、「不定期に（随時）記録している」が36.4%で最も高かった。

図表 58 追加訓練、再訓練に係る記録の作成や保管の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
行っている	11	50.0
行っていない	7	31.8
無回答	4	18.2

図表 59 追加訓練、再訓練に係る記録の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	11	100.0
日々記録している	3	27.3
一定期間ごとに記録している	3	27.3
不定期に（随時）記録している	4	36.4
その他	1	9.1
無回答	0	0.0

■ **利用者からの苦情や意見の受付状況（問 55-1、55-2）**

利用者からの苦情や意見を受け付ける窓口が「ある」は81.8%であり、多くの団体が窓口を設けていた。

窓口の有無に関わらず、苦情が寄せられたことがあるかどうか尋ねたところ、「ある」が22.7%であった。

利用者のニーズと団体との調整のため第三者機関を設けているかどうか尋ねたところ、「設けている」は18.2%であり、多くの団体が設けていなかった。

図表 60 利用者からの苦情や意見を受け付ける窓口の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
ある	18	81.8
ない	1	4.5
無回答	3	13.6

図表 61 利用者から苦情が寄せられた経験の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
ある	5	22.7
ない	14	63.6
無回答	3	13.6

図表 62 利用者のニーズと団体との調整のための第三者機関の設置の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
設けている	4	18.2
設けていない	15	68.2
無回答	3	13.6

■ 利用者支援のための取組（問 54）

利用者支援の取組として、「団体内の利用者同士の交流」を実施している団体は 50.0%、「他団体の利用者同士の交流」を実施している団体は 13.6%と低かった。

図表 63 利用者支援のための取組：団体内の利用者同士の交流

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
実施	11	50.0
未実施	7	31.8
無回答	4	18.2

図表 64 利用者支援のための取組：他団体の利用者同士の交流

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
実施	3	13.6
未実施	12	54.5
無回答	7	31.8

⑥人材育成の取組

■ 人材育成の取組（問 57）

団体における人材育成の取組として実施しているものは、「自組織内での研修、勉強会の開催」と「外部の研修、勉強会への参加」が 50%を超えていたが、「他の訓練事業者等との人材交流」は 45.5%、「学会への参加」は 22.7%、「専門講師等の招聘」は 13.6%に留まった。

国等が開催する外部の研修会に対して期待する内容としては、訓練に関する実践的な内容や、補助犬の意義を再確認できる内容、福祉等の関連知識に関する内容のほか、他団体との交流や、指定法人や自治体を対象とした研修会を希望する声もあった。

図表 65 団体における人材育成の取組として実施しているもの（複数回答）

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
自組織内での研修、勉強会の開催	14	63.6
外部の研修、勉強会への参加	12	54.5
他の訓練事業者等との人材交流	10	45.5
学会への参加	5	22.7
専門講師等の招聘	3	13.6
その他	1	4.5
無回答	4	18.2

【国等が開催する外部の研修会に対して期待する内容】

- ◇ 育成事業者として、補助犬育成の意義（障害者の社会参加と自立の促進であること）を再認識できる様な研修会
- ◇ 自治体向けの、補助犬啓発イベントや研修会
- ◇ 指定法人向けの、認定基準統一が図れるようになるための研修会
- ◇ 海外から講師を呼んでほしい
- ◇ 実用的なトレーニングに関する研修
- ◇ 他団体と交流、情報交換できる場
- ◇ 当協会では教育しにくい、福祉などに関わるセミナーなどを開催してほしい。
- ◇ 国リハ学院の研修会の募集が、直前すぎる。もっと早く、スケジュールや講師の予定を組んでください。
- ◇ 座学ではなくて、応用できる内容を期待します。
- ◇ （認定）指定法人の具体的な認定項目と基準について。指定法人の資格取得条件について。
- ◇ 実践的な訓練ノウハウ。犬の資質、適性検査等。

支援の質を担保するための第三者機関による評価や助言・指導を受けているかどうか尋ねたところ、「受けている」と「受けていない」が同程度であった。

図表 66 支援の質を担保するための第三者機関による評価や助言・指導の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
受けている	10	45.5
受けていない	11	50.0
無回答	1	4.5

⑦関係機関との連携状況

■ 利用者が身体障害者補助犬を知ったきっかけ（問6）

利用者が身体障害者補助犬を知ったきっかけは、利用相談者、及び実際に訓練を受けた方のいずれにおいても「団体のホームページ、SNS」や「マスコミの報道」が第1位・2位を占めていた。

一方、「市町村、都道府県の窓口や資料」は約2割、医療機関からの情報提供は1割弱にとどまっていた。

図表 67 利用者が身体障害者補助犬を知ったきっかけ(複数回答)

	利用相談者		実際に訓練を受けた方	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0	22	100.0
厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	0	0.0	0	0.0
貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	5	22.7	4	18.2
貴団体主催の補助犬イベント	7	31.8	4	18.2
厚生労働省ホームページ、SNS	0	0.0	0	0.0
貴団体のホームページ、SNS	13	59.1	7	31.8
貴団体以外の団体のホームページ、SNS	5	22.7	2	9.1
マスコミの報道	12	54.5	7	31.8
市町村、都道府県の窓口や資料	5	22.7	5	22.7
医療機関からの情報提供	2	9.1	2	9.1
ご家族からの紹介	7	31.8	3	13.6
知人からの紹介	8	36.4	5	22.7
その他	5	22.7	6	27.3
その他	0	0.0	0	0.0
無回答	3	13.6	9	40.9

■ 身体障害者補助犬の周知のための関係機関との連携（問63）

身体障害者補助犬の周知のために連携している関係機関は、「自治体」が54.5%で最も高く、次いで「学校」が50.0%であった。最も割合が高いものでも50%台であり、潜在的な利用希望者との接点が多いと考えられる「医療機関」と「障害福祉サービス事業所」はそれぞれ27.3%と、相対的に低かった。

図表 68 身体障害者補助犬の周知のための関係機関との連携(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
自治体	12	54.5
医療機関	5	22.7
障害福祉サービス事業所	6	27.3
学校	11	50.0
地元企業・団体	6	27.3
受け入れ拒否の多い機関・場所	0	0.0
その他	5	22.7
連携していない	6	27.3
無回答	2	9.1

⑧身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望

身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題として、以下のような意見があった。

【身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望】

訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識

- ◇ 良質な補助犬育成のための訓練プログラムについて、各事業所でのばらつきが大変気になります。身体障害者補助犬法にも明記されているように、また地域生活支援事業に分類されているように、育成事業者は、利用者の社会参加を促すべき役割であり、全国に育成事業者は多数あれど、どれだけの団体が障害のある方の支援をしているかという点について疑問を感じます。補助犬とともに生活するということは、定期的なフォローアップが必要であり、指定法人はそれをモニタリングする必要があるのではないかと感じます。現時点で一部の指定法人は数か月～1年おきに報告を求めています、認定後のことは把握していない指定法人もあると耳にします。肢体不自由者に犬を渡すのみでなく、その方が補助犬と、どのように一歩を踏み出すかという意識で、貸与・認定等を行うべきと考えます。
- ◇ 各団体のレベルが違いすぎると思う。また、フォローアップを行う訓練を行うにしても費用がかかりすぎる。
- ◇ 認定実績を安定させるために、候補犬の導入ラインの拡大、効率的な訓練方法の考案は常に行っています。また、ユーザーフォローとは別に、精神疾患へのフォローをどう行っていくのかが、今後の課題だと考えます。
- ◇ 訓練プログラムや使用中のフォローアップは、使用者とその家族の生活状況に応じて変化するため、適宜、対応を要するが、当協会では満足いく活動を行えている。
- ◇ ・訓練成功率を上げる、・候補犬の確保を安定させる。
- ◇ 介助犬と候補犬（子犬）も、補助犬と同様に、公共施設や公共交通機関の利用を可能にしてほしい。
- ◇ 自宅へのフォローアップをしていない団体もありますが、訓練レベルを一定にするには、フォローアップは不可欠です。
- ◇ 都道府県の助成申請やその決定の時期の都合で契約を完了し、訓練の開始を許可されるのが秋頃であるため、認定試験の受験が年度末になりがちです。雪国においては合同訓練にも支障が生じることもあります。

認定のあり方に関する課題認識

- ◇ 認定を訓練した団体が行き、第三者評価が行われないことは課題で、質の担保、透明性の確保ができないと考えられます。認定は第三者機関によって行われるような法改正を望みます。指定法人毎の認定基準が定まっていないように感じることと、指定法人にて認定を受ける立場としては、動作検証の日程に時間を要し、不要に合同訓練が長引くことがあり、訓練生と介助犬候補犬のペアが、中途半端な状態のまま過ごす期間が長くなってしまっていることがあります。くんれんが長引けば長引くほど、行動制限がでるため、改善していただきたいです。また、一部指定法人に関しては、動作検証を行う日と認定審査を受ける日、認定証を発行される日が全て異なり、更に認定までの期間が長引いてしまいます。ずっと改善を求めています、未だ改善していただけておりません。動作検証後すぐの審査会、認定証の発行を強く望みます。
- ◇ 地方で育成するのに、圧倒的に不便です。リハセンで認定するのであれば、全国のリハセンで行えるようにしてほしい。また、各団体により認定基準が異なるのは疑問。
- ◇ 聴導犬について言えば、1音でも覚えて、聴覚障害者の生活を豊かにする犬は認定できるように（認定のハードルが高すぎる）。
- ◇ 育成施設ではなく、第三者機関が認定を行うことが望ましいと考えます。現在認定されている聴導犬の質の差が大きいのは、そこに影響していると感じています。
- ◇ 身体障害者の認定を受けた方と訓練犬が、合同訓練を受けた上で、指定法人へ出向き認定試験を受けなければならないため、認定試験を受けるところまで達することが非常に困難。
- ◇ ・認定審査の質が低い、・介助犬育成事業について分かっていない審査員が多い、・指定法人の担当職員の入れ替わりがある度に、引き継ぎが出来ていない、・それぞれ専門分野をもつ審査員が、自分の専門外の部分で意見を述べると、結果素人意見ばかりが出てくる。
- ◇ 基準をきちんと設けていただき、盲導犬協会のように、各育成事業者が認定するようになれば、責任の所在が分かるのではないかと思います。

- ◇ 実際に介助犬育成の実績を有している協会は、自力認定が実施できることが、地域に促した障害者福祉、しいては介助犬の普及に効果的である。認定基準が文章化されておらず、オープンでないのが実情。
- ◇ 認定テストに、日本聴導犬協会では、乗車テスト（バス、JR で計 1 時間）、買い物（20 分）、飲食（30 分）を設けています。他では、実地テストが短すぎるのでは。
- ◇ また、認定後の公共交通機関の利用は認めていただいています、そのための練習を行うことのできる制度がありません。補助犬の質の向上や安全の確保のためには、これらの訓練を行うことのできる制度を設けてほしいと願っています。

国の施策に対する要望

- ◇ 昨今の福祉分野では「我が事丸ごと」と地域共生社会について、意識付き、情報共有がなされていますが、実際の現場レベルでは、「地域共生」についての意識は高くないと感じることが多いです。私たちが介助犬による支援を通して、利用者がそれぞれで地域との関わりを持つように、企業、行政、地域住民など多くの支援者と協力体制をとっております。こういったことが全国でよりやりやすくなるように、さらなる情報・意識向上のための啓発を期待します。
- ◇ 補助犬の助成金は盲導犬を基準にしているため、介助犬、聴導犬の育成で 180 万は安すぎる。第三機関が認定するのであれば予算を増やしてほしい。届出を出しているが活動していない団体の削除。
- ◇ ・育成団体に対する助成金の増額、・補助犬に関する啓発・啓蒙の強化。
- ◇ ・資金的なバックアップ、・育成施設や、指定法人に対する実態調査の強化、問題に対する指導、・新規の育成施設申請に対して、条件を厳しく。
- ◇ 全国の身体障害者数 436 万人のうち、5%の 21.8 万人の方が補助犬を必要とすることに対し、補助犬の総数が 1075 頭というのは、あまりにも乖離している。補助犬とは別に、同伴犬という項目を設けて、国の認定を受けた補助犬訓練施設が認定をすれば、同伴犬として活動できるようにしてほしい。
- ◇ 介助犬の認定機関が全国で片寄らず、認定を受けることが可能にする事で、障害者の利益になる（認定指定法人になる条件を具体的に示し、全国の障害者が各地域で取得しやすくしてほしい）。
- ◇ 訓練期間の設定など、厳しすぎる観があります。増えない理由は、これもひとつだと思いますが。
- ◇ 地方のいわゆる田舎に生活する人で、生涯電車に乗る必要もない生活をなさっているにもかかわらず、認定試験のためだけに電車での乗車訓練を強いる理由がわかりません。審査する人間の都合より、受ける人の立場にたった試験方法を望みます。車椅子の人が何百キロ離れた大都市に出てきての泊りがけでの受験。過去にそれで倒れた人の例もあります。

2) 介助犬・聴導犬指定法人調査

① 団体属性

■ 認定頭数（問1③）

認定頭数は以下のとおり。特に聴導犬では団体ごとの累計頭数に違いが見られた。

1年当たりの認定頭数に換算した場合でも、特に聴導犬においてばらつきが見られた。

図表 69 認定頭数

	介助犬		聴導犬	
	年間	累計	年間	累計
指定法人1	0.3頭	-		
指定法人2	-	26頭	-	6頭
指定法人3	4頭	22頭	6頭	56頭
指定法人4	1頭	25頭	0頭	3頭
指定法人5	2頭	4頭	2頭	8頭
指定法人6	1.6頭	24頭	0.3頭	5頭
指定法人7	2頭	34頭	1頭	19頭

※表側の網掛けはリハビリテーションセンターであることを示す。網掛けのない指定法人は訓練事業者として、身体障害者補助犬の育成も行っている。以下同様。
 ※表中「-」は無回答、灰色網掛けは回答対象外であることを示す。

図表 70 1年当たりの認定頭数

	介助犬	聴導犬
指定法人1	-	
指定法人2	2.2頭/年	0.5頭/年
指定法人3	1.4頭/年	3.5頭/年
指定法人4	1.6頭/年	0.2頭/年
指定法人5	0.3頭/年	0.5頭/年
指定法人6	1.5頭/年	0.3頭/年
指定法人7	2.1頭/年	1.2頭/年

※開設年が2002年以前の場合は2002年移行の期間を母数として計算した。
 ※表中「-」は無回答、灰色網掛けは回答対象外であることを示す。

②審査の実施状況

■ 審査委員会の構成数（問3）

聴導犬に関する審査委員会において、医師の参画が0人と回答した指定法人が1件あった。

図表 71 介助犬に関する審査委員会の構成数
<内部職員>

	内部職員						
	①訓練士	②医師	③獣医師	④作業療法士	⑤理学療法士	⑥言語聴覚士	⑦社会福祉士
指定法人1	0人	2人	0人	1人	2人	0人	1人
指定法人2	4人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
指定法人3	1人	0人	1人	0人	1人	0人	1人
指定法人4	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人
指定法人5	3人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
指定法人6	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人
指定法人7	0人	1人	0人	1人	2人	0人	4人

<外部職員>

	外部職員						
	①訓練士	②医師	③獣医師	④作業療法士	⑤理学療法士	⑥言語聴覚士	⑦社会福祉士
指定法人1	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
指定法人2	1人	0人	1人	1人	1人	1人	0人
指定法人3	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人
指定法人4	2人	0人	2人	0人	0人	0人	0人
指定法人5	3人	4人	2人	1人	2人	0人	3人
指定法人6	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
指定法人7	2人	1人	1人	0人	0人	0人	0人

図表 72 聴導犬に関する審査委員会の構成数
<内部職員>

	内部職員						
	①訓練士	②医師	③獣医師	④作業療法士	⑤理学療法士	⑥言語聴覚士	⑦社会福祉士
指定法人1							
指定法人2	4人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
指定法人3	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
指定法人4	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人
指定法人5	3人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
指定法人6	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人
指定法人7	0人	1人	0人	1人	2人	1人	4人

<外部職員>

	外部職員						
	①訓練士	②医師	③獣医師	④作業療法士	⑤理学療法士	⑥言語聴覚士	⑦社会福祉士
指定法人1							
指定法人2	1人	0人	1人	1人	1人	1人	0人
指定法人3	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人
指定法人4	1人	0人	3人	0人	0人	0人	0人
指定法人5	3人	4人	2人	0人	0人	4人	3人
指定法人6	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
指定法人7	2人	1人	1人	0人	0人	0人	0人

※表中「-」は無回答、網掛けは回答対象外であることを示す。

■ 審査対象の補助犬の訓練担当者が審査を行うこと（問4）

訓練事業者を兼ねているかどうかに関わらず、審査対象の補助犬の訓練担当者が審査を行うことが「ある」という指定法人が2件あった。

■ 認定に関するマニュアル・手順書（問5）

全ての指定法人が、マニュアル・手順書が「ある」と回答した。

■ 認定審査の際の必要事項（問6、7）

認定審査の際の必要事項に関しては、指定法人によってばらつきが見られた。

なお、全ての指定法人が、申請に係る規定様式が「ある」と回答した。

図表 73 使用者に関する事項(複数回答)

	使用者に関する事項			
	氏名、住所、年齢、性別など	身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し	必要とする介助動作	その他
指定法人1	○	○	○	×
指定法人2	○	○	○	×
指定法人3	○	○	○	○
指定法人4	○	○	○	○
指定法人5	○	○	○	×
指定法人6	○	○	○	○
指定法人7	○	○	○	×

図表 74 補助犬に関する事項(複数回答)

	補助犬に関する事項			
	狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別、犬種など	獣医師による予防接種及び健康診断の記録（避妊・去勢手術証明書を含む）	「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に則った健康診断	その他
指定法人1	○	○	×	×
指定法人2	○	○	○	×
指定法人3	○	○	○	×
指定法人4	○	○	○	×
指定法人5	○	○	○	×
指定法人6	○	○	○	○
指定法人7	○	○	○	×

図表 75 訓練に関する事項(複数回答)

	訓練に関する事項					
	訓練者名及び当 人の訓練経歴	使用者の障害と ニーズ評価に基 づいて作成され た訓練計画	当該犬及び使用 者の訓練に関す る記録(基礎訓 練、介助動作訓 練/聴導動作訓 練、合同訓練)	訓練者ならびに 医師、獣医師、 作業療法士、理 学療法士、社会 福祉士等専門的 知識を有する者 による総合評 価・判定書	当該犬との適合 状況についての 使用者の意見書	その他
指定法人 1	○	○	×	○	○	×
指定法人 2	○	○	○	○	×	×
指定法人 3	○	○	○	○	○	×
指定法人 4	○	○	○	○	○	×
指定法人 5	○	○	○	○	○	×
指定法人 6	○	○	○	○	○	○
指定法人 7	○	○	○	○	○	×

■ 書面審査の審査事項(問8)

指定法人によっては、書面審査における審査事項が1つのみという法人もあった。

図表 76 書面審査の審査事項(複数回答)

	書面審査における診査事項					
	訓練計画が作成 されていること	訓練記録が基礎 訓練・介助動作 訓練/聴導動作 訓練・合同訓練 ごとに作成・保 管されているこ と	訓練計画、記録 内容が、身体障 害者補助犬法の 規定に合致して いること	有識者による総 合評価・判定が 行われており、 問題がないこと	適合状況につい ての使用者意見 を確認してお り、問題がない こと	その他
指定法人 1	○	○	○	×	○	×
指定法人 2	○	×	×	×	×	×
指定法人 3	○	○	○	○	○	×
指定法人 4	○	○	○	○	○	×
指定法人 5	○	○	○	○	○	×
指定法人 6	○	○	○	○	○	×
指定法人 7	○	○	○	○	○	○

■ 基礎動作の検証（問9、10）

屋内での検証の際には、いずれの指定法人においても全ての項目について検証が必ず実施されていた。

一方、屋外での検証のうち、「指示された時・場所で排泄できる」の項目について未実施であると回答した指定法人が1件あった。

図表 77 基礎動作の検証(n=7)

<屋内での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①呼んだら来る	100.0	0.0	0.0	0.0
②座る、伏せる、待つ、止まる	100.0	0.0	0.0	0.0
③解除の意思表示があるまで維持できる	100.0	0.0	0.0	0.0
④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	100.0	0.0	0.0	0.0
⑤指示された時・場所で排泄できる	100.0	0.0	0.0	0.0
⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	100.0	0.0	0.0	0.0
⑦使用者に注目して集中することができる	100.0	0.0	0.0	0.0
⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	100.0	0.0	0.0	0.0

<屋外での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①呼んだら来る	71.4	14.3	0.0	14.3
②座る、伏せる、待つ、止まる	85.7	0.0	0.0	14.3
③解除の意思表示があるまで維持できる	85.7	0.0	0.0	14.3
④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	85.7	0.0	0.0	14.3
⑤指示された時・場所で排泄できる	71.4	0.0	14.3	14.3
⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	85.7	0.0	0.0	14.3
⑦使用者に注目して集中することができる	85.7	0.0	0.0	14.3
⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	85.7	0.0	0.0	14.3

図表 78 屋外での検証場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	7	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	6	85.7
ホテル等の宿泊施設	1	14.3
スーパー、百貨店等の商業施設	7	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	5	71.4
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

■ 介助動作の検証（問 11、12）

介助動作の検証に関しては、項目によって検証の実施状況にばらつきが見られた。介助犬によって、必要とされる介助動作が異なるためと考えられる。

図表 79 介助動作の検証(n=7)

<屋内での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①物の拾い上げ及び運搬	85.7	0.0	0.0	14.3
②特定の物を手元を持ってくる	85.7	0.0	0.0	14.3
③ドアの開閉	42.9	42.9	0.0	14.3
④スイッチの操作	42.9	42.9	0.0	14.3
⑤起立、体位変換時の介助	14.3	57.1	14.3	14.3
⑥車いすへの移乗介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑦歩行介助と姿勢支持	14.3	57.1	14.3	14.3
⑧階段昇降の介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑨車いすの牽引等	28.6	42.9	14.3	14.3
⑩衣服や靴等の着脱	42.9	42.9	0.0	14.3
⑪緊急時の連絡手段確保	71.4	14.3	0.0	14.3

<屋外での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①物の拾い上げ及び運搬	85.7	0.0	0.0	14.3
②特定の物を手元を持ってくる	71.4	14.3	0.0	14.3
③ドアの開閉	28.6	28.6	28.6	14.3
④スイッチの操作	28.6	42.9	14.3	14.3
⑤起立、体位変換時の介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑥車いすへの移乗介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑦歩行介助と姿勢支持	14.3	42.9	28.6	14.3
⑧階段昇降の介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑨車いすの牽引等	14.3	57.1	14.3	14.3
⑩衣服や靴等の着脱	28.6	42.9	14.3	14.3
⑪緊急時の連絡手段確保	57.1	14.3	14.3	14.3

図表 80 屋外での検証場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	7	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	6	85.7
ホテル等の宿泊施設	2	28.6
スーパー、百貨店等の商業施設	7	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	5	71.4
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

■ 聴導動作の検証（問 13、14）

聴導動作の検証に関しては、項目によって検証の実施状況にばらつきが見られた。聴導犬によって、必要とされる聴導動作が異なるためと考えられる。

図表 81 聴導動作の検証

<屋内での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	83.3	0.0	0.0	16.7
②音源に反応し音源場所に行く	83.3	0.0	0.0	16.7
③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	83.3	0.0	0.0	16.7
④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	83.3	0.0	0.0	16.7
⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる	50.0	16.7	0.0	33.3
⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	33.3	33.3	0.0	33.3
⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	83.3	0.0	0.0	16.7
⑧交通機関の利用	66.7	0.0	0.0	33.3

<屋外での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	83.3	0.0	0.0	16.7
②音源に反応し音源場所に行く	66.7	16.7	0.0	16.7
③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	66.7	0.0	16.7	16.7
④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	50.0	0.0	16.7	33.3
⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる	50.0	16.7	16.7	16.7
⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	50.0	16.7	16.7	16.7
⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	50.0	0.0	16.7	33.3
⑧交通機関の利用	83.3	0.0	0.0	16.7

図表 82 屋外での検証場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	6	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	5	83.3
ホテル等の宿泊施設	2	33.3
スーパー、百貨店等の商業施設	6	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	4	66.7
その他	1	16.7
無回答	0	0.0

■ 公共の場で検証する場合の手続き（問 15、16-1）

すべての指定法人が、公共の場で検証する場合には「事前に許可を得て実施」しており、今まで苦情等を受けたこともないと回答した。

■ 認定審査会の開催状況（問 17-2）

平成 28 年度以降の認定審査会の開催回数をみると、1 回から 7 回とばらつきが見られた。また、1 回当たりの審査件数は 1.0～2.6 件と幅があった。

また、審査件数の内訳をみると、自らが育成した身体障害者補助犬のみを審査している指定法人もあった。

図表 83 平成 28 年度以降の審査会の開催回数と審査件数の内訳

	平成28年度以降の審査会の回数	審査件数				審査会1回当たりの審査件数
		自らが育成した介助犬	他の事業者が育成した介助犬	自らが育成した聴導犬	他の事業者が育成した聴導犬	
指定法人 1	1回	0件	1件	0件	0件	1.0件/回
指定法人 2	4回	1件	2件	0件	4件	1.8件/回
指定法人 3	7回	5件	1件	9件	3件	2.6件/回
指定法人 4	2回	0件	2件	0件	0件	1.0件/回
指定法人 5	3回	1件	0件	4件	0件	1.7件/回
指定法人 6	7回	0件	5件	0件	2件	1.0件/回
指定法人 7	2回	0件	1件	0件	2件	1.5件/回

平成 28 年度以降に開催した全ての認定審査会について参加者を尋ねたところ、内部職員のみが審査をしており、かつ医師が参加していない認定審査会が計 4 回あった（いずれも同一の指定法人による回答）。これらの認定審査会では理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士の参加もなかった。その他の認定審査会では、これらの職種のうちいずれか 1 名は必ず参加していた。獣医師の参加がない認定審査会は計 2 回あった（それぞれ異なる指定法人による回答）。

図表 84 認定審査会の参加者

	内部職員								外部職員							
	訓練士	医師	獣医師	作業療法士	理学療法士	言語聴覚士	社会福祉士	その他	訓練士	医師	獣医師	作業療法士	理学療法士	言語聴覚士	社会福祉士	その他
審査会 1	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
審査会 2*	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
審査会 3*	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
審査会 4*	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
審査会 5*	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
審査会 6*	1人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	0人
審査会 7*	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人
審査会 8*	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	1人	0人	0人
審査会 9*	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	0人
審査会 10*	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人
審査会 11*	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	0人
審査会 12*	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	0人
審査会 13	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 14	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 15*	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人	0人	1人	1人	0人
審査会 16*	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人	0人	1人	1人	0人
審査会 17*	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	1人	0人
審査会 18	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 19	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 20	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 21	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
審査会 22	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
審査会 23	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 24	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 25	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 26	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人

※表中「-」は無回答であることを示す。

※表側「*」は訓練事業者でもある指定法人が開催した認定審査会であることを示す。

※破線囲みは医師または獣医師の参加が内部職員、外部職員いずれも0人であることを示す。

■ 自ら育成した犬を認定する場合の対応（問 19-1）

自らが育成した犬を認定する場合に他の訓練事業者が育成した犬の認定と異なる対応をしているかどうかについては、訓練事業者でもある指定法人 3 件すべてが「異なる対応はしていない」と回答した。

③フォローアップの状況

■ 利用者への補助犬の状況に関する確認方法（問 20）

利用者への補助犬の状況に関する確認方法は、複数の方法を組み合わせている法人が約半数を占めた。「面談・訪問により利用者から報告を受けている」を選んだ指定法人は4件であり、それ以外の3件は「電話により利用者から報告を受けている」または「書面により利用者から報告を受けている」のみを選んでいった。

なお、頻度は「年1回程度」か「年1回以上」が多いものの、「年1回未満」も1件あった。

図表 85 利用者への補助犬の状況に関する確認方法

	書面により利用者から報告を受けている	電話により利用者から報告を受けている	面談・訪問により利用者から報告を受けている	特に確認していない	その他	頻度
指定法人 1		○	○		○	年1回程度
指定法人 2		○				年1回未満
指定法人 3	○	○	○			年1回以上
指定法人 4	○					年1回程度
指定法人 5	○	○	○			年1回以上
指定法人 6	○					年1回程度
指定法人 7	○	○	○			年1回程度

※「介助犬の訓練基準に関する検討会報告書」（平成 14 年 6 月）では、指定法人は、原則として毎年1回、利用者から、認定した介助犬又は聴導犬について、それぞれ基本動作能力及び介助動作能力又は聴導動作能力について報告を求めることとしている。

④適正な評価実施のための取組

適正な評価実施のための取組として、次のような回答があった。

【適正な評価実施のための取組】

- ◇ 外部、および内部専門家による審査と助言を受けている。アフターケアの徹底。
- ◇ 認定審査には、外部の委員は、必ず参加していただくよう取り組んでいる
- ◇ 認定水準に満たない利用者、訓練事業者に対しては、何度も打ち合わせをし、訓練で取り組むべき内容、条件等を確認しながら取り組んでいる。

⑤身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望

身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題として、以下のような意見があった。

【身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望】

訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識

- ◇ 遠方に居住する利用者へのフォローアップにおいて、訓練事業所が廃業されるケースで、所在が確認できないケースが生じた。地方自治体の協力が必要。
- ◇ 補助犬が増えない理由の一つに、訓練数等、規定が厳しすぎるのではないだろうか？。
- ◇ 訓練事業所毎に違いがあり、社会参加のためというよりは、家の中だけの訓練プログラムであったり、社会参加に向けて、必要なアセスメントが不十分なところがある。フォローアップの報告の際には、「入店を拒否された」という声はまだ多い。

認定のあり方に関する課題認識

- ◇ 質の高い補助犬を維持していくためにも、認定基準や方法を統一すること、補助犬を増やしていくために、指定法人を増やしていくことが必要である。
- ◇ 他認定機関と、ノウハウや課題を共有化しながら、認定における資質の向上に取り組んでいければ。関係機関の連絡会を年1回程度実施できると良いのでは。

国の施策に対する要望

- ◇ 質の高い補助犬を維持していくためにも、認定基準や方法を統一すること、補助犬を増やしていくために、指定法人を増やしていくことが必要である。
- ◇ 訓練や認定基準については、HPにて「検討会報告書」としてあげていただいているが、拡大解釈によって、目的に合わない補助犬が増える事がないよう、一般市民でも分かりやすい認定基準、目的等を含めた、ガイドラインのよう更新されるとよいのでは。

3) 盲導犬訓練事業者調査

①団体属性

■ 実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限設定の有無（問 9-1）

実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限を設けている団体は 8 件であり、多くが上限を設けていた。上限を設けている場合の年齢は 10～12 年が多かった。

図表 86 実働する身体障害者補助犬の年齢に関する上限設定の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
設けている	8	80.0
設けていない	2	20.0
無回答	0	0.0

■ 身体障害者補助犬の訓練に関する使用者との契約（問 11-1、11-2）

身体障害者補助犬の訓練に関して、使用者（使用予定者）と契約書を取り交わしている団体は 9 件であった。

図表 87 身体障害者補助犬の訓練に関する使用者との契約書の取り交わしの有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
取り交わしている	9	90.0
取り交わしていない	1	10.0
無回答	0	0.0

【身体障害者補助犬の訓練に関する使用者との契約内容】

- ◇ 使用目的、適切な管理、届出事項、指導の継続、盲導犬の返還、盲導犬引退の手続き。
- ◇ ・目的、・期間、・サービス内容、・利用料、・相方の解除権、・契約の終了、・共同訓練中の損害賠償、・秘密保持、・苦情処理。
- ◇ ・身体障害者補助犬法で記載されている内容、・犬の健康管理ができる、・指導に従う。
- ◇ 貸与規定に違反した場合は貸与を取り消す。
- ◇ 補助犬使用者として、生活が整っているよう努めること。訓練（歩行指導）で受けた内容が、守れるよう努める。補助犬の健康管理、および補助犬を本来の使用目的外にはしないことなど。
- ◇ 身体障害者補助犬法における、ユーザーの義務を遵守すること。
- ◇ 盲導犬貸与の目的、盲導犬の管理責任、使用者としての社会的責任等について。
- ◇ 重要事項の説明を受け、訓練開始に合意したこと、貸与規定を順守すること。
- ◇ 共同訓練承諾書として、協会の方針に従うことや、自身の健康管理に責任を持つこと、共同訓練が途中で中止されることがある事等を記載。。

■ 身体障害者補助犬をお渡しする形態（問 13-1、13-2）

使用者に身体障害者補助犬をお渡しする形態としては、大半が「貸与している」としていたが、「譲渡している」団体も1件あった。

また、「貸与している」と回答した団体のうち、使用期間を終えた身体障害者補助犬の使用者への譲渡に関しては、「譲渡している」は33.3%であった。

図表 88 使用者に身体障害者補助犬をお渡しする形態

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
貸与している	9	90.0
譲渡している	1	10.0
無回答	0	0.0



図表 89 貸与していると回答した場合の、使用期間を終えた身体障害者補助犬の使用者への譲渡の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
譲渡している	3	33.3
譲渡していない	6	66.7
無回答	0	0.0

②身体障害者補助犬の使用に関する適性評価

■ 身体障害者補助犬の使用に関する適性評価を行うタイミング、実施方法等（問 15～17）

身体障害者補助犬の使用に関する適性評価を行うタイミングは、「利用の相談があった際」と「候補犬とマッチングを行う際」が同数であった。

なお、適性評価に関するマニュアル等が「ある」は6件であった。

図表 90 身体障害者補助犬の使用に関する適性評価を行うタイミング(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
利用の相談があった際	4	40.0
候補犬とマッチングを行う際	4	40.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

【「その他」の内容】

- ◇ 利用の相談後、面談を行い、その時点で実施。
- ◇ 申請書を出してもらった後、面接を行った後。
- ◇ 盲導犬貸与申込みがあった後、面接、貸与審査会により判断する。
- ◇ 体験歩行会、事前説明会、面談、事前訓練、適性評価は2～4回は行う。

身体障害者補助犬の使用に関する適性評価を行う方法は、「面談等により実施（居宅訪問を含む）」が100%であった。

図表 91 適性評価の実施方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
面談等により実施（事業所への来訪のみ）	1	10.0
面談等により実施（居宅訪問を含む）	10	100.0
体験会の開催により実施（宿泊を伴わない）	4	40.0
体験会の開催により実施（宿泊を伴う）	4	40.0
別の法人による事前評価を実施	0	0.0
指定法人以外の医療機関で事前評価を実施	0	0.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

図表 92 身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
基本属性	10	100.0
障害の内容・程度	10	100.0
生活環境	9	90.0
盲導犬に対する理解	10	100.0
盲導犬に対するニーズ	9	90.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

【身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目の具体的内容】

基本属性	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自主性、独立心に富んでいるか。 ◇ 犬を受け入れる。 ◇ 年齢 ◇ 視覚障害 ◇ 氏名、年齢、性別、住所、面接日等 ◇ 視覚障害者手帳 1 級保持者 ◇ 歩行能力、視覚障害以外の病気の確認。 ◇ 家庭状況、経歴、職歴、既往歴、健康状態、収入、福祉サービスの利用等 ◇ 社会性
障がいの内容・程度	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 原則、視覚障害者のみ、視力のある弱視者は不適。 ◇ 視覚障害 1 級・2 級 ◇ 視覚障害者原因、経過、現在の資格程度。 ◇ ・一種一級、・ロービジョン、・視覚のみ。 ◇ 視覚障害原因、自免疾患、見えにくくなった時期、視野、視機能の状態。 ◇ 複数の障害の有無についてどうか。 ◇ 障害の具体的内容、程度の確認。 ◇ 障害等級、視覚障害状況。 ◇ 盲導犬歩行が有効である障害程度であるかどうか。 ◇ 障害の程度、受傷からの年数、障害の受容。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 持家か、賃貸住宅で了解を得る。 ◇ 1 週間・1 か月単位の生活状況、住環境。 ◇ 家の中で飼育する。 ◇ 住居の状況、借家又アパート・周囲の状況、医務の状況の確認。 ◇ ・家族の有無、・住宅状況、・サポート役の有無。 ◇ 飼育環境 ◇ 盲導犬飼育環境、盲導犬利用環境 ◇ 盲導犬の管理、衛生管理ができる環境かどうか。 ◇ 身辺整理、自宅周辺および、行動範囲全般の環境認知。
身体障害者補助犬に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 理性的に行動できるか。 ◇ 一般的な常識程度。 ◇ 盲導犬歩行、飼育管理について、法的位置付け。 ◇ ・愛情を持って飼育する、・社会に出た時の心構え。 ◇ 申し込み現状を把握、盲導犬についてどう思っているか、何をしたいかなど。 ◇ 本人、および家族を有する場合は、双方での理解の有無。 ◇ 家族、職場の理解。 ◇ 盲導犬の知識、動物への感情等。 ◇ 犬を苦しめることなく適切に扱い、飼育し、社会性を持って使用できるか。 ◇ 盲導犬の社会的役割や立場、身体障害者補助犬法等法令の理解。
身体障害者補助犬に対するニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 社会参加、貢献の意志。 ◇ 社会参加の意欲 ◇ 社会参加と自立 ◇ 貸与希望者に歩行テストを行う。コントロール声、体力脚力、蹴りなど。 ◇ 職業の有無、学生であれば、通学の状況。 ◇ 盲導犬の使用理由、盲導犬盲導犬歩行意欲、家族の反応等。 ◇ 盲導犬歩行が生活の質向上に繋がるかどうか。 ◇ 盲導犬を持つことでの、生活の質向上の有無。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 犬と生活できる健康状態。 ◇ 家族の意向 ◇ 自校の歩行状況を確認する。反射神経、方向感覚、足位能力。 ◇ 身体基礎能力、歩行能力、体力等

③フォローアップの状況

■ フォローアップの方法（問 45-1～45-3）

使用者に対して追加訓練や再訓練の必要性をどのように確認しているか尋ねたところ、「使用者からの相談・報告があった場合に確認している」が 90.0%で最も高く、次いで「書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している」が 80.0%であった。

確認している場合の、確認内容としては、大半の項目が 90.0%以上であったが、「使用者の社会参加の状況」は 80.0%と相対的に低かった。

図表 93 フォローアップの方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している	8	80.0
使用者からの相談・報告があった場合に確認している	9	90.0
確認していない	0	0.0
無回答	0	0.0

図表 94 フォローアップをしている場合の確認内容(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
使用者の障害やニーズの変化	9	90.0
環境の変化	10	100.0
犬の基礎動作や介助動作の状況	9	90.0
犬の健康状態、作業状況	10	100.0
補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ	9	90.0
使用者の社会参加の状況	8	80.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

④身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望

身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題として、以下のような意見があった。

【身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望】

訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識

- ◇ 全国盲導犬施設連合会によるセミナーや研修会、理事会に参加して、認識するようになっている。
- ◇ 常に、連合会を通して研修や交流を行い、新しい知識や情報を導入している。
- ◇ ・訓練犬の個性に合わせたプログラム、・フォローアップが充分にできる人員確保。
- ◇ 盲導犬としてのレベルであっても、使用者の扱い方で微妙に犬は変化していくため、再訓練や、フォローアップ時の必要なもの（費用）に関しては、やはり使用者自身に支払っていただくことも必要なのではないか。
- ◇ 盲導犬に係わる専門職養成は、基礎から自施設で行うしかないというのが現状。外部に養成機関があると良い。専門職をしっかりと養成することが、訓練プログラムやFUの質の向上に繋がると考える。

認定のあり方に関する課題認識

- ◇ 上記①に記述したことも知らない人々が認定に関わることは大変無責任なことです。それが横行していることには疑問を禁じ得ません。
- ◇ また、IGDFにも国際基準があり、両方で対応している。
- ◇ 重複障害に対する基準の見直しや、高齢使用者の基準の見直しを課題としている。
- ◇ 第三機関等の客観的な判断がなされていない。
- ◇ 認定までの期間短縮。
- ◇ 特定施設の補助犬使用者の、補助犬取扱いへの苦情が、多数寄せられている。動物愛護やアニマルウェルフェアの観点からも評価する必要がある。
- ◇ ユーザーの高齢化に伴い、盲導犬に求めるニーズが多様化しており、認定基準にも柔軟性が必要となってきている。

国の施策に対する要望

- ◇ 補助犬法について厚労省に相談に行くと「補助犬法は議員立法だから議連に相談に行きなさい」です。議連に行くと「既に法理になっているのだから厚労省に行きなさい」と言います。結局逃げ回るだけです。
- ◇ 補助犬育成の補助金等を、地方自治体に提供していただきたい。
- ◇ 盲導犬の医療機関での受け入れを徹底してほしい。
- ◇ 飲食店等、保健所の指導要項に取り入れ、周知徹底をしてほしい。
- ◇ 盲導犬歩行指導員の国家資格化。
- ◇ 補助犬訓練士、指導員の資格化をお願いしたい。質の高い補助犬の育成には、犬の繁殖は重要であるが、海外の大規模施設に比べて立ち遅れているのが実情。研究機関等の設置をお願いしたい。
- ◇ 補助犬の育成費のほとんどが、募金や寄付金のため、安定した財源確保が見込めるよう、国からの財政面での支援をお願いしたい。

4) 盲導犬指定法人調査

① 団体属性

■ 認定頭数（問1③）

認定頭数は以下のとおり。特に聴導犬では団体ごとの累計頭数に違いが見られた。

図表 95 認定頭数

	年間	累計
指定法人 1	30頭	1360頭
指定法人 2	20.0頭	730頭
指定法人 3	3頭	21頭
指定法人 4	5頭	65頭
指定法人 5	10頭	415頭
指定法人 6	5頭	334頭
指定法人 7	1頭	4頭
指定法人 8	12.5頭	551頭
指定法人 9	51頭	851頭
指定法人 10	5頭	284頭

② 審査の実施状況

■ 認定に関するマニュアル・手順書（問5）

マニュアル・手順書が「ある」は7件であった。

■ 認定審査の際の申請書類（問7）

申請に係る規定様式が「ある」は6件であった。

■ 公共の場で検証する場合の手続き（問13、14-1）

公共の場で検証する場合には「事前に許可を得て実施」は7件であった。
すべての法人が今まで苦情等を受けたことはないと回答した。

図表 96 公共の場で検証する場合の手続き

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
事前に許可を得て実施	7	70.0
特に許可を得ずに実施	3	30.0
公共の場での検証をしていない	0	0.0
無回答	0	0.0

③フォローアップの状況

■ 利用者への補助犬の状況に関する確認方法（問 18）

利用者への補助犬の状況に関する確認方法は、面談や訪問、電話による確認が多かった。なお、頻度は「年1回程度」か「年1回以上」が多いものの、「年1回未満」も1件あった。

図表 97 利用者への補助犬の状況に関する確認方法

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
書面により利用者から報告を受けている	4	40.0
電話により利用者から報告を受けている	9	90.0
面談・訪問により利用者から報告を受けている	9	90.0
特に確認していない	0	0.0
その他	3	30.0
無回答	0	0.0

図表 98 利用者への補助犬の状況に関する確認頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
年1回以上	6	60.0
年1回程度	3	30.0
年1回未満	1	10.0
無回答	0	0.0

④適正な評価実施のための取組

【適正な評価実施のための取組】

- ◇ 犬の訓練段階では、自分が訓練した犬と、目隠しで5～6kmは安全に歩けることが基準。利用者への歩行指導段階では、各ステップ毎のテストで、犬を使って安全に単独歩行できなければならない。
- ◇ 国際盲導犬学校連盟でのスタンダードに対応している。IGDFのセミナーに参加している。
- ◇ 質の良い、ユーザーが満足できる盲導犬を育成し、貸与するためには、その「評価」は大変重要であると考えている。そのためには常に、自協会の評価プログラム、その他を検証する視点を養うことが求められると思う。
- ◇ 第三者機関での、客観的な対応が必要。
- ◇ 当協会に登録のある、外部歩行指導員の評価も参考にしている。
- ◇ ・全国盲導犬施設連合会による、訓練士指導員の資格認定制度により、指導員の養成、認定を行っている、・内部のケース会議や、他施設への研修等を通じて、有権者のスキルアップを図っている、・評価基準を明確にしている。
- ◇ 盲導犬貸与待機者への盲導犬貸与が可能かどうか、適切に判断するため、盲導犬貸与決定委員会を設置している。

⑤身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望

身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題として、以下のような意見があった。

【身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望】

訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識

- ◇ 定期的使用者のところへ出向く必要があるようなレベルでは、実用にならない。しかし現状には、定期的に出向いたり、定期的報告書を出させることが実施されているのは、問題だと考える。
- ◇ 全国盲導犬施設連合会のセミナーに参加している。
- ◇ 交通訓練の難しさを感じる。
- ◇ 既存のプログラムに満足せず、常に改善、向上の余地を検証する姿勢の共有。
- ◇ フォローアップが充分できる、人員確保。
- ◇ 近年は、保有視力を活用している希望者も多くなっていることから、個々に見え方に応じた指導が必要になっている。強制を中心とした、犬の訓練を実施している補助犬育成団体が未だ見受けられ、一般からの苦情に繋がっている。
- ◇ 公共交通機関や、商業施設で訓練を行う場合、事務手続きや許可が必要であるため、訓練犬であっても、一定のレベルの基準を満たした犬であれば、補助犬と同等の扱いで、事前申請なしで訓練ができるようになればありがたい。

認定のあり方に関する課題認識

- ◇ 視覚障害のことや、犬の訓練のことを知らない人々が、関わりすぎている。
- ◇ 全国盲導犬施設連合会の運営会議や、資格認定会議、および理事会への参加。
- ◇ 安心安全な歩行を目指して、使用者に正しい知識と歩行技術を身につけてもらう。
- ◇ 盲導犬の認証システムは、その裁量を認められているだけに、上記の意識が多分に求められると考えている。
- ◇ 第三者機関等の、客観的な判断がなされていない。
- ◇ 認定委員の資格化、研修により、全国どの指定法人でも、同じレベルの認定が可能になる。
- ◇ 高齢化も伴い、盲導犬にも多様化が求められてきており、認定にも柔軟性が必要であるため、基準の構築が難しくなってきた。

国の施策に対する要望

- ◇ どの訓練方法、どの指導方法が有効かつ安全かの実地検証をやらず、個々の事業者の語りごとだけを鵜呑みにしている。
- ◇ 補助犬法を成立した以上、国としての援助や支援を実施するべきと考えます。
- ◇ 盲導犬に対する理解を深めていただく、教育制度の確立。
- ◇ ・訓練犬のアクセスフリー、・社会の受入れ、共存意識向上への働きかけ。
- ◇ 飲食店等の、入店拒否を軽減するため、保健所の指導要項に取り入れてもらい、周知徹底をしてほしい。
- ◇ 国の指定あって育成事業が可となる事業としては、運営費が施設に予算化しておらず、9割以上が現場での社会の皆様からの寄付金、募金に頼らざるを得ないというのは、この数年はスタートゼロからでしたので、大変厳しいものでしたし、今後も続くとなると、次世代の若い方々を育てることも厳しいものを感じる。「盲導犬を出したら、地方自治体から助成金が出る。」この仕組みは、事業の内容の視点から考えますと、大変乏しく、貧弱なものに覚えてなりません。視覚障害者のための歩行に関するものとはいえ、事業過程、全体に非常に教育的要素が強いものであることから、安定した事業、啓発が出来るよう考慮いただきたく思います。
- ◇ ・補助犬訓練士、指導員の資格化、・犬の繁殖に関する研究の推進、補助犬を、補助具として位置付け、都道府県の予算に捕らわれない補助制度への転換。

3. 調査結果のまとめ

本調査は、全国の身体障害者補助犬の訓練・認定施設における訓練・認定の実態や課題を把握することを目的として実施し、以下のことが明らかとなった。

1) 介助犬・聴導犬の訓練事業者の状況

【団体概要】

- 回答が得られた訓練事業者では、職員数や訓練士の経験年数に大きな幅があり、必ずしも補助犬の訓練についての養成を受けた訓練士が確保されていない実態が明らかとなった。
- 相談件数や認定頭数を見ても、過去3年にわたっていずれも0件の団体が散見されるなど、補助犬の育成・認定にかかる経験やノウハウの蓄積に差がある可能性が示唆された。団体の属性別にみると、指定法人を兼ねている団体において、年間の認定頭数が多い傾向が見られた。
- 実働する身体障害者補助犬の年齢に関しては、必ずしも上限が設定されておらず、特に聴導犬においてその傾向が見られた。大半の団体が補助犬は貸与という形で利用者に渡されていたが、譲渡という形を採用する団体もあるなど、補助犬の扱いは団体によってばらつきが見られた。

【適性評価の実施状況】

- 概ね各団体において補助犬の使用に関する適性評価が行われていたが、そのタイミングや方法は団体によってばらつきがあった。適性に関する項目として「障害の内容・程度」を挙げる団体が4割を超えていたものの、適性評価に当たって指定法人や医療機関と連携して評価を実施している団体は3割未満であった。医療機関等と連携していない場合、障害の内容・程度を適切に評価できていない可能性がある。
- また、団体によっては、適性評価の実施方法として「面談等により実施（事業所への来訪のみ）」のみを挙げる団体もあった。この場合、実際の日常生活の様子や身体障害者補助犬に対するニーズが十分に把握できない可能性がある。
- 適性評価に関するマニュアルや手順書を整備している団体は半数程度に留まっていた。

【訓練の実施状況】

- 各訓練の実施日数は概ね標準的な訓練日数以上の水準が確保されているという回答であったが、一部で水準を下回る団体も散見された。ただし、補助犬の訓練開始時期や訓練状況等によっても日数は異なり、また、回答者によっては使用者に身体障害者補助犬を引き渡した後の日数を計上しており、訓練士が訓練を行っていない日数が含まれている可能性があることから、結果の解釈には留意が必要である。
- 訓練に関する記録は必ずしも作成されておらず、その頻度も団体によってばらつきが見られた。

【フォローアップの実施状況】

- フォローアップは何らかの方法により実施している団体がほとんどであった。ただし、「使用者からの相談・報告があった場合に確認している」のみを選択している団体が3件あった。この方法では、使用者からの連絡がない限り問題の有無を把握することができず、必要な追加の訓練や指導を行うことができない恐れがある。
- フォローアップの内容としては、犬の状態や追加訓練等のニーズの評価が多かったが、使用者の社会参加の状況に関する評価は必ずしも実施されていなかった。
- 各訓練における記録の作成・保管や、使用者との訓練に関する契約の取り交わし、フォローアップに関する手順書等の整備は高くても5～6割程度と、文書化に関する取組はあまり進んでいない実態が明らかとなった。

【使用者支援のための取組】

- 使用者支援のための取組として、団体内の使用者同士の交流を実施している団体は50.0%、他団体の使用者同士の交流を実施している団体は13.6%と、いずれの場合も実施割合は低く、使用者同士の情報交換や交流等の支援は十分にはなされていないことが明らかとなった。

【人材育成の状況】

- 回答いただいた団体の多くが組織内での研修や外部研修を活用していた。国等が実施する外部の研修会に対する要望として、より実践的な内容を求める意見などがあつた。

【関係機関との連携状況】

- 補助犬の普及に関しては大半が自治体との連携であり、潜在的な利用者との接点が多い医療機関や障害福祉サービス事業所との連携は進んでいなかった。

【使用者からの苦情等】

- ほとんどの訓練事業者において使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口があると回答していたが、「ない」と回答した訓練事業者が1件あつた。
- 約2割の訓練事業者が使用者から苦情が寄せられた経験があると回答していた。訓練方法やフォローアップの方法等との関係性は確認できなかった。
- また、身体障害者補助犬の認定が早期（3年以内）に取り消された理由や身体障害者補助犬の利用をやめたきっかけをみても、訓練や認定の影響であると明確に確認できる結果は得られなかった。

2) 介助犬・聴導犬の指定法人の状況

【団体概要】

- 現状では、指定法人7団体のうち、リハビリテーションセンター系が4法人、訓練事業者を兼ねている団体が3法人である。これまでの認定実績をみると、訓練事業者を兼ねている団体で年間当たりの認定頭数が特に多いなど、指定法人によってばらつきが見られた。
- 審査回1回当たりの審査件数も1.0件～2.6件と幅があり、1件当たりに要している時間や審査内容が指定法人によって異なっている可能性が示唆された。

【審査の実施状況】

- 指定法人によっては訓練を担当した者が審査に加わると回答しており、評価の客観性の担保については更なる調査が必要と考えられた。また、指定法人の中には認定審査会の際に医師や獣医師、リハビリテーション専門職等が一切参加しないという回答もあり、「人」や「障害」に着目した専門的な見地からの評価がなされていない可能性が示唆された。
- 認定審査の際の必要事項に関して、概ねいずれの指定法人も同様の項目について確認がなされていたが、一部団体においては審査項目が限定的であるなど、指定法人によって対応のばらつきが見られた。
- 動作検証の内容も、基礎訓練のうち屋外での排泄に関する検証が一部団体で未実施であることが明らかとなり、衛生管理の確保への影響が懸念された。

【フォローアップの状況】

- いずれの法人においてもフォローアップは実施しているものの、団体によってはその頻度が年1回未満と、認定基準の検討会報告書で示されている水準を下回る事例が確認された。
- フォローアップの方法は、「面談・訪問により使用者から報告を受けている」と回答した団体が4団体であり、その他の3団体は書面もしくは電話による確認のみであった。

3) 盲導犬における訓練・認定の実態

- 本調査では便宜上、盲導犬についても訓練事業者調査と指定法人調査の2種類を実施したが、盲導犬の場合、訓練と認定は同一法人で実施することとなっている。
- 盲導犬の場合、多くの場合で補助犬の年齢に上限を設けていたり、使用者と訓練について契約書を取り交わすなど、質担保のための取組が一定程度なされている様子が見えた。
- 一方で、回答のあった10団体中2団体においては上限を設けていなかったり、1団体が契約を取り交わしていないなど、必ずしも統一した対応は取られていなかった。
- フォローアップの内容も、使用者の社会参加の状況に関しては必ずしもフォローされていなかった。また、盲導犬においても、フォローアップの頻度が年1回未満と回答する団体が1件確認された。

4) 身体障害者補助犬の制度に関する課題

- いずれの調査においても、身体障害者補助犬の制度に関する課題として、訓練やフォローアップに関して人員確保や養成を課題としてあげる意見や、認定に関して第三者等による客観的な認定の必要性、認定基準の明確化等を指摘する意見があった。
- また、大部分を寄付に頼って運営しなければならず、安定した事業ができないといった意見もあった。

第3章 訓練事業者・指定法人に対するヒアリング調査

1. 調査概要

1) 目的

訓練プログラムや認定方法等の実態や課題についてより具体的に深掘りすることを目的として、全国の介助犬・聴導犬の訓練事業者、指定法人を対象にヒアリング調査を実施した。

2) 調査方法と調査対象の選定

調査対象は、厚生労働省との協議のもと、下表のとおり、介助犬・聴導犬の指定法人7件（悉皆調査）、訓練と認定の双方を実施している訓練事業者を中心に11件を対象とした。うち3件は業務多忙につき協力が得られなかったことから、最終的に指定法人7件、訓練事業者8件を対象にヒアリング調査を実施した。

調査対象へは事前にアンケート調査の回答を依頼しており、回答いただいた内容を踏まえ、より詳細な認定や訓練のプロセス及び課題等についてヒアリングを行った。

調査の実施に当たっては、当社の調査員が訪問することにより行い、適時厚生労働省や都道府県関係者も同席し、より詳しい状況の把握に努めた。

ヒアリング調査は平成31年1月～3月にかけて行った。

図表 99 ヒアリング対象・日時

	訓練事業者	指定法人	ヒアリング日時
指定法人			
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団		介・聴	2019年1月29日
社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団		介・聴	2019年2月14日
社会福祉法人日本聴導犬協会	介・聴	介・聴	2019年2月28日
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団		介・聴	2019年2月28日
公益財団法人日本補助犬協会	介・聴	介・聴	2019年2月28日
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団		介	2019年3月7日
社会福祉法人日本介助犬福祉協会	介・聴	介・聴	2019年3月27日
訓練事業者			
特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	聴		2019年2月18日
特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	介		2019年2月19日
社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会	介・聴		2019年2月25日
特定非営利活動法人ウェルフェアポート湘南	介・聴		2019年3月13日
特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション	介・聴		2019年3月18日

	訓練事業者	指定法人	ヒアリング日時
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 (※ヒアリング先：びわこ みみの里)	聴		2019年3月19日
特定非営利活動法人九州補助犬協会	介		2019年3月22日
一般社団法人ドッグフォーライフジャパン	介・聴		2019年3月23日

※「介」は介助犬、「聴」は聴導犬の訓練または認定を行っていることを示す。

3) 調査内容

主なヒアリング内容は以下のとおりである。なお、ヒアリング調査では、マニュアルや記録の様式など、可能な限り参考となる資料のご提供を依頼した。

図表 100 ヒアリング内容

<p>【訓練に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練の具体的な流れ・内容（利用者における身体障害者補助犬の適性の評価のタイミング）、訓練段階での指定法人との関わり ・ 訓練の質を担保するための取組（記録の保管やマニュアルの策定、第三者による評価等） ・ 認定後のフォローアップの方法、内容 ・ 身体障害者補助犬の認定や訓練に関する課題、制度上改善を要望すること 等 <p>【認定に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定の具体的な流れ・評価内容（訓練事業者を兼ねている場合、実施体制の違い等）、訓練段階での訓練事業者との関わり ・ 認定後の利用者のフォローアップの方法、内容 ・ 認定に係る適正な評価、透明性確保のための取組 ・ 身体障害者補助犬の認定や訓練に関する課題、制度上改善を要望すること 等

2. 調査結果のまとめ

介助犬・聴導犬の訓練事業者や指定法人を対象としたヒアリング調査から明らかになった実態や課題等は以下のとおり。なお、個別のヒアリング結果のうち掲載許諾が得られたものは参考資料に掲載している。

1) 介助犬や聴導犬の訓練の質確保のための取組について

【訓練の内容】

- ヒアリング調査にご協力いただいた訓練事業者においては、訓練の内容は必ずしもマニュアル化されておらず、各訓練士の経験等に基づいて実施されている場合が多かった。訓練事業者からは、そもそも訓練方法が統一されておらず、身体障害者補助犬の質にばらつきが出るのは当然との意見もあった。
- また、公共の場での訓練については、事前に受け入れ施設等に許可を得て訓練している訓練事業者もあったが、中には事前に許可を得ずに訓練を行っているケースもあった。具体的には「受け入れを断られる場合の対応も実践で学ぶ」という方針のもと、施設等との調整を行うことなく訓練を実施していた。
- 周囲の人の安全確保、理解・協力を得るためにも、事前に許可を得る等の対応は必要であると考えられるが、必ずしもそうした対応が徹底されていない実態が明らかとなった。

【記録の作成・保管】

- アンケート調査で明らかなように、ヒアリング調査にご協力いただいた訓練事業者においては、記録の作成状況は団体によって様々であった。記録を作成していない理由としては、「これまでの慣例でそこまでの対応は必要ない」「スタッフが1名なので情報共有の必要性がない」という回答があった。
- 一方で、記録を作成することで、「訓練士間の目線を合わせることができる」、「外部専門者の評価を受けやすくすることができる」といった訓練事業者もあった。
- 記録の作成により一定の質の確保が期待できるものと考えられるが、記録の作成・保管の必要性や有用性に関しては、訓練事業者間で認識に差がある様子がうかがえた。

【契約書等の取り交わし】

- 合同訓練等において、利用者と契約書や覚書を取り交わしている訓練事業者は少なかった。取り交わしていない理由として、そこまでの必要性を感じていないという意見があった。

【フォローアップ】

- ヒアリング調査にご協力いただいた訓練事業者の間でも、フォローアップの実施状況は様々であったが、認定後しばらくは頻度多くし、徐々に間隔をあけて対応している場合が多かった。

- なお、訓練事業者の中には、フォローアップの際にもチェックリストを活用したり、動画を撮影してスタッフ間で共有するなどにより、訓練士間の評価のばらつきをおさえているという取組を行っている事例もあった。
- 上記の取組は、利用者にとってもフィードバックを受けやすい、遠方でもフォローアップを受けられるというメリットがあるとのことであったことから、こうした取組を他の訓練事業者に横展開していくことが質確保のためにも有効であると考えられた。

【医療機関や指定法人等との連携】

- 訓練事業者によっては、利用者からの相談や訓練計画立案の段階で、医療機関や指定法人、提携している訪問リハビリテーション事業所、ケアマネジャー等の協力を得て、専門職による評価や指導を受けていた。
- これにより、利用者の状況にあった訓練が可能となっていたことから、早期の段階からこうした医療機関や指定法人等との連携は有効であると考えられた。
- しかしながら、訓練事業者によっては医療機関や指定法人とのつながりが全くなく、そうした連携が難しい事例もあった。訓練段階から医療機関や指定法人との連携を仕組みとして制度化する等の対策が必要であると考えられた。

【人材育成】

- 訓練事業者の中には看護師や作業療法士等のリハビリテーション専門職が訓練に参加している事例もあった。理由としては、身体障害者補助犬への訓練とは別に、使用者への訓練も重要であり、そのためには医療の知識を持って使用者と十分なコミュニケーションを図る必要性があるためとのことであった。
- また、限られた人員やノウハウの中で訓練を提供するため、他の訓練事業者の協力を得て協同で訓練をしている事業者もあった。訓練士のバックグラウンドも様々であるため、対象者に応じた研修を提供している訓練事業者もあった。
- 利用者の障害やニーズに応じた訓練を行うためにも、訓練士には専門的な知識や技術が求められており、上記のような取組を行う訓練事業者がある一方、そもそも人材がいない、研修等の機会がない等の理由から、人材育成をあまり積極的に行っていない訓練事業者もあった。また、人材育成を行っている場合でも、「犬」や「犬の訓練」に関する知識・技術に偏っている事例もあった。
- 訓練事業者間の人材育成・人材確保に対する認識の違いや、訓練事業者同士の横のつながりの確保、人材育成における医療との連携が課題と考えられた。

【その他】

- 訓練事業者の中には、介助犬の訓練事業者として届出をしていないにも関わらず、介助犬の訓練やフォローアップを実施しており、かつ身体障害者補助犬育成事業の助成金を受領している事例があった。
- 質の担保という観点からは、訓練を行おうとする場合には、それぞれの身体障害者補助犬の種類に応じた届出を行うということを徹底する必要があるとともに、訓練事業者における活動状況を把握・監査する機能が必要と考えられた。

2) 介助犬や聴導犬の認定の透明性確保・評価の適正性の確保のための取組について

【適性評価への関わり】

- ヒアリング調査にご協力いただいた指定法人の中には、認定前の段階から訓練事業者の申出に応じて適性評価、適応評価を行っており、自立支援と質の高い訓練の実施に寄与していた。訓練の途中も経過報告を求め、必要に応じて助言指導を行うなどの取組を行っている法人も確認された。また、認定試験前に合同訓練の一部を一緒に行うことで、認定試験までに強化すべき内容や課題を洗い出すなど、適正に評価するための取組を行っていた。
- このように、利用者からの相談や訓練計画の立案、訓練の実施、認定試験の各段階において、訓練事業者と指定法人が連携することは非常に有効であると考えられた。
- 一方で、適性評価や利用相談等に係る記録、特にアセスメント結果等に関する記録は必ずしも作成・保管されておらず、訓練事業者や利用者とのやりとりや判断の根拠を検証することができない指定法人も散見された。
- 認定の質や透明性確保の観点からは、指定法人によって記録の作成・保管に関する基準が異なっていることが課題と考えられた。

【認定審査会の運用・認定基準等】

- 訓練も行っている指定法人では、認定審査の客観性を担保するために、訓練を担当した者は審査には関わらないよう徹底しているとのことであった。
- しかしながら、この点について、他の指定法人からは、訓練を行った団体が認定を行うことに対して、客観性が真に担保されているかどうか疑問を呈する意見も聞かれた。なお、アンケート調査においても、同様の指摘が複数の訓練事業者、指定法人からなされている。
- 認定に関して、動作検証の際には、必ずしも審査会の場で実施できないことから、動画を活用して効率的に審査を行っている事例もあった。
- 1回の認定審査会では1～2頭の審査が限度であり、審査には1日を要するとの意見があった一方、最大4頭の審査をしたことがあるという指定法人もあった。動作検証も数時間を要する指定法人から1時間で済むという指定法人まであり、認定方法の違いが認定の質に影響していることが懸念された。
- 互いの認定基準や運用が異なっているが、指定法人同士の情報交換の場が少なく、統一できていないとの意見が複数の指定法人から挙げられた。訓練事業者の中には認定基準の厳しさ等から認定を受ける法人を選んでいるという意見もあり、統一した基準の整備が課題と考えられた。審査のための書式も、指定法人や訓練事業者によって様式がまちまちであることから、今後統一する必要性を指摘する意見もあった。
- なお、訓練事業者を対象としたヒアリング調査では、認定基準が不透明であり、同一法人であってもまちまちであるため、訓練の質を高めるためにも、認定基準を明確にし、公表してほしいという意見が聞かれた。

【フォローアップ】

- フォローアップの方法は指定法人により異なっており、社会参加の状況も含めて書面等により年1回確認する方法もあれば、本人には直接確認せず、訓練事業者を通じて報告を受けているという方法があった。
- 指定法人の中には、訓練事業者が廃業しており、本人と連絡が取れなくなったというケースもあるなど、指定法人におけるフォローアップの確実な実施が課題と考えられた。

3) その他身体障害者補助犬の制度のあり方について

- その他、身体障害者補助犬の制度のあり方・課題について、次のような意見があった。
 - (指定法人の整備)
 - ✓ 指定法人が少なく、認定試験のために遠方まで移動する必要があり、利用者の負担が大きいため、指定法人を増やしてほしい。
 - ✓ 指定法人からは、1頭当たりの業務量が多いため、指定法人を増やすべき。
 - (身体障害者補助犬育成補助事業)
 - ✓ 訓練事業者からは、身体障害者補助犬育成補助事業による助成金額が不十分である。
 - ✓ 認定を受けるための移動費等、認定のための費用も一定程度要することへの配慮を求める。
 - ✓ 同事業を利用しようとする場合、4～6月などの限られた期間に申請しなければならず、利用者にとって使いづらい。利用者の希望とタイミングが合わないため、同事業を利用せず、必要な費用を訓練事業者が全額自己負担で賄っている。
 - ✓ 都道府県の予算の都合上、年間に認められる頭数や種類が限定されている場合も多い。利用者、訓練事業者双方にとって利用しやすい事業としてほしい。
 - (費用補助)
 - ✓ 利用者の体調不良等により訓練を中止する場合であっても訓練に要した費用等を補助する仕組みがあると、訓練事業者としても安定的に事業を運営できる。
 - ✓ 利用者においては、利用相談、訓練期間中、認定審査を受ける際の様々な段階で移動費やその他経費を負担することになる。訓練事業者においても、利用相談や訓練中の移動費や認定後のフォローアップのために要する費用は自らが負担している。訓練事業者にとっては安定的な事業運営が難しく、利用者にとっては身体障害者補助犬の利用を断念する要因の1つになることがある。
 - (訓練事業者の届出)
 - ✓ 訓練事業者の中には活動を停止している団体があり、利用者にとって紛らわしく、利用を諦めてしまう原因の1つになってしまう。活動していない訓練事業者は届出を取り消す必要がある。

(相談ルートのあり方)

- ✓ 病院等の職員は身体障害者補助犬のことを知らないため、そこから紹介されることはほとんどない。利用者が訓練事業者等に直接問い合わせる場合が多い。
- ✓ 行政の窓口が身体障害者補助犬のことをよく知っておらず、利用者が相談しても訓練事業者等に橋渡しがされない事例がある。行政職員への周知が重要である。
- ✓ 各訓練事業者がそれぞれの経営判断に任せて訓練計画を立てている現状に対し、福祉職や医療職が定期的に訓練事業者を監査するとともに、社会福祉法人などが一元的な相談窓口となって、適切な訓練を行っている訓練事業者に対して利用者をつなぐという仕組みを全国的に展開する必要があるのではないか。

第4章 考察・まとめ

本調査研究では、身体障害者補助犬の訓練事業者、指定法人を対象としたアンケート調査並びにヒアリング調査を通じて、現行の訓練・認定プロセスの実態及び課題を明らかにすることを目的として実施した。以下に、検討会での議論も踏まえ、調査結果の考察・検討課題を示す。

1. 訓練事業者や指定法人における現状と課題

<訓練に関する実態>

- 訓練事業者を対象としたアンケート調査からは、特に介助犬や聴導犬の訓練事業者において、職員体制や訓練士の経験年数、及び認定頭数等に大きなばらつきがあり、事業者ごとの訓練に係るノウハウや経験の蓄積に差がある可能性が示唆された。このことは、訓練の質にも影響している可能性があるが、アンケート調査やヒアリング調査からは、そこまでの関連性を確認することはできなかった。ただし、ヒアリング調査では、訓練事業者相互の情報共有はほとんどなされておらず、また、情報共有をしようという気運も薄いという現状が把握された。他の訓練事業所での訓練方法等についての情報も相当程度不足しており、同じ補助犬であってもその能力についてどの程度まで同一水準のものであるのかについては疑問が残る結果となった。
- ヒアリング調査からは、補助犬の使用を希望する「人」のニーズや障害、生活環境のアセスメントについて積極的ではなく、あくまでも「犬」の訓練に注力する訓練事業者が多数存在することも示唆された。
- 適性評価に関しては、いずれの訓練事業者においても早い段階から実施されており、一部においては指定法人や医療機関と連携して対応がなされているなど、一定の取組が確認できた。ただし、医療機関等に敷居の高さを感じている訓練事業者も少なからずあり、医療・福祉専門職による専門的な評価等といった協力を得ることができないでいた。
- 一方、適正評価や訓練、フォローアップに関して、必ずしも記録などの文書化が進んでいなかったり、使用者との契約の取り交わしがなされていないという実態があり、特に介助犬や聴導犬においてその傾向があることが明らかとなった。
- 盲導犬の場合は、介助犬や聴導犬よりも歴史がある中、文書化等の取組について組織的な対応が進んでいるものの、一部実施されていない団体があるなど、統一的な対応はなされていなかった。
- 訓練事業者によっては公共の場での訓練を事前の許可を得ることなく実施している事例も確認された。トラブル等が起きた場合には、社会全体における身体障害者補助犬への理解・受け入れや、他の訓練事業者が行う訓練に支障が生じる可能性がある。
- フォローアップについては、遠方の使用者の訪問に係る旅費等については訓練事業者が自弁しているケースも多くみられた。必要経費の徴収ができない現状にあっては、訓練事業者が訪問によるフォローアップに消極的になってしまう可能性も考えられる。

- 補助犬の上限年齢の設定も、必ずしも設定されておらず、利用者の安全確保や動物愛護の観点から課題があると考えられた。
- 訓練事業者の届出があっても活動していない事業者があったり、訓練対象に応じた届出がなされていないなど、適切に制度が運用されていない実態が明らかとなった。

<認定に関する実態>

- 訓練事業者と指定法人を兼ねている場合において、特に認定頭数が多い傾向が見られた。アンケート調査やヒアリング調査からは、認定審査会の1回当たりの審査件数や審査に要する時間が指定法人によって異なっており、また認定基準もばらついている様子がうかがえた。指定法人によっては十分な検証等がなされないうちに認定されている可能性がある。
- 上述のように、訓練事業者間でもその訓練体制や方法等が平準化されておらず、指定法人の認定基準等にもばらつきがある現状においては、認定される補助犬の質のばらつきが予想される。今後より詳細な検証が必要であると考えられる。

2. 訓練や認定の質確保に向けた取組

<訓練事業者における質向上の取組>

- 早期の段階から指定法人や医療機関等と連携することで適性評価を行うことで、「人」目線での補助犬の活用、自立支援という観点から、利用者のニーズにあった訓練を行うことができる。
- 訓練記録や各種ツールを活用することで、第三者による評価や助言が得られやすくなるとともに、訓練士間の質の平準化も期待できる。将来的には訓練事業者において手順書なども整備していくことが望まれる。
- 社会での理解・受け入れが進み、訓練に対する協力が得られるよう、公共の場で訓練する場合には周囲の安全確保等の配慮を行うとともに、受け入れ施設との調整等、然るべき手順を踏むことが求められる。
- 訓練事業者によって体制や訓練方法、訓練・指導に係るノウハウにばらつきがあることから、訓練事業者として求められる組織的、人的基準（職員数や訓練士の要件）を設けたり、人材育成のための支援を強化するなどの対応が必要と考えられる。
- 現状、使用希望者は訓練事業者をインターネット等で自力で探し出し、直接、訓練事業者の電話窓口にご相談をしてくるケースがほとんどであることから、より全国での一元的な相談窓口等を設置するとともに、医療機関や障害福祉の担当者、都道府県・市町村等の行政職員への周知をさらに進める必要があると考えられる。
- 訓練事業者が安定して事業を行い、遠方の利用者に対する訓練やフォローアップが適切に行われるよう、経済的支援についても検討する必要があると考えられる。

<認定における透明性確保・質向上の取組>

- 指定法人によって認定基準や運用が異なることがないように、統一化して全国で同じように認定を受けられるよう仕組みを整える必要がある。
- 適正な認定が行われるよう、指定法人の体制の整備・強化を検討する必要がある。
- フォローアップについても利用者本人に対して年1回以上行うよう、対応を徹底する必要がある。
- 指定法人の役割を強化するためにも、指定法人の取組や機能を評価する監査機能が必要と考えられる。その実施主体については実情に沿った検討が必要と考えられる。

3. 今後の検討課題

本調査研究では、身体障害者補助犬の訓練事業者・指定法人に対して悉皆でアンケート調査を行った。アンケート調査の回収率はいずれも80%以上を達成しており、概ね全国の訓練・認定の状況や課題を把握することができた。

以下、今回の調査結果を踏まえつつ、より詳細な調査、検討が必要と考えられる点をまとめた。さらなる調査検討も踏まえ、より質の高い訓練・認定制度の実現、社会での受け入れの促進が期待される。

- 訓練内容や認定方法の、身体障害者補助犬の質への影響に関する検証
 - ー 本調査では、訓練や認定において実施している項目等は把握することができたが、詳細な実施方法や、質に及ぼす影響までは把握・検証していない。今後訓練、認定の具体的な内容・要件を検討するためには、これらの検証が必要と考えられる。
- 利用者や周囲の人を対象とした、認定後の問題に関する詳細な調査
 - ー 本調査では、質への影響を調査する目的で、認定後3年以内と比較的短期間に認定が取り消された件数やその理由、身体障害者補助犬の利用をやめたきっかけについて調査したが、訓練や認定が原因と考えられる明確な結果は得られなかった。今回実施した調査は訓練事業者を対象としたものであり、訓練事業者が詳細を把握していない可能性もあることから、別途、利用者等を対象とした調査が必要と考えられる。

参考資料 1 アンケート調査票

平成30年度障害者総合福祉推進事業「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究」
身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査

【介助犬・聴導犬訓練事業者票】

1. 本調査結果は報告書として公表されますが、各回答結果は統計的処理を行ったうえで公表いたしますので、個別の回答が特定されることはありません。
2. ご回答内容は本調査の目的以外に用いられることはありません。
3. お忙しいところ恐縮ではございますが、**平成31年1月25日（金）**までに調査票にご記入いただき、同封の返送用封筒を用いて調査事務局までご返送ください。

【お問合せ先】

「身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査」事務局（みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部）
 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル8階
 TEL： XXXXXXXXXX
 E-mail： XXXXXXXXXX

法人名		事業所名	
ご担当者名		部署・役職名	
ご連絡先（tel）		ご連絡先（メール）	
ご連絡先（FAX）			

※ 事業所名、および記入者のお名前・ご連絡先は必ずご記入いただきますようお願い申し上げます。調査票をご返送いただいた後、事務局より記入内容について問い合わせをさせていただく場合がございます。

1. 貴団体の概要について

問1 貴団体の開設年月、経営主体等についてご回答ください。	
① 開設年月	西暦（ ）年（ ）月
② 経営主体	01 公益財団法人 02 一般財団法人 03 一般社団法人 04 社会福祉法人 05 学校法人 06 特定非営利活動法人 07 その他
③ 訓練対象	01 介助犬 02 聴導犬
④ 指定法人か否か	01 指定法人でない 02 介助犬の指定法人 03 聴導犬の指定法人

問2-1 貴団体の職員数をご記入ください。（複数に該当する場合、主たる職種において計上）						
	管理者	訓練士	研修生	事務職員	その他	合計
①職員数	人	人	人	人	人	人
②うち視覚障害のある方	人	人	人	人	人	人
聴覚障害のある方	人	人	人	人	人	人
肢体不自由のある方	人	人	人	人	人	人

問2-2 訓練士の経歴について、該当するものに○をつけてください。	
01 訓練士の養成課程を受けている→（具体的内容： ）	
02 特に養成は受けていない	

問2-3 訓練士の訓練経験年数別の人数、平均経験年数をご記入ください。			
5年未満	5年以上10年未満	10年以上	平均経験年数
人	人	人	年

問3-1 身体障害者補助犬の種類別に、
 (1) 平成28～30年度の各年度における身体障害者補助犬の利用に関する相談件数をご記入ください。(延べ数)
 (2) 過去3年間における、身体障害者補助犬の利用に関する相談があった人数、相談を受けたが訓練に至らなかった人数、相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった人数をご記入ください。(実人数)
 ※把握していない場合には「不明」に○をつけてください。

(1) 年度内の相談件数	①平成28年度	②平成29年度	③平成30年度(4～12月)
A. 介助犬	() 人・不明	() 人・不明	() 人・不明
B. 聴導犬	() 人・不明	() 人・不明	() 人・不明
(2) 過去3年間の状況	①補助犬の利用に関する相談があった人数	②相談を受けたが訓練に至らなかった人数	③相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった人数
A. 介助犬	() 人・不明	() 人・不明	() 人・不明
B. 聴導犬	() 人・不明	() 人・不明	() 人・不明

問3-2 上記(2)②、③が1人以上いる場合、その主な理由についてもご記入ください。

②：相談を受けたが訓練に至らなかった理由	
A. 介助犬	
B. 聴導犬	
③：相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった理由	
A. 介助犬	
B. 聴導犬	

問4 貴団体において平成27～29年度に介助犬もしくは聴導犬の認定を受けた頭数、平成30年11月1日時点で、訓練センター内で飼育している訓練犬の頭数(PR犬は除く)をそれぞれご記入ください。

(1) 平成27～29年度に認定を受けた頭数	① 介助犬	平成27年度： 頭 平成28年度： 頭 平成29年度： 頭
	② 聴導犬	平成27年度： 頭 平成28年度： 頭 平成29年度： 頭

(次ページに続く。)

(次ページから続き。)

(2) 上記のうち、使用予定者との合同訓練を行っている頭数	① 介助犬	平成 27 年度： 頭 平成 28 年度： 頭 平成 29 年度： 頭
	② 聴導犬	平成 27 年度： 頭 平成 28 年度： 頭 平成 29 年度： 頭
(3) 平成 30 年 11 月 1 日時点で、訓練センター内で飼育している訓練犬の頭数	① 介助犬	頭
	② 聴導犬	頭

問 5 貴団体に訓練・認定を受けた介助犬・聴導犬を利用している使用者の方のご職業は何ですか。現在使用中の方だけでなく、これまで使用されたことがある方も含めて、差支えない範囲でご記入ください。

--

問 6 (1) 貴団体に訓練を受けた介助犬・聴導犬の使用を希望・検討して問い合わせをされた方、および、そのうち (2) 実際に訓練を受けた方のそれぞれにおいて、補助犬を知ったきっかけは何ですか。該当するものをすべてお選びください。

	(1) 介助犬・聴導犬の 利用相談者	(2) 左記のうち実際に訓練 を受けた方
① 厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	01	01
② 貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	02	02
③ 貴団体主催の補助犬イベント	03	03
④ 厚生労働省ホームページ、SNS	04	04
⑤ 貴団体のホームページ、SNS	05	05
⑥ 貴団体以外の団体のホームページ、SNS	06	06
⑦ マスコミの報道	07	07
⑧ 市町村、都道府県の窓口や資料	08	08
⑨ 医療機関からの情報提供	09	09
⑩ ご家族からの紹介	10	10
⑪ 知人からの紹介	11	11
⑫ その他 ()	12	12
⑬ その他 ()	13	13

問7 貴団体が訓練を受けた介助犬・聴導犬の使用者が、補助犬の使用をやめたきっかけをどのように捉えていますか。使用者から聞き取った内容を踏まえ、該当するものをすべてお選びください。	
① 介助犬の使用者	01 使用者の身体障害の状況が変わった 02 使用者が高齢になった 03 使用者が転居して居住環境に変化があった 04 使用者の家族構成に変化があった 05 介助犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった 06 その他 ()
② 聴導犬の使用者	01 使用者の身体障害の状況が変わった 02 使用者が高齢になった 03 使用者が転居して居住環境に変化があった 04 使用者の家族構成に変化があった 05 聴導犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった 06 その他 ()

問8-1 貴団体における身体障害者補助犬や候補犬についてお伺いします。 貴団体では候補犬をどのように入手していますか。該当するものすべてに○をつけてください。	
01 自家繁殖 02 保健所等からの保護犬の提供 03 他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの提供 04 ブリーダーからの購入 05 他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの購入 06 輸入 07 その他 ()	

問8-2 貴団体では、キャリアチェンジした犬はどのように処遇していますか。(例：PR犬として活用)

問9-1 貴団体では、実働する介助犬、聴導犬の年齢に上限を設けていますか。	
① 介助犬	01 設けている →年齢：()才 02 設けていない
② 聴導犬	01 設けている →年齢：()才 02 設けていない

問9-2 これまで育成した介助犬、聴導犬のうち、認定を取り消した犬(引退等)について、実働年数別の頭数をご記入ください。また、実働年数が「1年以上」「1年以上3年未満」「3年以上5年未満」のいずれかが1頭以上である場合は、当該犬の認定が取り消された理由についてもご記入ください。

介助犬					聴導犬				
1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭



「1年未満」「1年以上3年未満」「3年以上5年未満」のいずれかに1頭以上である場合



「1年未満」「1年以上3年未満」「3年以上5年未満」のいずれかに1頭以上である場合

認定が取り消された理由	
介助犬	聴導犬

問10 貴団体における、ボランティアの人数をご記入ください（平成30年11月1日時点）。		
① ボランティアの人数		人
② うち、飼育ボランティア	A. 繁殖犬、訓練前の子犬（パピー）	人
	B. キャリアチェンジ（補助犬にならなかった犬）	人
	C. 認定を取り消された補助犬（引退犬を含む）	人

問11 貴団体では、飼料費や医療費について、自治体等から補助を受けていますか。貴団体では、飼料費や医療費について、自治体等から補助を受けていますか。次の①～③のそれぞれについて、該当する都道府県数をご記入ください。該当がない場合は「0」（ゼロ）をご記入ください。	
①実働する補助犬の使用者が所在する都道府県数	（ ）件
②上記②のうち、地域生活支援事業による補助がある都道府県数	（ ）件
③上記①のうち、地域生活支援事業以外による補助がある都道府県数	（ ）件

問12-1 貴団体では、身体障害者補助犬の訓練について、使用者（使用予定者）と契約書を取り交わしていますか。	
01 取り交わしている	02 取り交わしていない

問12-2 上記で「取り交わしている」と回答した場合、契約書にはどのような内容を記載していますか。

問13-1 貴団体では、使用者に対し、身体障害者補助犬をどのような形態でお渡ししていますか。	
01 貸与している	02 譲渡している

問13-2 上記で「貸与している」と回答した場合、使用期間を終えた身体障害者補助犬について、希望する使用者に対して譲渡することはありますか。	
01 譲渡している	02 譲渡していない

問14-1 貴団体では、身体障害者補助犬の訓練やフォローアップについて、使用者から費用徴収をしていますか。	
01 費用徴収をしている	02 費用徴収はしていない
問14-2 上記で「費用徴収をしている」と回答した場合、料金に関する設定方法、平均的な金額、使用者への提示方法についてもご回答ください。	
① 料金に関する設定方法	(例：訓練期間や回数に応じて設定している、訓練内容に応じて設定している等)
② 平均的な金額	
③ 使用者への提示方法	01 契約書等の文書により提示している 02 契約書等の文書ではないが、料金表を提示している 03 口頭で説明している 04 その他 () 05 特に提示していない

2. 利用希望者が身体障害者補助犬の使用の適性があるかどうかの評価に対する適性評価の実施状況

問15 貴団体では、使用者に対し、身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価をどのタイミングで実施していますか。	
01 利用の相談があった際	02 候補犬とマッチングを行う際
03 その他 ()	
問16 身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価をどのような方法で実施していますか。	
01 面談等により実施 (事業所への来訪のみ)	02 面談等により実施 (居宅訪問を含む)
03 体験会の開催により実施 (宿泊を伴わない)	04 体験会の開催により実施 (宿泊を伴う)
05 別の法人による事前評価を実施 →指定法人名：()	
06 指定法人以外の医療機関で事前評価を実施	
07 その他 ()	

問17 身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目として、何がありますか。	
評価項目	具体的内容
01 基本属性	
02 障害の内容・程度	
03 生活環境	
04 身体障害者補助犬に対する理解	
05 身体障害者補助犬に対するニーズ	
06 その他	

問18 貴団体では、身体障害者補助犬の利用の適性に関するマニュアルや手順書はありますか。 「ある」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。	
01 ある →資料提供：(可 ・ 不可)	02 ない

3. 訓練の実施状況

3-1. 基礎訓練の実施状況

問19 次の各基本動作について、屋内・屋外の別に、基礎訓練の実施状況として該当するものに○をつけてください。						
	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部未実施	未実施	必ず実施	一部未実施	未実施
① 呼んだら来る	01	02	03	01	02	03
② 座る、伏せる、待つ、止まる	01	02	03	01	02	03
③ 解除の意思表示があるまで維持できる	01	02	03	01	02	03
④ 強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	01	02	03	01	02	03
⑤ 指示された時・場所で排泄できる	01	02	03	01	02	03
⑥ 音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	01	02	03	01	02	03
⑦ 使用者に注目して集中することができる	01	02	03	01	02	03
⑧ 指示された場所(部屋、車等)に入ることができる	01	02	03	01	02	03
⑨ その他 ()	01	02		01	02	
⑩ その他 ()	01	02		01	02	
⑪ その他 ()	01	02		01	02	

問20 屋外で訓練する場合、訓練場所として該当するものをお選びください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 01 公共交通機関（電車、バス等） | 02 ホテル等の宿泊施設 |
| 03 スーパー、百貨店等の商業施設 | 04 レストラン、喫茶店等の飲食施設 |
| 05 その他（ ） | |

問21 貴団体における、平均的な基礎訓練の実施日数をご記入ください。

（ ）日

問22 基礎訓練を実施している職員一人ごとに、経験年数・職種をご記入ください。

職員1	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員6	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員2	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員7	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員3	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員8	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員4	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員9	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員5	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員10	経験年数（ ）年・職種（ ）

問23-1 貴団体では、基礎訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。
「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

- 01 行っている →資料提供：（可・不可） 02 行っていない

問23-2 基礎訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうかがいます。
訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。

- 01 日々記録している 02 一定期間ごとに記録している
03 不定期に（随時）記録している 04 その他（ ）

問24 基礎訓練における訓練動作を、どなたが評価していますか。

- 01 訓練を担当している職員 02 訓練を担当していない職員
03 外部の職員（具体的に記載： ） 04 評価していない

3-2. 介助動作訓練、聴導動作訓練の実施状況

A. 訓練計画の作成について

問25 身体障害者補助犬の介助動作訓練／聴導動作訓練を開始するタイミングの決定方法について、ご記入ください。

問26 訓練計画の作成にあたり使用者の障害とニーズを誰がどのように評価していますか。評価者、評価方法についてご記入ください。

問27 介助動作訓練／聴導動作訓練の計画をどのように作成していますか。

01 団体職員のみで作成

02 外部の専門職と連携して作成 →外部専門職の所属：()

03 その他 ()

問28 訓練計画の見直しを行っていますか。見直しを行っている場合、見直しの経過記録の保管状況についてもご回答ください。

① 見直しの実施の有無	01 定期的実施	02 必要に応じて実施	03 未実施
② 見直しの経過記録の保管状況	01 保管あり	02 保管なし	

B. 介助動作訓練の実施状況

問29 次の各介助動作について、屋内・屋外の別に、介助動作訓練の実施状況として該当するものに○をつけてください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部 未実施	未実施	必ず実施	一部 未実施	未実施
① 物の拾い上げ及び運搬	01	02	03	01	02	03
② 特定の物を手元に持ってくる	01	02	03	01	02	03
③ ドアの開閉	01	02	03	01	02	03
④ スイッチの操作	01	02	03	01	02	03
⑤ 起立、体位変換時の介助	01	02	03	01	02	03
⑥ 車いすへの移乗介助	01	02	03	01	02	03
⑦ 歩行介助と姿勢支持	01	02	03	01	02	03
⑧ 階段昇降の介助	01	02	03	01	02	03
⑨ 車いすの牽引等	01	02	03	01	02	03
⑩ 衣服や靴等の着脱	01	02	03	01	02	03
⑪ 緊急時の連絡手段確保	01	02	03	01	02	03
⑫ その他 ()	01	02	/	01	02	/
⑬ その他 ()	01	02	/	01	02	/
⑭ その他 ()	01	02	/	01	02	/

問30 屋外で介助動作訓練を実施する場合、訓練場所として該当するものをお選びください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 01 公共交通機関（電車、バス等） | 02 ホテル等の宿泊施設 |
| 03 スーパー、百貨店等の商業施設 | 04 レストラン、喫茶店等の飲食施設 |
| 05 その他（ ） | |

問31 貴団体における、認定に至るまでの平均的な介助動作訓練の実施日数をご記入ください。

（ ）日

問32 介助動作訓練を実施している職員一人ごとに、経験年数・職種をご記入ください。

職員1	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員6	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員2	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員7	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員3	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員8	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員4	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員9	経験年数（ ）年・職種（ ）
職員5	経験年数（ ）年・職種（ ）	職員10	経験年数（ ）年・職種（ ）

問37 貴団体における、認定に至るまでの平均的な聴導動作訓練の実施日数をご記入ください。

() 日

問38 聴導動作訓練を実施している職員一人ごとに、経験年数・職種をご記入ください。

職員1	経験年数 () 年・職種 ()	職員6	経験年数 () 年・職種 ()
職員2	経験年数 () 年・職種 ()	職員7	経験年数 () 年・職種 ()
職員3	経験年数 () 年・職種 ()	職員8	経験年数 () 年・職種 ()
職員4	経験年数 () 年・職種 ()	職員9	経験年数 () 年・職種 ()
職員5	経験年数 () 年・職種 ()	職員10	経験年数 () 年・職種 ()

問39-1 貴団体では、聴導動作訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。
「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 行っている →資料提供:(可 ・ 不可) 02 行っていない

問39-2 聴導動作訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうかがいます。
訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。

01 日々記録している 02 一定期間ごとに記録している
03 不定期に(随時)記録している 04 その他 ()

問40 聴導動作訓練における訓練動作を、どなたが評価していますか。

01 訓練を担当している職員 02 訓練を担当していない職員
03 外部の職員(自由記載) 04 評価していない

3-3. 合同訓練の実施状況

問41 貴団体では、使用者に対して身体障害者補助犬法の仕組みや、盲導犬の使用上の留意点についてどのように説明していますか。

- 01 書面により説明
02 講義・研修形式により説明
03 その他 ()

問42 合同訓練の実施場所別に、訓練の実施状況として該当するものに○をつけてください。

① 障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
② 屋内外の生活環境に応じた訓練	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
③ 訓練犬との意思疎通の手段の指導	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
④ 訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
⑤ 不特定多数の者が利用する施設に同伴する訓練	01 必ず実施	02 一部未実施	03 未実施
⑥ その他 ()	01 必ず実施	02 一部未実施	
⑦ その他 ()	01 必ず実施	02 一部未実施	
⑧ その他 ()	01 必ず実施	02 一部未実施	

問43 貴団体における、認定に至るまでの平均的な合同訓練の実施日数をご記入ください。

- 1頭目の場合 () 日 2頭目以降の場合 () 日

問44 合同訓練を実施している職員お一人ごとに、経験年数・職種をご記入ください。

職員1	経験年数 () 年・職種 ()	職員6	経験年数 () 年・職種 ()
職員2	経験年数 () 年・職種 ()	職員7	経験年数 () 年・職種 ()
職員3	経験年数 () 年・職種 ()	職員8	経験年数 () 年・職種 ()
職員4	経験年数 () 年・職種 ()	職員9	経験年数 () 年・職種 ()
職員5	経験年数 () 年・職種 ()	職員10	経験年数 () 年・職種 ()

問45-1 貴団体では、合同訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。
「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

- 01 行っている →資料提供:(可 ・ 不可) 02 行っていない

問45-2 合同訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうかがいます。
訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。

- 01 日々記録している 02 一定期間ごとに記録している
03 不定期に(随時)記録している 04 その他 ()

問46-1 合同訓練の評価方法について教えてください。

- 01 訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している
- 02 訓練を担当した職員以外によって、認定審査の受審の可否を決定している
- 03 外部の職員によって、認定審査の受審の可否を決定している
- 04 認定審査の受審の可否を決定するプロセスがない

問46-2 上記で「01」～「03」と回答した場合、受審の可否を決定する際、その評価に関する様式を定めていますか。

- 01 定めている →資料提供：(可 ・ 不可)
- 02 定めてない

3-4. 公共の場（公共交通機関、スーパー等）で訓練する場合の手続き

問47 公共の場での訓練にあたり、関係先の許可を得ていますか。

- 01 事前に許可を得て実施
- 02 特に許可を得ず実施
- 03 公共の場での訓練を実施していない

問48-1 公共の場での訓練について、今まで苦情等を受けたことはありますか。

- 01 受けたことがある
- 02 受けたことはない

問48-2 苦情を受けたことがある場合、その具体的な内容とその後の対応についてご記入ください。

内容	その後の対応

問49 公共の場での訓練を円滑に行うにあたり、取り組んでいることや配慮していることがあればご記入ください。

--

問50 公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関して情報収集をしていますか。

- 01 情報収集に努め訓練・指導に盛り込んでいる
- 02 情報収集はしている
- 03 特にしていない

3-5. フォローアップ（継続的な訓練・指導）の実施状況

問51-1 貴団体では、使用者に対して追加訓練や再訓練の必要性をどのように確認していますか。	
01 書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している	02 使用者からの相談・報告があった場合に確認している
03 確認していない	
問51-2 上記設問で「01」または「02」を選んだ方に伺います。 使用者に対して、どのような内容を確認していますか。該当するものすべてに○をつけてください。	
01 使用者の障害やニーズの変化	02 環境の変化
03 犬の基礎動作や介助動作の状況	04 犬の健康状態、作業状況
05 補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ	06 使用者の社会参加の状況
07 その他()	
問51-3 上記の各項目について、どなたが確認していますか。	
01 訓練を担当した職員	02 訓練を担当していない職員
03 その他()	

問52 使用開始後1年目、2年目以降の訓練・指導の実施状況について、それぞれご回答ください。	
① 1年目	01 定期的実施 →頻度：() 02 不定期に（随時）実施 →頻度：()
② 2年目以降	01 定期的実施 →頻度：() 02 不定期に（随時）実施 →頻度：()

問53-1 貴団体では、追加訓練・再訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。 「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。	
01 行っている →資料提供：(可 ・ 不可)	02 行っていない
問53-2 追加訓練・再訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にかがいます。 訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。	
01 日々記録している	02 一定期間ごとに記録している
03 不定期に（随時）記録している	04 その他 ()

問54 貴団体では、使用者支援のために、次の取組を実施していますか。		
① 団体内の使用者同士の交流	01 実施	02 未実施
② 他団体の使用者同士の交流	01 実施	02 未実施

問55-1 貴団体では、使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口はありますか。	
01 ある	02 ない
問55-2 これまで、使用者からの苦情が寄せられたことはありますか。	
01 ある	02 ない
問55-3 使用者のニーズと貴団体との調整のための第三者機関を設けていますか。	
01 設けている	02 設けていない

4. 人材育成に関する取組状況

問56 訓練士の研修プログラムにおける、内容別の指導状況と、おおよその指導時間数（1人の訓練士を養成する研修プログラムにおける所定の指導時間数）をご回答ください。

① 障害のある方に対する支援に関する知識 例：視覚障害（盲導犬）、肢体不自由（介助犬）、聴覚障害（聴導犬）のある方の疾病、状態像、リハビリテーション、日常生活、社会生活、支援ニーズ等	01 実施 → () 時間	02 未実施
② 関係法規に関する知識 例：身体障害者補助犬法、障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者権利条約等	01 実施 → () 時間	02 未実施
③ 犬に関する知識（犬の生態、犬の感覚、犬解剖学等）	01 実施 → () 時間	02 未実施
④ 犬の訓練技術に関する知識（飼育技術、訓練方法論等）	01 実施 → () 時間	02 未実施
⑤ その他 ()	01 実施 → () 時間	02 未実施
⑥ その他 ()	01 実施 → () 時間	02 未実施
⑦ その他 ()	01 実施 → () 時間	02 未実施
⑧ その他 ()	01 実施 → () 時間	02 未実施

問57 貴団体における人材育成の取組として実施しているものをお選びください。

- | | |
|--------------------|------------------|
| 01 自組織内での研修、勉強会の開催 | 02 外部の研修、勉強会への参加 |
| 03 他の訓練事業者等との人材交流 | 04 学会への参加 |
| 05 専門講師等の招聘 | 06 その他 () |

問58 国等が開催する外部の研修会に対して、どういった内容を期待していますか。

問59 貴団体では、訓練者としての要件を満たしているかどうかを、どのように確認・評価していますか。

問60 貴団体では、支援の質を担保するために、第三者機関による評価や助言・指導を受けていますか。

- | | |
|----------|-----------|
| 01 受けている | 02 受けていない |
|----------|-----------|

問61 貴団体には、手話によるコミュニケーションを取ることができる職員はいますか。

- | | |
|----------------------------|--------|
| 01 いる →内訳：(1 訓練者 2 事務職員) | 02 いない |
|----------------------------|--------|

5. 関係機関との連携状況

問62 貴団体における身体障害者補助犬の周知方法として実施しているものをお選びください。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 01 ホームページ等のインターネットの媒体を通じた周知（SNSを含む） | 03 体験会の開催（自主開催） |
| 02 広報誌等の紙媒体を通じた周知 | 05 その他（ ） |
| 04 体験会の開催（依頼開催） | |

問63 貴団体では、身体障害者補助犬の周知のためにどのような関係機関と連携していますか。

- | | | | |
|------------|----------------------|----------------|-------|
| 01 自治体 | 02 医療機関 | 03 障害福祉サービス事業所 | 04 学校 |
| 05 地元企業・団体 | 06 受け入れ拒否の多い機関・場所（ ） | | |
| 07 その他（ ） | | | |
| 08 連携していない | | | |

6. 身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望等

問64 身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望等について、ご自由にご記入ください。

① 訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識	
② 認定のあり方に関する課題認識	
③ 国の施策に対する要望	

本調査票は以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

ご回答済みの調査票は 平成31年1月25日（金） までに同封の返送用封筒にてご返送ください。

平成30年度障害者総合福祉推進事業「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究」

身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査

【介助犬・聴導犬指定法人】

1. 本調査結果は報告書として公表されますが、各回答結果は統計的処理を行ったうえで公表いたしますので、個別の回答が特定されることはありません。
2. ご回答内容は本調査の目的以外に用いられることはありません。
3. お忙しいところ恐縮ではございますが、**平成31年1月25日（金）**までに調査票にご記入いただき、同封の返送用封筒を用いて調査事務局までご返送ください。

【お問合せ先】

「身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査」事務局（みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部）

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル8階

TEL :

E-mail :

法人名		事業所名	
ご担当者名		部署・役職名	
ご連絡先（tel）		ご連絡先（メール）	
ご連絡先（FAX）			

※ 事業所名、および記入者のお名前・ご連絡先は必ずご記入いただきますようお願い申し上げます。調査票をご返送いただいた後、事務局より記入内容について問い合わせをさせていただく場合がございます。

1. 貴団体の概要について

問1 貴団体の開設年月、経営主体等についてご回答ください。				
① 開設年月	西暦（ ）年（ ）月			
② 経営主体	01 公益財団法人 02 一般財団法人 03 社会福祉法人 04 その他			
③ 認定頭数	介助犬		聴導犬	
	年間	累計	年間	累計
	頭	頭	頭	頭

2. 審査の実施状況について

2-1. 認定の流れについて

問2 貴団体の認定の流れについてご回答ください。(自由記載) ※ 差支えない範囲で、認定の流れが分かる資料のご提出をお願い申し上げます。	
① 介助犬 →資料提供： (可 ・ 不可)	
② 聴導犬 →資料提供： (可 ・ 不可)	

問3 貴団体の審査委員会の構成数をご回答ください。				
	介助犬		聴導犬	
	内部職員	外部職員	内部職員	外部職員
① 訓練士	人	人	人	人
② 医師	人	人	人	人
③ 獣医師	人	人	人	人
④ 作業療法士	人	人	人	人
⑤ 理学療法士	人	人	人	人
⑥ 言語聴覚士	人	人	人	人
⑦ 社会福祉士	人	人	人	人
⑧ その他 ()	人	人	人	人
⑨ その他 ()	人	人	人	人
⑩ その他 ()	人	人	人	人
⑪ うち視覚障害のある方	人	人	人	人
うち聴覚障害のある方	人	人	人	人
うち肢体不自由のある方	人	人	人	人

問4 【訓練事業者を兼ねている場合】 審査対象の補助犬の訓練担当者が審査を行うことはありますか。	
01 訓練担当者が審査を行うことがある	02 訓練担当者は審査を行うことはない

問5 認定に関するマニュアル・手順書はありますか。 ※「ある」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。	
01 ある → 資料提供：(可 ・ 不可)	02 ない

2-2. 認定申請について

問6 認定申請の際の必要事項について、該当するものに○をつけてください。

<p>① 使用者に対する事項 (複数回答)</p>	<p>01 氏名、住所、年齢、性別など 02 身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し 03 必要とする介助動作 04 その他 ()</p>
<p>② 補助犬に対する事項 (複数回答)</p>	<p>01 狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別、犬種など 02 獣医師による予防接種及び健康診断の記録(避妊・去勢手術証明書を含む) 03 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に則った健康診断 04 その他 ()</p>
<p>③ 訓練に対する事項 (複数回答)</p>	<p>01 訓練者名及び当人の訓練経歴 02 使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画 03 当該犬及び使用者の訓練に関する記録(基礎訓練、介助動作訓練/聴導動作訓練、合同訓練) 04 訓練者ならびに医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士等専門的知識を有する者による総合評価・判定書 05 当該犬との適合状況についての使用者の意見書 06 その他 ()</p>

問7 申請に係る規定様式はありますか。

※「ある」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 ある → 資料提供:(可 ・ 不可) 02 ない(様式自由を含む)

2-3. 書面審査について

問8 書面審査における審査事項として、該当するものに○をつけてください。

- 01 訓練計画が作成されていること
02 訓練記録が基礎訓練・介助動作訓練/聴導動作訓練・合同訓練ごとに作成・保管されていること
03 訓練計画、記録内容が、身体障害者補助犬法の規定に合致していること
04 有識者による総合評価・判定が行われており、問題がないこと
05 適合状況についての使用者意見を確認しており、問題がないこと
06 その他 ()

2-4. 補助犬の動作の検証等について

A. 基礎動作の検証について

問9 次の各基本動作について、屋内・屋外の別に、検証しているものに○をつけてください。						
	屋内での検証			屋外での検証		
	必ず実施	一部 未実施	未実施	必ず実施	一部 未実施	未実施
① 呼んだら来る	01	02	03	01	02	03
② 座る、伏せる、待つ、止まる	01	02	03	01	02	03
③ 解除の意思表示があるまで維持できる	01	02	03	01	02	03
④ 強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	01	02	03	01	02	03
⑤ 指示された時・場所で排泄できる	01	02	03	01	02	03
⑥ 音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	01	02	03	01	02	03
⑦ 使用者に注目して集中することができる	01	02	03	01	02	03
⑧ 指示された場所(部屋、車等)に入ることができる	01	02	03	01	02	03
⑨ その他 ()	01	02	/	01	02	/
⑩ その他 ()	01	02	/	01	02	/
⑪ その他 ()	01	02	/	01	02	/

問10 屋外で検証する場合、検証場所として該当するものに○をつけてください。	
01 公共交通機関(電車、バス等)	02 ホテル等の宿泊施設
03 スーパー、百貨店等の商業施設	04 レストラン、喫茶店等の飲食施設
05 その他 ()	

B. 介助動作・聴導動作等の確認について

問11 【介助犬の場合】 次の各介助動作について、屋内・屋外の別に、検証しているものに○をつけてください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部 未実施	未実施	必ず実施	一部 未実施	未実施
① 物の拾い上げ及び運搬	01	02	03	01	02	03
② 特定の物を手元に持ってくる	01	02	03	01	02	03
③ ドアの開閉	01	02	03	01	02	03
④ スイッチの操作	01	02	03	01	02	03
⑤ 起立、体位変換時の介助	01	02	03	01	02	03
⑥ 車いすへの移乗介助	01	02	03	01	02	03
⑦ 歩行介助と姿勢支持	01	02	03	01	02	03
⑧ 階段昇降の介助	01	02	03	01	02	03
⑨ 車いすの牽引等	01	02	03	01	02	03
⑩ 衣服や靴等の着脱	01	02	03	01	02	03
⑪ 緊急時の連絡手段確保	01	02	03	01	02	03
⑫ その他 ()	01	02	/	01	02	/
⑬ その他 ()	01	02	/	01	02	/
⑭ その他 ()	01	02	/	01	02	/

問12 屋外で検証する場合、検証場所として該当するものに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 01 公共交通機関（電車、バス等） | 02 ホテル等の宿泊施設 |
| 03 スーパー、百貨店等の商業施設 | 04 レストラン、喫茶店等の飲食施設 |
| 05 その他（) | |

問 1 3 【聴導犬の場合】 次の各聴導動作について、屋内・屋外の別に、検証しているものに○をつけてください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部 未実施	未実施	必ず実施	一部 未実施	未実施
① 生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	01	02	03	01	02	03
② 音源に反応し音源場所に行く	01	02	03	01	02	03
③ 音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	01	02	03	01	02	03
④ 音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	01	02	03	01	02	03
⑤ 火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる	01	02	03	01	02	03
⑥ 後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	01	02	03	01	02	03
⑦ その他使用者が求める音に対する反応動作	01	02	03	01	02	03
⑧ 交通機関の利用	01	02	03	01	02	03
⑨ その他 ()	01	02	/	01	02	/
⑩ その他 ()	01	02	/	01	02	/
⑪ その他 ()	01	02	/	01	02	/

問 1 4 屋外で検証する場合、検証場所として該当するものに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 01 公共交通機関（電車、バス等） | 02 ホテル等の宿泊施設 |
| 03 スーパー、百貨店等の商業施設 | 04 レストラン、喫茶店等の飲食施設 |
| 05 その他（) | |

3. フォローアップの状況について

問20 使用者への補助犬の状況に関する確認方法について該当するものに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 01 書面により使用者から報告を受けている | 02 電話により使用者から報告を受けている |
| 03 面談・訪問により使用者から報告を受けている | 04 特に確認していない |
| 05 その他 () | |

問21 使用者への補助犬の状況に関する確認頻度について該当するものに○をつけてください。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 01 年1回以上 | 02 年1回程度 | 03 年1回未満 |
|----------|----------|----------|

問22-1 使用者からの報告や公的施設・公共交通機関等からの通報により、実施検証を再度実施した経験はありますか。

- | |
|---|
| 01 ある → 認定の取消の有無：(1 取消になったことがある 2 取消にならなかった) |
| 02 ない |

問22-2 「ある」場合、再度実施の理由をご記入ください。

4. 適正な評価実施のための取組について

問23 適正な評価を行うための取組・工夫について、ご自由にご記入ください。

5. 身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望等について

問24 身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望等について、ご自由にご記入ください。

① 訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識	
② 認定のあり方に関する課題認識	
③ 国の施策に対する要望	

- 以下は、問17-2の記入欄です。
- 平成28年度以降開催したすべての認定審査会について、参加者、議事次第、審査内容、認定した件数等について教えてください。
- 記入欄が足りない場合は複写して記載してください。

＜記入欄1＞														
① 認定審査会	平成（ ）年度 第（ ）回													
② 開催日	（ ）月（ ）日													
③ 参加者	01 使用予定者													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 20%;">内部職員</td> <td>11 訓練士</td> <td>12 医師</td> <td>13 獣医師</td> </tr> <tr> <td>14 作業療法士</td> <td>15 理学療法士</td> <td>16 言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>17 社会福祉士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 その他（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師	14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士	17 社会福祉士			18 その他（ ）		
	内部職員		11 訓練士	12 医師	13 獣医師									
			14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士									
17 社会福祉士														
18 その他（ ）														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 20%;">外部職員</td> <td>21 訓練士</td> <td>22 医師</td> <td>23 獣医師</td> </tr> <tr> <td>24 作業療法士</td> <td>25 理学療法士</td> <td>26 言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>27 社会福祉士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 その他（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師	24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士	27 社会福祉士			28 その他（ ）			
外部職員		21 訓練士	22 医師	23 獣医師										
		24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士										
		27 社会福祉士												
	28 その他（ ）													
④ 議事次第	※資料添付により省略可													
⑤ 審査内容	書面審査の評価内容													
	動作検証の評価内容													
⑥ 審査件数	自らが育成した <u>介助犬</u> （ ）頭 他の事業者が育成した <u>介助犬</u> （ ）頭													
	自らが育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭 他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭													
⑦ 認定件数	自らが育成した <u>介助犬</u> （ ）頭 他の事業者が育成した <u>介助犬</u> （ ）頭													
	自らが育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭 他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭													

<記入欄 2>														
① 認定審査会	平成（ ）年度 第（ ）回													
② 開催日	（ ）月（ ）日													
③ 参加者	01 使用予定者													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="background-color: #FFF2CC; width: 15%;">内部職員</td> <td>11 訓練士</td> <td>12 医師</td> <td>13 獣医師</td> </tr> <tr> <td>14 作業療法士</td> <td>15 理学療法士</td> <td>16 言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>17 社会福祉士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 その他（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師	14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士	17 社会福祉士			18 その他（ ）		
	内部職員		11 訓練士	12 医師	13 獣医師									
			14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士									
17 社会福祉士														
18 その他（ ）														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="background-color: #FFF2CC; width: 15%;">外部職員</td> <td>21 訓練士</td> <td>22 医師</td> <td>23 獣医師</td> </tr> <tr> <td>24 作業療法士</td> <td>25 理学療法士</td> <td>26 言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>27 社会福祉士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 その他（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師	24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士	27 社会福祉士			28 その他（ ）			
外部職員		21 訓練士	22 医師	23 獣医師										
		24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士										
		27 社会福祉士												
	28 その他（ ）													
④ 議事次第	※資料添付により省略可													
⑤ 審査内容	書面審査の評価内容													
	動作検証の評価内容													
⑥ 審査件数	自らが育成した <u>介助犬</u> （ ）頭 他の事業者が育成した <u>介助犬</u> （ ）頭													
	自らが育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭 他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭													
⑦ 認定件数	自らが育成した <u>介助犬</u> （ ）頭 他の事業者が育成した <u>介助犬</u> （ ）頭													
	自らが育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭 他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭													

<記入欄3>																																	
① 認定審査会	平成（ ）年度 第（ ）回																																
② 開催日	（ ）月（ ）日																																
③ 参加者	01 使用予定者																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #FFF2CC;">内部職員</td> <td>11 訓練士</td> <td>12 医師</td> <td>13 獣医師</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14 作業療法士</td> <td>15 理学療法士</td> <td>16 言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17 社会福祉士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">18 その他（ ）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFF2CC;">外部職員</td> <td>21 訓練士</td> <td>22 医師</td> <td>23 獣医師</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24 作業療法士</td> <td>25 理学療法士</td> <td>26 言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27 社会福祉士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">28 その他（ ）</td> </tr> </table>	内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師		14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士		17 社会福祉士				18 その他（ ）			外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師		24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士		27 社会福祉士				28 その他（ ）		
内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師																														
	14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士																														
	17 社会福祉士																																
	18 その他（ ）																																
外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師																														
	24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士																														
	27 社会福祉士																																
	28 その他（ ）																																
④ 議事次第	※資料添付により省略可																																
⑤ 審査内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #FFF2CC;">書面審査の評価内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFF2CC;">動作検証の評価内容</td> <td></td> </tr> </table>	書面審査の評価内容		動作検証の評価内容																													
書面審査の評価内容																																	
動作検証の評価内容																																	
⑥ 審査件数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>自らが育成した <u>介助犬</u>（ ）頭</td> <td>他の事業者が育成した <u>介助犬</u>（ ）頭</td> </tr> <tr> <td>自らが育成した <u>聴導犬</u>（ ）頭</td> <td>他の事業者が育成した <u>聴導犬</u>（ ）頭</td> </tr> </table>	自らが育成した <u>介助犬</u> （ ）頭	他の事業者が育成した <u>介助犬</u> （ ）頭	自らが育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭	他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭																												
自らが育成した <u>介助犬</u> （ ）頭	他の事業者が育成した <u>介助犬</u> （ ）頭																																
自らが育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭	他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭																																
⑦ 認定件数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>自らが育成した <u>介助犬</u>（ ）頭</td> <td>他の事業者が育成した <u>介助犬</u>（ ）頭</td> </tr> <tr> <td>自らが育成した <u>聴導犬</u>（ ）頭</td> <td>他の事業者が育成した <u>聴導犬</u>（ ）頭</td> </tr> </table>	自らが育成した <u>介助犬</u> （ ）頭	他の事業者が育成した <u>介助犬</u> （ ）頭	自らが育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭	他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭																												
自らが育成した <u>介助犬</u> （ ）頭	他の事業者が育成した <u>介助犬</u> （ ）頭																																
自らが育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭	他の事業者が育成した <u>聴導犬</u> （ ）頭																																

本調査票は以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

ご回答済みの調査票は 平成31年1月25日（金）までに同封の返送用封筒にてご返送ください。

平成30年度障害者総合福祉推進事業「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究」
身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査

【盲導犬訓練施設票】

1. 本調査結果は報告書として公表されますが、各回答結果は統計的処理を行ったうえで公表いたしますので、個別の回答が特定されることはありません。
2. ご回答内容は本調査の目的以外に用いられることはありません。
3. お忙しいところ恐縮ではございますが、**平成31年1月25日（金）**までに調査票にご記入いただき、同封の返送用封筒を用いて調査事務局までご返送ください。

【お問合せ先】

「身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査」事務局（みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部）
 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル8階
 TEL： XXXXXXXXXX
 E-mail： XXXXXXXXXX

法人名		事業所名	
ご担当者名		部署・役職名	
ご連絡先（tel）		ご連絡先（メール）	
ご連絡先（FAX）			

※ 事業所名、および記入者のお名前・ご連絡先は必ずご記入いただきますようお願い申し上げます。調査票をご返送いただいた後、事務局より記入内容について問い合わせをさせていただく場合がございます。

※ 使用する用語は、身体障害者補助犬法、同法施行規則で規定する用語を基本としますが、一部、日本盲人社会福祉協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会が策定した訓練基準集の用語を使用する場合があります。

1. 貴団体の概要について

問1 貴団体の開設年月、経営主体等についてご回答ください。

① 開設年月	西暦（ ）年（ ）月
② 経営主体	01 公益財団法人 02 一般財団法人 03 社会福祉法人 04 その他

問2-1 貴団体の職員数をご記入ください。（複数に該当する場合、主たる職種において計上）

	管理者	盲導犬歩行指導員	盲導犬訓練士	研修生	事務職員	その他	合計
①職員数	人	人	人	人	人	人	人
②うち視覚障害のある方	人	人	人	人	人	人	人
聴覚障害のある方	人	人	人	人	人	人	人
肢体不自由のある方	人	人	人	人	人	人	人

問2-2 盲導犬歩行指導員、盲導犬訓練士の訓練経験年数別の人数、平均経験年数をご記入ください。

	5年未満	5年以上10年未満	10年以上	平均経験年数
盲導犬歩行指導員	人	人	人	年
盲導犬訓練士のみのみ	人	人	人	年

問3-1 (1) 平成28～30年度の各年度における盲導犬の利用に関する相談件数をご記入ください。(延べ数)
 (2) 過去3年間における、盲導犬の利用に関する相談があった人数、相談を受けたが訓練に至らなかった人数、相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった人数をご記入ください。(実人数)
 ※把握していない場合には「不明」に○をつけてください。
 ※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

(1) 年度内の相談件数	①平成28年度	②平成29年度	③平成30年度(4～12月)
	() 件・不明	() 件・不明	() 件・不明
(2) 過去3年間の状況	①盲導犬の利用に関する相談があった人数	②相談を受けたが訓練に至らなかった人数	③相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった人数
	() 人・不明	() 人・不明	() 人・不明

問3-2 上記(2)②、③が1人以上いる場合、その主な理由についてもご記入ください。

②：相談を受けたが訓練に至らなかった理由

③：相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった理由

問4 貴団体において平成27～29年度に盲導犬の認定を受けた頭数、平成30年11月1日時点で、訓練センター内で飼育している訓練犬の頭数(PR犬は除く)をそれぞれご記入ください。
 ※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。
 ※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

① 平成27～29年度に盲導犬の認定を受けた頭数	平成27年度： 頭 平成28年度： 頭 平成29年度： 頭
② 上記のうち、使用予定者との合同訓練を行っている頭数	平成27年度： 頭 平成28年度： 頭 平成29年度： 頭
③ 平成30年11月1日時点で、訓練センター内で飼育している訓練犬の頭数	頭

問5 貴団体に訓練・認定を受けた盲導犬を利用している使用者の方のご職業は何ですか。現在使用中の方だけでなく、これまで使用されたことがある方も含めて、差支えない範囲でご記入ください。
 ※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。
 ※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

問6 (1) 貴団体に訓練を受けた盲導犬の使用を希望・検討して問い合わせをされた方、および、そのうち
(2) 実際に訓練を受けた方のそれぞれにおいて、盲導犬を知ったきっかけは何ですか。
該当するものをすべてお選びください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

	(1) 盲導犬の利用相談者	(2) 左記のうち実際に訓練を受けた方
① 厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	01	01
② 貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	02	02
③ 貴団体主催の補助犬イベント	03	03
④ 厚生労働省ホームページ、SNS	04	04
⑤ 貴団体のホームページ、SNS	05	05
⑥ 貴団体以外の団体のホームページ、SNS	06	06
⑦ マスコミの報道	07	07
⑧ 市町村、都道府県の窓口や資料	08	08
⑨ 医療機関からの情報提供	09	09
⑩ ご家族からの紹介	10	10
⑪ 知人からの紹介	11	11
⑫ その他 ()	12	12
⑬ その他 ()	13	13

問7 貴団体に訓練を受けた盲導犬の使用者が、補助犬の使用をやめたきっかけをどのように捉えていますか。
使用者から聞き取った内容を踏まえ、該当するものをすべてお選びください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 使用者の身体障害の状況が変わった	02 使用者が高齢になった
03 使用者が転居して居住環境に変化があった	04 使用者の家族構成に変化があった
05 盲導犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった	
06 その他 ()	

問8-1 貴団体における盲導犬や候補犬についてお伺いします。

貴団体では候補犬をどのように入手していますか。該当するものすべてに○をつけてください。

01 自家繁殖	02 保健所等からの保護犬の提供	03 他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの提供
04 ブリーダーからの購入	05 他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの購入	
06 輸入	07 その他 ()	

問8-2 貴団体では、キャリアチェンジした犬はどのように処遇していますか。(例：PR犬として活用)

--

問9-1 貴団体では、実働する盲導犬の年齢に上限を設けていますか。

01 設けている →年齢：()才 02 設けていない

問9-2 これまで育成した盲導犬のうち、認定を取り消した犬（引退等）について、実働年数別の頭数をご記入ください。また、実働年数が「1年以上」「1年以上3年未満」「3年以上5年未満」のいずれかが1頭以上である場合は、当該犬の認定が取り消された理由についてもご記入ください。

1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上
頭	頭	頭	頭	頭

認定が取り消された理由

問10 貴団体における、ボランティアの人数をご記入ください（平成30年11月1日時点）。

① ボランティアの人数		人
② うち、飼育ボランティア	A. 繁殖犬、訓練前の子犬（パピー）	人
	B. キャリアチェンジ（補助犬にならなかった犬）	人
	C. 認定を取り消された補助犬（引退犬を含む）	人

問11 貴団体では、飼料費や医療費について、自治体等から補助を受けていますか。次の①～③のそれぞれについて、該当する都道府県数をご記入ください。該当がない場合は「0」（ゼロ）とご記入ください。

①実働する補助犬の使用者が所在する都道府県数	() 県
②上記②のうち、地域生活支援事業による補助がある都道府県数	() 県
③上記①のうち、地域生活支援事業以外による補助がある都道府県数	() 県

問12-1 貴団体では、盲導犬の訓練について、使用者（使用予定者）と契約書を取り交わしていますか。
※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 取り交わしている 02 取り交わしていない

問12-2 上記で「取り交わしている」と回答した場合、契約書にはどのような内容を記載していますか。

問13-1 貴団体では、使用者に対し、盲導犬をどのような形態でお渡ししていますか。

01 貸与している 02 譲渡している

問13-2 上記で「貸与している」と回答した場合、使用期間を終えた盲導犬について、希望する使用者に対して譲渡することはありますか。

01 譲渡している 02 譲渡していない

問18 貴団体では、盲導犬の利用の適性に関するマニュアルや手順書はありますか。
「ある」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 ある →資料提供：(可 ・ 不可) 02 ない

3. 訓練の実施状況

3-1. 基礎訓練の実施状況

問19 次の各基本動作について、屋内・屋外の別に、訓練の実施状況として該当するものに○をつけてください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部 未実施	未実施	必ず実施	一部 未実施	未実施
① 呼んだら来る	01	02	03	01	02	03
② 座る、伏せる、待つ、止まる	01	02	03	01	02	03
③ 解除の意思表示があるまで維持できる	01	02	03	01	02	03
④ 強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	01	02	03	01	02	03
⑤ 指示された時・場所で排泄できる	01	02	03	01	02	03
⑥ 音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	01	02	03	01	02	03
⑦ 使用者に注目して集中することができる	01	02	03	01	02	03
⑧ 指示された場所(部屋、車等)に入ることができる	01	02	03	01	02	03
⑨ その他 ()	01	02	/	01	02	/
⑩ その他 ()	01	02	/	01	02	/
⑪ その他 ()	01	02	/	01	02	/

問20 屋外で訓練する場合、訓練場所として該当するものをお選びください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

- 01 公共交通機関(電車、バス等) 02 ホテル等の宿泊施設
03 スーパー、百貨店等の商業施設 04 レストラン、喫茶店等の飲食施設
05 その他()

問 2 1 貴団体における、認定に至る盲導犬を訓練するにあたっての平均的な基礎訓練の実施日数をご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

() 日

問 2 2 基礎訓練を実施している職員お一人ごとに、経験年数・職種をご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

職員 1	経験年数 () 年・職種 ()	職員 11	経験年数 () 年・職種 ()
職員 2	経験年数 () 年・職種 ()	職員 12	経験年数 () 年・職種 ()
職員 3	経験年数 () 年・職種 ()	職員 13	経験年数 () 年・職種 ()
職員 4	経験年数 () 年・職種 ()	職員 14	経験年数 () 年・職種 ()
職員 5	経験年数 () 年・職種 ()	職員 15	経験年数 () 年・職種 ()
職員 6	経験年数 () 年・職種 ()	職員 16	経験年数 () 年・職種 ()
職員 7	経験年数 () 年・職種 ()	職員 17	経験年数 () 年・職種 ()
職員 8	経験年数 () 年・職種 ()	職員 18	経験年数 () 年・職種 ()
職員 9	経験年数 () 年・職種 ()	職員 19	経験年数 () 年・職種 ()
職員 10	経験年数 () 年・職種 ()	職員 20	経験年数 () 年・職種 ()

問 2 3-1 貴団体では、基礎訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。

「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 行っている →資料提供：(可 ・ 不可) 02 行っていない

問 2 3-2 基礎訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にうかがいます。

訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 日々記録している

02 一定期間ごとに記録している

03 不定期に（随時）記録している

04 その他 ()

問 2 4 基礎訓練における訓練動作を、どなたが評価していますか。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 訓練を担当している職員

02 訓練を担当していない職員

03 外部の職員（具体的に記載：)

04 評価していない

3-2. 歩行誘導訓練の実施状況

A. 訓練計画の作成について

問25 盲導犬の歩行誘導訓練を開始するタイミングの決定方法について、ご記入ください。
 ※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

--

問26 歩行誘導訓練の計画作成にあたり、使用者の障害とニーズを誰がどのように評価していますか。評価者、評価方法についてご記入ください。
 ※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

--

問27 歩行誘導訓練の計画をどのように作成していますか。
 ※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

01 団体職員のみで作成
02 外部の専門職と連携して作成 →外部専門職の所属：()
03 その他 ()

問28 歩行誘導訓練の計画の見直しを行っていますか。見直しを行っている場合、見直しの経過記録の保管状況についてもご回答ください。
 ※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

① 見直しの実施の有無	01 定期的実施	02 必要に応じて実施	03 未実施
② 見直しの経過記録の保管状況	01 保管あり	02 保管なし	

B. 歩行誘導訓練の実施状況

問29 次の各歩行誘導動作について、屋内・屋外の別に、訓練の実施状況として該当するものに○をつけてください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部 未実施	未実施	必ず実施	一部 未実施	未実施
① 歩道の通行	01	02	03	01	02	03
② 道路の横断	01	02	03	01	02	03
③ 障害物の回避	01	02	03	01	02	03
④ 階段の昇降	01	02	03	01	02	03
⑤ 扉への誘導	01	02	03	01	02	03
⑥ 通行人の回避	01	02	03	01	02	03
⑦ 公共場所での待機	01	02	03	01	02	03
⑧ 交通機関の利用	01	02	03	01	02	03
⑨ 歩道のない道路歩行	01	02	03	01	02	03
⑩ エスカレーターへの誘導、昇降	01	02	03	01	02	03
⑪ その他 ()	01	02	/	01	02	/
⑫ その他 ()	01	02	/	01	02	/
⑬ その他 ()	01	02	/	01	02	/

問30 屋外で歩行誘導訓練を実施する場合、訓練場所として該当するものをお選びください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 01 公共交通機関（電車、バス等） | 02 ホテル等の宿泊施設 |
| 03 スーパー、百貨店等の商業施設 | 04 レストラン、喫茶店等の飲食施設 |
| 05 その他（) | |

問31 貴団体における、認定に至る盲導犬を訓練するにあたっての平均的な歩行誘導訓練の実施日数をご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

() 日

<p>問46 使用開始後1年目、2年目以降の訓練・指導の実施状況について、それぞれご回答ください。 ※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。</p>	
① 1年目	01 定期的実施 →頻度：() 02 不定期に(随時)実施 →頻度：()
② 2年目以降	01 定期的実施 →頻度：() 02 不定期に(随時)実施 →頻度：()

<p>問47-1 貴団体では、追加訓練・再訓練に関して、記録の作成・保管を行っていますか。 「行っている」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。 ※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。</p>	
01 行っている →資料提供：(可 ・ 不可) 02 行っていない	
<p>問47-2 追加訓練・再訓練に関して、記録の作成・保管を行っている場合にかがいます。 訓練記録の作成頻度について、該当するものをお選びください。 ※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。</p>	
01 日々記録している 02 一定期間ごとに記録している	
03 不定期に(随時)記録している 04 その他()	

<p>問48 貴団体では、使用者支援のために、次の取組を実施していますか。</p>	
① 団体内の使用者同士の交流	01 実施 02 未実施
② 他団体の使用者同士の交流	01 実施 02 未実施

<p>問49-1 貴団体では、使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口はありますか。</p>	
01 ある 02 ない	
<p>問49-2 これまで、使用者からの苦情が寄せられたことはありますか。</p>	
01 ある 02 ない	
<p>問49-3 使用者のニーズと貴団体との調整のための第三者機関を設けていますか。</p>	
01 設けている 02 設けていない	

4. 人材育成に関する取組状況

問50 盲導犬訓練士の研修プログラムにおける、内容別の指導状況と、おおよその指導時間数（1人の訓練士を養成する研修プログラムにおける所定の指導時間数）をご回答ください。

① 障害等に関する知識 例：視覚障害（盲導犬）、肢体不自由（介助犬）、聴覚障害（聴導犬）のある方の疾病、状態像、リハビリテーション、日常生活、社会生活、支援ニーズ等	01 実施 → () 時間	02 未実施
② 関係法規に関する知識 例：身体障害者補助犬法、障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者権利条約等	01 実施 → () 時間	02 未実施
③ 犬に関する知識（犬の生態、犬の感覚、犬解剖学等）	01 実施 → () 時間	02 未実施
④ 犬の訓練技術に関する知識（飼育技術、訓練方法論等）	01 実施 → () 時間	02 未実施
⑤ その他 ()	01 実施 → () 時間	02 未実施
⑥ その他 ()	01 実施 → () 時間	02 未実施
⑦ その他 ()	01 実施 → () 時間	02 未実施
⑧ その他 ()	01 実施 → () 時間	02 未実施

問51 貴団体における人材育成の取組として実施しているものをお選びください。

01 自組織内での研修、勉強会の開催	02 外部の研修、勉強会への参加
03 他の訓練事業者等との人材交流	04 学会への参加
05 専門講師等の招聘	06 その他 ()

問52 国等が開催する外部の研修会に対して、どういった内容を期待していますか。

問53 貴団体では、訓練者としての要件を満たしているかどうかを、どのように確認・評価していますか。
※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

問54 貴団体では、支援の質を担保するために、第三者機関による評価や助言・指導を受けていますか。

01 受けている	02 受けていない
----------	-----------

問55 貴団体には、手話によるコミュニケーションを取ることができる職員はいますか。

01 いる →内訳：(1 訓練者 2 事務職員)	02 いない
----------------------------	--------

5. 関係機関との連携状況

問56 貴団体における盲導犬の周知方法として実施しているものをお選びください。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 01 ホームページ等のインターネットの媒体を通じた周知（SNSを含む） | 03 体験会の開催（自主開催） |
| 02 広報誌等の紙媒体を通じた周知 | 05 その他（ ） |
| 04 体験会の開催（依頼開催） | |

問57 貴団体では、盲導犬の周知のためにどのような関係機関と連携していますか。

- | | | | |
|------------|----------------------|----------------|-------|
| 01 自治体 | 02 医療機関 | 03 障害福祉サービス事業所 | 04 学校 |
| 05 地元企業・団体 | 06 受け入れ拒否の多い機関・場所（ ） | | |
| 07 その他（ ） | | | |
| 08 連携していない | | | |

6. 盲導犬の訓練や認定に関する課題・展望等

問58 盲導犬の訓練や認定に関する課題・展望等について、ご自由にご記入ください。

※訓練とは、身体障害者補助犬法及び同法施行規則で規定される訓練を指します。使用している用語が異なる場合は適宜読み替えてください。

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

① 訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識	
② 認定のあり方に関する課題認識	
③ 国の施策に対する要望	

本調査票は以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

ご回答済みの調査票は 平成31年1月25日（金） までに同封の返送用封筒にてご返送ください。

平成31年1月

平成30年度障害者総合福祉推進事業「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究」

身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査

【盲導犬指定法人】

1. 本調査結果は報告書として公表されますが、各回答結果は統計的処理を行ったうえで公表いたしますので、個別の回答が特定されることはありません。
2. ご回答内容は本調査の目的以外に用いられることはありません。
3. お忙しいところ恐縮ではございますが、**平成31年1月25日（金）**までに調査票にご記入いただき、同封の返送用封筒を用いて調査事務局までご返送ください。

【お問合せ先】

「身体障害者補助犬の訓練・認定に関する実態調査」事務局（みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部）
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル8階
TEL：
E-mail：

法人名		事業所名	
ご担当者名		部署・役職名	
ご連絡先（tel）		ご連絡先（メール）	
ご連絡先（FAX）			

※ 事業所名、および記入者のお名前・ご連絡先は必ずご記入いただきますようお願い申し上げます。調査票をご返送いただいた後、事務局より記入内容について問い合わせをさせていただく場合がございます。

1. 貴団体の概要について

問1 貴団体の開設年月、経営主体等についてご回答ください。	
① 開設年月	西暦（ ）年（ ）月
② 経営主体	01 公益財団法人 02 一般財団法人 03 社会福祉法人 04 その他
③ 認定頭数	年間（ ）頭 累計（ ）頭

2. 審査の実施状況について

2-1. 認定の流れについて

問2 貴団体の認定の流れについてご回答ください。(自由記載)
 ※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。
 ※差支えない範囲で、認定の流れが分かる資料のご提出をお願い申し上げます。

盲導犬 →資料提供： (可 ・ 不可)	
---------------------------------	--

問3 貴団体の審査委員会の構成数をご回答ください。

	内部職員	外部職員
① 訓練士	人	人
② 歩行指導員	人	人
③ 医師	人	人
④ 獣医師	人	人
⑤ 作業療法士	人	人
⑥ 理学療法士	人	人
⑦ 言語聴覚士	人	人
⑧ 社会福祉士	人	人
⑨ その他 ()	人	人
⑩ その他 ()	人	人
⑪ その他 ()	人	人
⑫ うち視覚障害のある方	人	人
うち聴覚障害のある方	人	人
うち肢体不自由のある方	人	人

問4 審査対象の補助犬の訓練担当者が審査を行うことはありますか。
 ※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

01 訓練担当者が審査を行うことがある	02 訓練担当者は審査を行うことはない
---------------------	---------------------

問5 認定に関するマニュアル・手順書はありますか。
 ※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。
 ※「ある」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 ある → 資料提供：(可 ・ 不可)	02 ない
-------------------------	-------

2-2. 認定申請について

問6 認定申請の際の必要事項について、該当するものに○をつけてください。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

<p>① 使用者に対する事項 (複数回答)</p>	<p>01 氏名、住所、年齢、性別など 02 身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し 03 必要とする歩行誘導動作 04 その他 ()</p>
<p>② 補助犬に対する事項 (複数回答)</p>	<p>01 狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別、犬種など 02 獣医師による予防接種及び健康診断の記録(避妊・去勢手術証明書を含む) 03 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に則った健康診断 04 その他 ()</p>
<p>③ 訓練に対する事項 (複数回答)</p>	<p>01 訓練者名及び当人の訓練経歴 02 使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画 03 当該犬及び使用者の訓練に関する記録(基礎訓練、歩行誘導訓練、合同訓練) 04 訓練者ならびに医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士等専門的知識を有する者による総合評価・判定書 05 当該犬との適合状況についての使用者の意見書 06 その他 ()</p>

問7 申請に係る規定様式はありますか。

※「ある」場合には、差支えない範囲で、当該資料のご提供をお願い申し上げます。

01 ある → 資料提供:(可 ・ 不可) 02 ない(様式自由を含む)

2-3. 書面審査について

問8 書面審査における審査事項として、該当するものに○をつけてください。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

<p>01 訓練計画が作成されていること 02 訓練記録が基礎訓練・歩行誘導訓練・合同訓練ごとに作成・保管されていること 03 訓練計画、記録内容が、身体障害者補助犬法の規定に合致していること 04 有識者による総合評価・判定が行われており、問題がないこと 05 適合状況についての使用者意見を確認しており、問題がないこと 06 その他 ()</p>
--

B. 歩行動作の確認について

問11 次の各歩行誘導動作について、屋内・屋外の別に、検証しているものに○をつけてください。
 ※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

	屋内での訓練			屋外での訓練		
	必ず実施	一部未実施	未実施	必ず実施	一部未実施	未実施
① 歩道の通行	01	02	03	01	02	03
② 道路の横断	01	02	03	01	02	03
③ 障害物の回避	01	02	03	01	02	03
④ 階段の昇降	01	02	03	01	02	03
⑤ 扉への誘導	01	02	03	01	02	03
⑥ 通行人の回避	01	02	03	01	02	03
⑦ 公共場所での待機	01	02	03	01	02	03
⑧ 交通機関の利用	01	02	03	01	02	03
⑨ 歩道のない道路歩行	01	02	03	01	02	03
⑩ エスカレーターへの誘導、昇降	01	02	03	01	02	03
⑪ その他 ()	01	02		01	02	
⑫ その他 ()	01	02		01	02	
⑬ その他 ()	01	02		01	02	

問12 屋外で検証する場合、検証場所として該当するものに○をつけてください。
 ※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

01 公共交通機関（電車、バス等）	02 ホテル等の宿泊施設
03 スーパー、百貨店等の商業施設	04 レストラン、喫茶店等の飲食施設
05 その他（)	

2-5. 公共の場（公共交通機関、スーパー等）で検証する場合の手続きについて

問13 公共の場での検証にあたり、関係先の許可を得ていますか。
 ※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の状況についてお答えください。

01 事前に許可を得て実施	02 特に許可を得ずに実施
03 公共の場での検証をしていない	

問14-1 公共の場での検証について、今まで苦情等を受けたことはありますか。

01 受けたことがある	02 受けたことはない
-------------	-------------

問14-2 苦情を受けたことがある場合、その具体的な内容とその後の対応についてご記入ください。

内容	その後の対応

2-6. 認定審査会について

※認定とは、身体補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」についてお答えください。

問15-1 平成28年度、29年度、30年度のそれぞれについて、認定審査会の開催状況をご記入ください。
 ※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の職員についてお答えください。

平成28年度：()回	平成29年度：()回	平成30年度：()回
-------------	-------------	-------------

問15-2 上記で認定審査会を1回以上開催している場合、平成28年度以降開催したすべての認定審査会について、参加者、議事次第、審査内容、認定した件数等についてお教えてください。
 ※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の職員についてお答えください。

p.9の記入欄にご記入ください。記入欄が足りない場合は複写して記載してください。

問16 認定審査委員会の進め方を具体的に教えてください。

--

問17-1 自らが育成した犬を認定する場合に、他の訓練事業者が育成した犬の認定と異なる対応をしていますか。

※盲導犬については、身体障害者補助犬法に規定される認定を指します。法律上、盲導犬の認定は適用除外とされていますが、法に定める認定と同じ意味で行われている「認定」を組織として決定する際の職員についてお答えください。

01 異なる対応をしている

02 異なる対応はしていない

問17-2 上記で「01 異なる対応をしている」と回答した場合、具体的にどのような対応をしているか、ご記入ください。

--

3. フォローアップの状況について

問18 使用者への補助犬の状況に関する確認方法について該当するものに○をつけてください。

01 書面により使用者から報告を受けている

02 電話により使用者から報告を受けている

03 面談・訪問により使用者から報告を受けている

04 特に確認していない

05 その他（

）

問19 使用者への補助犬の状況に関する確認頻度について該当するものに○をつけてください。

01 年1回以上

02 年1回程度

03 年1回未満

問20-1 使用者からの報告や公的施設・公共交通機関等からの通報により、実施検証を再度実施した経験はありますか。

01 ある → 認定の取消の有無：（1 取消になったことがある 2 取消にならなかった）

02 ない

問20-2 「ある」場合、再度実施の理由をご記入ください。

--

4. 適正な評価実施のための取組について

問21 適正な評価を行うための取組・工夫について、ご自由にご記入ください。

--

5. 身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望等について

問22 身体障害者補助犬の訓練や認定に関する課題・展望等について、ご自由にご記入ください。

① 訓練プログラムやフォローアップに関する課題認識	
② 認定のあり方に関する課題認識	
③ 国の施策に対する要望	

- 以下は、問15-2の記入欄です。
- 平成28年度以降開催したすべての認定審査会について、参加者、議事次第、審査内容、認定した件数等について教えてください。
- 記入欄が足りない場合は複写して記載してください。

<記入欄1>														
① 認定審査会	平成（ ）年度 第（ ）回													
② 開催日	（ ）月（ ）日													
③ 参加者	01 使用予定者													
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">内部職員</td> <td>11 訓練士</td> <td>12 医師</td> <td>13 獣医師</td> </tr> <tr> <td>14 作業療法士</td> <td>15 理学療法士</td> <td>16 言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>17 社会福祉士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 その他（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師	14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士	17 社会福祉士			18 その他（ ）		
	内部職員		11 訓練士	12 医師	13 獣医師									
			14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士									
17 社会福祉士														
18 その他（ ）														
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">外部職員</td> <td>21 訓練士</td> <td>22 医師</td> <td>23 獣医師</td> </tr> <tr> <td>24 作業療法士</td> <td>25 理学療法士</td> <td>26 言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>27 社会福祉士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 その他（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師	24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士	27 社会福祉士			28 その他（ ）			
外部職員		21 訓練士	22 医師	23 獣医師										
		24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士										
		27 社会福祉士												
	28 その他（ ）													
④ 議事次第	※資料添付により省略可													
⑤ 審査内容	書面審査の評価内容													
	動作検証の評価内容													
⑥ 審査件数	自らが育成した犬（ ）頭 他の事業者が育成した犬（ ）頭													
⑦ 認定件数	自らが育成した犬（ ）頭 他の事業者が育成した犬（ ）頭													

<記入欄2>														
① 認定審査会	平成（ ）年度 第（ ）回													
② 開催日	（ ）月（ ）日													
③ 参加者	01 使用予定者													
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">内部職員</td> <td>11 訓練士</td> <td>12 医師</td> <td>13 獣医師</td> </tr> <tr> <td>14 作業療法士</td> <td>15 理学療法士</td> <td>16 言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>17 社会福祉士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 その他（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師	14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士	17 社会福祉士			18 その他（ ）		
	内部職員		11 訓練士	12 医師	13 獣医師									
			14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士									
17 社会福祉士														
18 その他（ ）														
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">外部職員</td> <td>21 訓練士</td> <td>22 医師</td> <td>23 獣医師</td> </tr> <tr> <td>24 作業療法士</td> <td>25 理学療法士</td> <td>26 言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>27 社会福祉士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 その他（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師	24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士	27 社会福祉士			28 その他（ ）			
外部職員		21 訓練士	22 医師	23 獣医師										
		24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士										
		27 社会福祉士												
	28 その他（ ）													
④ 議事次第	※資料添付により省略可													
⑤ 審査内容	書面審査の評価内容													
	動作検証の評価内容													
⑥ 審査件数	自らが育成した犬（ ）頭 他の事業者が育成した犬（ ）頭													
⑦ 認定件数	自らが育成した犬（ ）頭 他の事業者が育成した犬（ ）頭													

＜記入欄 3＞														
① 認定審査会	平成（ ）年度 第（ ）回													
② 開催日	（ ）月（ ）日													
③ 参加者	01 使用予定者													
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">内部職員</td> <td>11 訓練士</td> <td>12 医師</td> <td>13 獣医師</td> </tr> <tr> <td>14 作業療法士</td> <td>15 理学療法士</td> <td>16 言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>17 社会福祉士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 その他（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	内部職員	11 訓練士	12 医師	13 獣医師	14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士	17 社会福祉士			18 その他（ ）		
	内部職員		11 訓練士	12 医師	13 獣医師									
			14 作業療法士	15 理学療法士	16 言語聴覚士									
17 社会福祉士														
18 その他（ ）														
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">外部職員</td> <td>21 訓練士</td> <td>22 医師</td> <td>23 獣医師</td> </tr> <tr> <td>24 作業療法士</td> <td>25 理学療法士</td> <td>26 言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td>27 社会福祉士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 その他（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	外部職員	21 訓練士	22 医師	23 獣医師	24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士	27 社会福祉士			28 その他（ ）			
外部職員		21 訓練士	22 医師	23 獣医師										
		24 作業療法士	25 理学療法士	26 言語聴覚士										
		27 社会福祉士												
	28 その他（ ）													
④ 議事次第	※資料添付により省略可													
⑤ 審査内容	書面審査の評価内容													
	動作検証の評価内容													
⑥ 審査件数	自らが育成した犬（ ）頭 他の事業者が育成した犬（ ）頭													
⑦ 認定件数	自らが育成した犬（ ）頭 他の事業者が育成した犬（ ）頭													

本調査票は以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

ご回答済みの調査票は 平成31年1月25日（金）までに同封の返送用封筒にてご返送ください。

参考資料 2 集計結果一覽

①介助犬・聴導犬 訓練事業者調査 単純集計

問1①団体の開設年月

	n	%
調査数	22	100.0
1995年以前	2	9.1
1996～2000年	2	9.1
2001～2005年	8	36.4
2006～2010年	6	27.3
2011年以降	4	18.2
無回答	0	0.0

問1①団体の開設年月（西暦）

	n	%
調査数	22	100.0
平均値	2005.0	
標準偏差	6.5	
最小値	1990.0	
最大値	2017.0	

問1①団体の開設年月（月）

	n	%
調査数	22	100.0
1月	2	9.1
2月	3	13.6
3月	3	13.6
4月	1	4.5
5月	1	4.5
6月	1	4.5
7月	1	4.5
8月	3	13.6
9月	2	9.1
10月	5	22.7
11月	0	0.0
12月	0	0.0
無回答	0	0.0

問1②団体の経営主体

	n	%
公益財団法人	1	4.5
一般財団法人	0	0.0
一般社団法人	1	4.5
社会福祉法人	5	22.7
学校法人	0	0.0
特定非営利活動法人	12	54.5
その他	3	13.6
無回答	0	0.0

問1③訓練対象

	n	%
調査数	22	100.0
介助犬	18	81.8
聴導犬	15	68.2
無回答	0	0.0

問1④指定法人か否か

	n	%
調査数	22	100.0
指定法人でない	15	68.2
介助犬の指定法人	4	18.2
聴導犬の指定法人	5	22.7
無回答	1	4.5

問2-2訓練士の経歴について

	n	%
調査数	22	100.0
訓練士の養成課程を受けている	15	68.2
特に養成は受けていない	4	18.2
無回答	3	13.6

問2-3訓練士の人数訓練経験5年未満

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	1.5	
標準偏差	1.1	
最小値	0.0	
最大値	4.0	

問2-3訓練士の人数訓練経験5年以上10年未満

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	1.7	
標準偏差	1.0	
最小値	0.0	
最大値	3.0	

問2-3訓練士の人数訓練経験10年以上

	n	%
調査数	19	100.0
平均値	1.7	
標準偏差	0.9	
最小値	1.0	
最大値	4.0	

問2-3訓練士の平均経験年数

	n	%
調査数	16	100.0
平均値	16.7	
標準偏差	9.0	
最小値	3.0	
最大値	31.0	

問6 (1) 介助犬・聴導犬の利用相談者の補助犬を知ったきっかけ

	n	%
調査数	22	100.0
厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	0	0.0
貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	5	22.7
貴団体主催の補助犬イベント	7	31.8
厚生労働省ホームページ、SNS	0	0.0
貴団体のホームページ、SNS	13	59.1
貴団体以外の団体のホームページ、SNS	5	22.7
マスコミの報道	12	54.5
市町村、都道府県の窓口や資料	5	22.7
医療機関からの情報提供	2	9.1
ご家族からの紹介	7	31.8
知人からの紹介	8	36.4
その他	5	22.7
その他	0	0.0
無回答	3	13.6

問6 (2) 実際に訓練を受けた方の補助犬を知ったきっかけ

	n	%
調査数	22	100.0
厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	0	0.0
貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	4	18.2
貴団体主催の補助犬イベント	4	18.2
厚生労働省ホームページ、SNS	0	0.0
貴団体のホームページ、SNS	7	31.8
貴団体以外の団体のホームページ、SNS	2	9.1
マスコミの報道	7	31.8
市町村、都道府県の窓口や資料	5	22.7
医療機関からの情報提供	2	9.1
ご家族からの紹介	3	13.6
知人からの紹介	5	22.7
その他	6	27.3
その他	0	0.0
無回答	9	40.9

問7補助犬の使用をやめたきっかけ①介助犬の使用者

	n	%
調査数	22	100.0
使用者の身体障害の状況が変わった	4	18.2
使用者が高齢になった	3	13.6
使用者が転居して居住環境に変化があった	1	4.5
使用者の家族構成に変化があった	4	18.2
介助犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった	1	4.5
その他	5	22.7
無回答	12	54.5

問7補助犬の使用をやめたきっかけ②聴導犬の使用者

	n	%
調査数	22	100.0
使用者の身体障害の状況が変わった	1	4.5
使用者が高齢になった	2	9.1
使用者が転居して居住環境に変化があった	1	4.5
使用者の家族構成に変化があった	4	18.2
介助犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった	0	0.0
その他	4	18.2
無回答	14	63.6

問8-1候補犬の入手方法

	n	%
調査数	22	100.0
自家繁殖	7	31.8
保健所等からの保護犬の提供	7	31.8
他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの提供	4	18.2
ブリーダーからの購入	14	63.6
他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの購入	7	31.8
輸入	3	13.6
その他	4	18.2
無回答	0	0.0

問9-1年齢に上限を設けているか①介助犬

	n	%
調査数	22	100.0
設けている	11	50.0
設けていない	8	36.4
無回答	3	13.6

問9-1設けている年齢の上限①介助犬

	n	%
調査数	11	100.0
平均値	10.2	
標準偏差	0.4	
最小値	10.0	
最大値	11.0	

問9-1年齢に上限を設けているか②聴導犬

	n	%
調査数	22	100.0
設けている	6	27.3
設けていない	9	40.9
無回答	7	31.8

問9-1設けている年齢の上限②聴導犬

	n	%
調査数	6	100.0
平均値	10.3	
標準偏差	0.5	
最小値	10.0	
最大値	11.0	

問10①ボランティアの人数

	n	%
調査数	20	100.0
平均値	50.3	
標準偏差	97.4	
最小値	0.0	
最大値	430.0	

問10②飼育ボランティアの人数A.繁殖犬、訓練前の子犬（パピー）

	n	%
調査数	16	100.0
平均値	16.2	
標準偏差	47.5	
最小値	0.0	
最大値	196.0	

問10②飼育ボランティアの人数B.キャリアチェンジ（補助犬にならなかった犬）

	n	%
調査数	17	100.0
平均値	24.4	
標準偏差	54.6	
最小値	0.0	
最大値	230.0	

問10②飼育ボランティアの人数C.認定を取り消された補助犬（引退犬を含む）

	n	%
調査数	15	100.0
平均値	2.1	
標準偏差	3.1	
最小値	0.0	
最大値	10.0	

問11補助を受けている都道府県数①実働する補助犬の使用者が所在する都道府県数

	n	%
調査数	19	100.0
平均値	2.1	
標準偏差	4.3	
最小値	0.0	
最大値	15.0	

問11補助を受けている都道府県数②地域生活支援事業による補助がある都道府県数

	n	%
調査数	18	100.0
平均値	1.2	
標準偏差	3.5	
最小値	0.0	
最大値	15.0	

問11補助を受けている都道府県数③地域生活支援事業以外による補助がある都道府県数

	n	%
調査数	17	100.0
平均値	0.1	
標準偏差	0.2	
最小値	0.0	
最大値	1.0	

問12-1身体障害者犬の訓練について、使用者と契約書を取り交わしているか

	n	%
調査数	22	100.0
取り交わしている	13	59.1
取り交わしていない	6	27.3
無回答	3	13.6

問13-1身体障害者補助犬を使用者に渡す際の形態

	n	%
調査数	22	100.0
貸与している	17	77.3
譲渡している	1	4.5
無回答	4	18.2

問13-2使用期間を終えた身体障害者補助犬について、希望する使用者に対して譲渡することはあるか

	n	%
調査数	17	100.0
譲渡している	13	76.5
譲渡していない	3	17.6
無回答	1	5.9

問14-1身体障害者補助犬の訓練やフォローアップについて、使用者から費用徴収をするか

	n	%
調査数	22	100.0
費用徴収をしている	2	9.1
費用徴収はしていない	17	77.3
無回答	3	13.6

問14-2費用徴収について②平均的な金額

	n	%
調査数	1	100.0
平均値	2000	
標準偏差	0	
最小値	2000	
最大値	2000	

問14-2費用徴収について③使用者への提示方法

	n	%
調査数	2	100.0
契約書等の文書により提示している	1	50.0
契約書等の文書ではないが、料金表を提示している	0	0.0
口頭で説明している	1	50.0
その他	0	0.0
特に提示していない	0	0.0
無回答	0	0.0

問15使用者に対する身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価実施のタイミング

	n	%
調査数	22	100.0
利用の相談があった際	14	63.6
候補犬とマッチングを行う際	7	31.8
その他	3	13.6
無回答	5	22.7

問16身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価方法

	n	%
調査数	22	100.0
面談等により実施（事業所への来訪のみ）	7	31.8
面談等により実施（居宅訪問を含む）	13	59.1
体験会の開催により実施（宿泊を伴わない）	4	18.2
体験会の開催により実施（宿泊を伴う）	3	13.6
別の法人による事前評価を実施	5	22.7
指定法人以外の医療機関で事前評価を実施	6	27.3
その他	1	4.5
無回答	4	18.2

問17身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目

	n	%
調査数	22	100.0
基本属性	8	36.4
障害の内容・程度	10	45.5
生活環境	10	45.5
身体障害者補助犬に対する理解	9	40.9
身体障害者補助犬に対するニーズ	7	31.8
その他	3	13.6
無回答	12	54.5

問18身体障害者補助犬の利用の適性に関するマニュアルや手順書の有無

	n	%
調査数	22	100.0
ある	12	54.5
ない	5	22.7
無回答	5	22.7

問20屋外で基礎訓練をする場合の訓練場所

	n	%
調査数	22	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	17	77.3
ホテル等の宿泊施設	5	22.7
スーパー、百貨店等の商業施設	17	77.3
レストラン、喫茶店等の飲食施設	16	72.7
その他	7	31.8
無回答	3	13.6

問21平均的な基礎訓練の実施日数

	n	%
調査数	13	100.0
平均値	117.2	
標準偏差	54.4	
最小値	60.0	
最大値	250.0	

問23-1基礎訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	22	100.0
行っている	15	68.2
行っていない	4	18.2
無回答	3	13.6

問23-1基礎訓練に関しての資料提供可否

	n	%
調査数	15	100.0
可	5	33.3
不可	4	26.7
無回答	6	40.0

問23-2基礎訓練に関する訓練記録の作成頻度

	n	%
調査数	15	100.0
日々記録している	5	33.3
一定期間ごとに記録している	5	33.3
不定期に（随時）記録している	4	26.7
その他	1	6.7
無回答	0	0.0

問24基礎訓練における訓練動作を評価している職員

	n	%
調査数	22	100.0
訓練を担当している職員	17	77.3
訓練を担当していない職員	11	50.0
外部の職員	1	4.5
評価していない	0	0.0
無回答	3	13.6

問27介助動作訓練・聴導動作訓練の計画の作成方法

	n	%
調査数	22	100.0
団体職員のみで作成	13	59.1
外部の専門職と連携して作成	9	40.9
その他	2	9.1
無回答	2	9.1

問28①訓練計画の見直し実施の有無

	n	%
調査数	22	100.0
定期的に実施	3	13.6
必要に応じて実施	17	77.3
未実施	0	0.0
無回答	2	9.1

問28②訓練計画の見直しの経過記録の保管状況

	n	%
調査数	20	100.0
保管あり	7	35.0
保管なし	11	55.0
無回答	2	10.0

問30屋外で介助動作訓練を実施する場合の訓練場所

	n	%
調査数	18	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	16	88.9
ホテル等の宿泊施設	2	11.1
スーパー、百貨店等の商業施設	16	88.9
レストラン、喫茶店等の飲食施設	15	83.3
その他	8	44.4
無回答	0	0.0

問31認定に至るまでの平均的な介助動作訓練の実施日数

	n	%
調査数	11	100.0
平均値	158.9	
標準偏差	38.2	
最小値	120.0	
最大値	240.0	

問33-1介助動作訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	18	100.0
行っている	9	50.0
行っていない	7	38.9
無回答	2	11.1

問33-1介助動作訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	9	100.0
可	3	33.3
不可	4	44.4
無回答	2	22.2

問33-2介助動作訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	9	100.0
日々記録している	4	44.4
一定期間ごとに記録している	1	11.1
不定期に（随時）記録している	3	33.3
その他	1	11.1
無回答	0	0.0

問34介助動作訓練における訓練動作を評価している職員

	n	%
調査数	18	100.0
訓練を担当している職員	14	77.8
訓練を担当していない職員	11	61.1
外部の職員	2	11.1
評価していない	0	0.0
無回答	1	5.6

問36屋外で聴導動作訓練を実施する場合の訓練場所

	n	%
調査数	15	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	11	73.3
ホテル等の宿泊施設	4	26.7
スーパー、百貨店等の商業施設	10	66.7
レストラン、喫茶店等の飲食施設	9	60.0
その他	5	33.3
無回答	3	20.0

問37認定に至るまでの平均的な聴導動作訓練の実施日数

	n	%
調査数	9	100.0
平均値	135.9	
標準偏差	50.8	
最小値	28.0	
最大値	200.0	

問39-1聴導動作訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	15	100.0
行っている	8	53.3
行っていない	5	33.3
無回答	2	13.3

問39-1聴導動作訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	8	100.0
可	2	25.0
不可	3	37.5
無回答	3	37.5

問39-2聴導動作訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	8	100.0
日々記録している	2	25.0
一定期間ごとに記録している	3	37.5
不定期に（随時）記録している	2	25.0
その他	1	12.5
無回答	0	0.0

問40聴導動作訓練における訓練動作を評価している職員

	n	%
調査数	15	100.0
訓練を担当している職員	10	66.7
訓練を担当していない職員	7	46.7
外部の職員	0	0.0
評価していない	1	6.7
無回答	3	20.0

問41使用者に対して身体障害者補助犬法の仕組みや盲導犬の使用上の留意点についての説明

	n	%
調査数	22	100.0
書面により説明	11	50.0
講義・研修形式により説明	7	31.8
その他	4	18.2
無回答	5	22.7

問43認定に至るまでの平均的な合同訓練の実施日数1頭目の場合

	n	%
調査数	14	100.0
平均値	74.1	
標準偏差	54.8	
最小値	10.0	
最大値	180.0	

問43認定に至るまでの平均的な合同訓練の実施日数2頭目以降の場合

	n	%
調査数	12	100.0
平均値	63.8	
標準偏差	47.4	
最小値	10.0	
最大値	180.0	

問45-1合同訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	22	100.0
行っている	13	59.1
行っていない	6	27.3
無回答	3	13.6

問45-1合同訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	13	100.0
可	4	30.8
不可	4	30.8
無回答	5	38.5

問45-2合同訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	13	100.0
日々記録している	6	46.2
一定期間ごとに記録している	3	23.1
不定期に（随時）記録している	3	23.1
その他	1	7.7
無回答	0	0.0

問46-1合同訓練の評価方法

	n	%
調査数	22	100.0
訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	10	45.5
訓練を担当した職員以外によって、認定審査の受審の可否を決定している	7	31.8
外部の職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	7	31.8
認定審査の受審の可否を決定するプロセスがない	1	4.5
無回答	4	18.2

問46-2受審の可否を決定する際の評価に関する様式を定めているか

	n	%
調査数	17	100.0
定めている	11	64.7
定めていない	6	35.3
無回答	0	0.0

問46-2受審の可否を決定する際の評価に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	11	100.0
可	4	36.4
不可	2	18.2
無回答	5	45.5

問47公共の場での訓練にあたり関係先の許可を得ているか

	n	%
調査数	22	100.0
事前に許可を得て実施	19	86.4
特に許可を得ず実施	1	4.5
公共の場での訓練を実施していない	0	0.0
無回答	2	9.1

問48-1公共の場での訓練について今まで苦情等を受けたこと

	n	%
調査数	22	100.0
受けたことがある	2	9.1
受けたことはない	19	86.4
無回答	1	4.5

問50公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関して情報収集をしているか

	n	%
調査数	22	100.0
情報収集に努め訓練・指導に盛り込んでいる	11	50.0
情報収集はしている	5	22.7
特にしていない	5	22.7
無回答	1	4.5

問51-1使用者に対する追加訓練や再訓練の必要性の確認

	n	%
調査数	22	100.0
書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している	16	72.7
使用者からの相談・報告があった場合に確認している	12	54.5
確認していない	0	0.0
無回答	3	13.6

問51-2使用者に対して確認する内容

	n	%
調査数	19	100.0
使用者の障害やニーズの変化	15	78.9
環境の変化	14	73.7
犬の基礎動作や介助動作の状況	16	84.2
犬の健康状態、作業状況	18	94.7
補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ	18	94.7
使用者の社会参加の状況	14	73.7
その他	1	5.3
無回答	0	0.0

問51-3使用者に対するの確認を行う職員

	n	%
調査数	19	100.0
訓練を担当した職員	19	100.0
訓練を担当していない職員	8	42.1
その他	4	21.1
無回答	0	0.0

問52使用開始後1年目の訓練・指導の実施状況

	n	%
調査数	22	100.0
定期的実施	11	50.0
不定期に（随時）実施	8	36.4
無回答	4	18.2

問52使用開始後2年目以降の訓練・指導の実施状況

	n	%
調査数	22	100.0
定期的実施	11	50.0
不定期に（随時）実施	9	40.9
無回答	5	22.7

問53-1追加訓練・再訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	22	100.0
行っている	11	50.0
行っていない	7	31.8
無回答	4	18.2

問53-1追加訓練・再訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	11	100.0
可	4	36.4
不可	3	27.3
無回答	4	36.4

問53-2追加訓練・再訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	11	100.0
日々記録している	3	27.3
一定期間ごとに記録している	3	27.3
不定期に（随時）記録している	4	36.4
その他	1	9.1
無回答	0	0.0

問54使用者支援のために実施している取組①団体内の使用者同士の交流

	n	%
調査数	22	100.0
実施	11	50.0
未実施	7	31.8
無回答	4	18.2

問54使用者支援のために実施している取組②他団体の使用者同士の交流

	n	%
調査数	22	100.0
実施	3	13.6
未実施	12	54.5
無回答	7	31.8

問55-1使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口の有無

	n	%
調査数	22	100.0
ある	18	81.8
ない	1	4.5
無回答	3	13.6

問55-2これまで、使用者からの苦情が寄せられたこと

	n	%
調査数	22	100.0
ある	5	22.7
ない	14	63.6
無回答	3	13.6

問55-3使用者のニーズと貴団体との調整のための第三者機関の設置

	n	%
調査数	22	100.0
設けている	4	18.2
設けていない	15	68.2
無回答	3	13.6

問57団体における人材育成の取組として実施しているもの

	n	%
調査数	22	100.0
自組織内での研修、勉強会の開催	14	63.6
外部の研修、勉強会への参加	12	54.5
他の訓練事業者等との人材交流	10	45.5
学会への参加	5	22.7
専門講師等の招聘	3	13.6
その他	1	4.5
無回答	4	18.2

問60支援の質を担保するために第三者機関による評価や助言・指導を受けているか

	n	%
調査数	22	100.0
受けている	10	45.5
受けていない	11	50.0
無回答	1	4.5

問61団体に手話によるコミュニケーションを取ることができる職員はいるか

	n	%
調査数	22	100.0
いる	7	31.8
いない	15	68.2
無回答	0	0.0

問61手話によるコミュニケーションを取ることができる職員について

	n	%
調査数	7	100.0
訓練者	6	85.7
事務職員	4	57.1
無回答	1	14.3

問62身体障害者補助犬の周知方法として実施しているもの

	n	%
調査数	22	100.0
ホームページ等のインターネットの媒体を通じた周知（SNSを含む）	19	86.4
広報誌等の紙媒体を通じた周知	11	50.0
体験会の開催（自主開催）	11	50.0
体験会の開催（依頼開催）	12	54.5
その他	8	36.4
無回答	1	4.5

問36身体障害者補助犬の周知のために連携している関係機関

	n	%
調査数	22	100.0
自治体	12	54.5
医療機関	5	22.7
障害福祉サービス事業所	6	27.3
学校	11	50.0
地元企業・団体	6	27.3
受け入れ拒否の多い機関・場所	0	0.0
その他	5	22.7
連携していない	6	27.3
無回答	2	9.1

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1①職員数管理者	10 15.4	2.9	2.7	1	8
問2-1①職員数盲導犬歩行指導員	10 15.4	4.5	5.0	1	19
問2-1①職員数盲導犬訓練士	9 13.8	2.2	1.8	1	7
問2-1①職員数研修生	8 12.3	2.1	1.5	0	5
問2-1①職員数事務職員	10 15.4	5.7	4.6	1	18
問2-1①職員数その他	8 12.3	12.3	16.7	2	56
問2-1①職員数合計	10 15.4	26.5	28.1	12	110

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1②うち視覚障害のある方管理者	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方盲導犬歩行指導員	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方盲導犬訓練士	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方研修生	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方事務職員	4 16.7	0.3	0.4	0	1
問2-1②うち視覚障害のある方その他	4 16.7	0.5	0.9	0	2
問2-1②うち視覚障害のある方合計	4 16.7	0.5	0.9	0	2

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1②うち聴覚障害のある方管理者	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方盲導犬歩行指導員	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方盲導犬訓練士	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方研修生	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方事務職員	4 18.2	0.3	0.4	0	1
問2-1②うち聴覚障害のある方その他	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方合計	3 13.6	0.0	0.0	0	0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1②うち肢体不自由のある方管理者	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方盲導犬歩行指導員	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方盲導犬訓練士	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方研修生	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方事務職員	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方その他	4 17.4	0.3	0.4	0	1
問2-1②うち肢体不自由のある方合計	4 17.4	0.3	0.4	0	1

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数①平成28年度	8 30.8	34.4	53.0	1	173
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数②平成29年度	9 34.6	43.0	65.2	1	223
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数③平成30年度 (4~12月)	9 34.6	29.3	40.8	1	139

	調査数	不明	無回答
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数不明①平成28年度	10 100.0	2 20.0	8 80.0
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数不明②平成29年度	10 100.0	1 10.0	9 90.0
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数不明③平成30年度 (4~12月)	10 100.0	1 10.0	9 90.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3-1 (2) 過去3年の状況①盲導犬の利用に関する相談があった人数	9 33.3	88.4	160.2	3	535
問3-1 (2) 過去3年の状況②相談を受けたが訓練に至らなかった人数	9 33.3	73.1	160.4	0	523
問3-1 (2) 過去3年の状況③相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった人数	9 33.3	1.3	2.1	0	7

	調査数	不明	無回答
問3-1 (2) 過去3年の状況不明①盲導犬の利用に関する相談があった人数	10 100.0	1 10.0	9 90.0
問3-1 (2) 過去3年の状況不明②相談を受けたが訓練に至らなかった人数	10 100.0	1 10.0	9 90.0
問3-1 (2) 過去3年の状況不明③相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった人数	10 100.0	1 10.0	9 90.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問4①盲導犬の認定を受けた頭数平成27年度	10 14.3	13.0	13.4	1	44
問4①盲導犬の認定を受けた頭数平成28年度	10 14.3	12.4	13.9	1	46
問4①盲導犬の認定を受けた頭数平成29年度	10 14.3	12.8	14.6	1	51
問4②認定を受けたうち使用予定者との合同訓練を行っている頭数平成27年度	10 14.3	13.0	13.4	1	44
問4②認定を受けたうち使用予定者との合同訓練を行っている頭数平成28年度	10 14.3	12.4	13.9	1	46
問4②認定を受けたうち使用予定者との合同訓練を行っている頭数平成29年度	10 14.3	12.8	14.6	1	51
問4③平成30年11月1日時点の訓練センター内で飼育している訓練犬の件数	10 14.3	27.4	23.5	3	87

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問9-2認定を取り消した犬（引退等）1年未満	5 17.2	12.8	9.2	3	30
問9-2認定を取り消した犬（引退等）1年以上3年未満	7 24.1	17.4	19.9	1	63
問9-2認定を取り消した犬（引退等）3年以上5年未満	6 20.7	21.2	18.5	1	48
問9-2認定を取り消した犬（引退等）5年以上10年未満	7 24.1	105.9	83.6	16	241
問9-2認定を取り消した犬（引退等）10年以上	4 13.8	67.3	73.9	5	187

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問19屋内での基礎訓練の実施状況①呼んだら来る	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況②座る、伏せる、待つ、止まる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況③解除の意思表示があるまで維持できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑤指示された時・場所で排泄できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑦使用者に注目して集中することができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑨その他	10 100.0	2 20.0	0 0.0	8 80.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑩その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑪その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問19屋外での基礎訓練の実施状況①呼んだら来る	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況②座る、伏せる、待つ、止まる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況③解除の意思表示があるまで維持できる	10 100.0	7 70.0	1 10.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑤指示された時・場所で排泄できる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	10 100.0	7 70.0	0 0.0	1 10.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑦使用者に注目して集中することができる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑨その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑩その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑪その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問22基礎訓練を実施している職員1の経験年数	10 13.0	23.4	11.1	11	48
問22基礎訓練を実施している職員2の経験年数	10 13.0	17.6	8.4	9	40
問22基礎訓練を実施している職員3の経験年数	9 11.7	13.4	6.5	6	30
問22基礎訓練を実施している職員4の経験年数	9 11.7	6.3	3.4	1	12
問22基礎訓練を実施している職員5の経験年数	8 10.4	6.0	3.0	1	10
問22基礎訓練を実施している職員6の経験年数	7 9.1	4.4	2.4	1	9
問22基礎訓練を実施している職員7の経験年数	5 6.5	3.8	2.9	1	9
問22基礎訓練を実施している職員8の経験年数	4 5.2	2.8	2.1	1	6
問22基礎訓練を実施している職員9の経験年数	3 3.9	3.0	2.8	1	7
問22基礎訓練を実施している職員10の経験年数	2 2.6	3.0	2.0	1	5
問22基礎訓練を実施している職員11の経験年数	1 1.3	0.0	0.0	0	0
問22基礎訓練を実施している職員12の経験年数	1 1.3	13.0	0.0	13	13
問22基礎訓練を実施している職員13の経験年数	1 1.3	13.0	0.0	13	13
問22基礎訓練を実施している職員14の経験年数	1 1.3	7.0	0.0	7	7
問22基礎訓練を実施している職員15の経験年数	1 1.3	3.0	0.0	3	3
問22基礎訓練を実施している職員16の経験年数	1 1.3	3.0	0.0	3	3
問22基礎訓練を実施している職員17の経験年数	1 1.3	1.0	0.0	1	1
問22基礎訓練を実施している職員18の経験年数	1 1.3	21.0	0.0	21	21
問22基礎訓練を実施している職員19の経験年数	1 1.3	12.0	0.0	12	12
問22基礎訓練を実施している職員20の経験年数	1 1.3	13.0	0.0	13	13

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問29屋内での歩行誘導動作の訓練①歩道の通行	10 100.0	6 60.0	0 0.0	2 20.0	2 20.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練②道路の横断	10 100.0	6 60.0	0 0.0	2 20.0	2 20.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練③障害物の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練④階段の昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑤扉への誘導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑥通行人の回避	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑦公共場所での待機	10 100.0	9 90.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑧交通機関の利用	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑨歩道のない道路歩行	10 100.0	7 70.0	0 0.0	2 20.0	1 10.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑩エスカレーターへの誘導、昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑪その他	10 100.0	4 40.0	0 0.0	6 60.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑫その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑬その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問29屋外での歩行誘導動作の訓練①歩道の通行	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練②道路の横断	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練③障害物の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練④階段の昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑤扉への誘導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑥通行人の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑦公共場所での待機	10 100.0	8 80.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑧交通機関の利用	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑨歩道のない道路歩行	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑩エスカレーターへの誘導、昇降	10 100.0	9 90.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑪その他	10 100.0	5 50.0	0 0.0	5 50.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑫その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑬その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問32歩行誘導訓練を実施している職員1の経験年数	10 16.1	23.4	11.1	11	48
問32歩行誘導訓練を実施している職員2の経験年数	10 16.1	17.6	8.4	9	40
問32歩行誘導訓練を実施している職員3の経験年数	9 14.5	13.4	6.5	6	30
問32歩行誘導訓練を実施している職員4の経験年数	6 9.7	7.0	3.0	3	12
問32歩行誘導訓練を実施している職員5の経験年数	5 8.1	6.6	2.2	4	10
問32歩行誘導訓練を実施している職員6の経験年数	4 6.5	5.0	2.5	3	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員7の経験年数	3 4.8	5.3	2.9	2	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員8の経験年数	2 3.2	4.5	1.5	3	6
問32歩行誘導訓練を実施している職員9の経験年数	2 3.2	4.0	3.0	1	7
問32歩行誘導訓練を実施している職員10の経験年数	1 1.6	5.0	0.0	5	5
問32歩行誘導訓練を実施している職員11の経験年数	1 1.6	0.0	0.0	0	0
問32歩行誘導訓練を実施している職員12の経験年数	1 1.6	13.0	0.0	13	13
問32歩行誘導訓練を実施している職員13の経験年数	1 1.6	13.0	0.0	13	13
問32歩行誘導訓練を実施している職員14の経験年数	1 1.6	7.0	0.0	7	7
問32歩行誘導訓練を実施している職員15の経験年数	1 1.6	21.0	0.0	21	21
問32歩行誘導訓練を実施している職員16の経験年数	1 1.6	12.0	0.0	12	12
問32歩行誘導訓練を実施している職員17の経験年数	1 1.6	13.0	0.0	13	13
問32歩行誘導訓練を実施している職員18の経験年数	1 1.6	9.0	0.0	9	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員19の経験年数	1 1.6	9.0	0.0	9	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員20の経験年数	1 1.6	6.0	0.0	6	6

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問36合同訓練の実施場所①障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所②屋内外の生活環境に応じた訓練	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所③訓練犬との意思疎通の手段の指導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所④訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所⑤不特定多数の者が利用する施設に同伴する訓練	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問36合同訓練の実施場所⑥その他	10 100.0	3 30.0	0 0.0	7 70.0
問36合同訓練の実施場所⑦その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問36合同訓練の実施場所⑧その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問38合同訓練を実施している職員1の経験年数	10 20.8	23.4	11.1	11	48
問38合同訓練を実施している職員2の経験年数	10 20.8	17.6	9.8	7	40
問38合同訓練を実施している職員3の経験年数	7 14.6	13.7	8.1	6	32
問38合同訓練を実施している職員4の経験年数	5 10.4	7.2	3.3	3	12
問38合同訓練を実施している職員5の経験年数	3 6.3	6.7	2.5	4	10
問38合同訓練を実施している職員6の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員7の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員8の経験年数	1 2.1	6.0	0.0	6	6
問38合同訓練を実施している職員9の経験年数	1 2.1	7.0	0.0	7	7
問38合同訓練を実施している職員10の経験年数	1 2.1	5.0	0.0	5	5
問38合同訓練を実施している職員11の経験年数	1 2.1	13.0	0.0	13	13
問38合同訓練を実施している職員12の経験年数	1 2.1	13.0	0.0	13	13
問38合同訓練を実施している職員13の経験年数	1 2.1	7.0	0.0	7	7
問38合同訓練を実施している職員14の経験年数	1 2.1	21.0	0.0	21	21
問38合同訓練を実施している職員15の経験年数	1 2.1	12.0	0.0	12	12
問38合同訓練を実施している職員16の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員17の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員18の経験年数	1 2.1	6.0	0.0	6	6
問38合同訓練を実施している職員19の経験年数	- -	-	-	-	-
問38合同訓練を実施している職員20の経験年数	- -	-	-	-	-

	調査数	実施	未実施	無回答
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況①障害等に関する知識	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況②関係法規に関する知識	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況③犬に関する知識（犬の生態、犬の感覚、犬解剖学等）	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況④犬の訓練技術に関する知識（飼育技術、訓練方法論等）	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑤その他	10 100.0	3 30.0	0 0.0	7 70.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑥その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑦その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑧その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問50①障害等に関する知識について指導を実施している時間	4 21.1	10.0	7.2	1	18
問50②関係法規に関する知識について指導を実施している時間	4 21.1	2.3	1.6	1	5
問50③犬に関する知識（犬の生態、犬の感覚、犬解剖学等）について指導を実施している時間	5 26.3	7.2	3.5	3	13
問50④犬の訓練技術に関する知識（飼育技術、訓練方法論等）について指導を実施している時間	4 21.1	83.5	125.1	6	300
問50⑤その他について指導を実施している時間	2 10.5	9.0	7.0	2	16
問50⑥その他について指導を実施している時間	- -	-	-	-	-
問50⑦その他について指導を実施している時間	- -	-	-	-	-
問50⑧その他について指導を実施している時間	- -	-	-	-	-

②介助犬・聴導犬 指定法人調査 単純集計

※問3,9,11,13は末尾参照

問1①団体の開設年

	n	%
調査数	7	100.0
1995年以前	4	57.1
1996～2000年	1	14.3
2001～2005年	1	14.3
2006～2010年	1	14.3
2011年以降	0	0.0
無回答	0	0.0

問1①団体の開設年月（月）

	n	%
調査数	7	100.0
1月	0	0.0
2月	0	0.0
3月	0	0.0
4月	1	14.3
5月	0	0.0
6月	1	14.3
7月	1	14.3
8月	1	14.3
9月	0	0.0
10月	2	28.6
11月	1	14.3
12月	0	0.0
無回答	0	0.0

問1②団体の経営主体

	n	%
調査数	7	100.0
公益財団法人	1	14.3
一般財団法人	0	0.0
社会福祉法人	6	85.7
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問1③介助犬認定頭数（年間）

	n	%
調査数	6	100.0
平均値	1.8	
標準偏差	1.1	
最小値	0.3	
最大値	4	

問1③介助犬認定頭数（累計）

	n	%
調査数	6	100.0
平均値	22.5	
標準偏差	9.1	
最小値	4	
最大値	34	

問1③補助犬認定頭数（年間）

	n	%
調査数	5	100.0
平均値	1.9	
標準偏差	2.2	
最小値	0	
最大値	6	

問1③補助犬認定頭数（累計）

	n	%
調査数	6	100.0
平均値	16.2	
標準偏差	18.5	
最小値	3	
最大値	56	

問2団体の認定の流れ①介助犬資料提供について

	n	%
調査数	7	100.0
可	5	71.4
不可	1	14.3
無回答	1	14.3

問2団体の認定の流れ②補助犬資料提供について

	n	%
調査数	7	100.0
可	4	57.1
不可	1	14.3
無回答	2	28.6

問4【訓練事業者を兼ねている場合】審査対象の補助犬の訓練担当者が審査を行うこと

	n	%
調査数	7	100.0
訓練担当者が審査を行うことがある	2	28.6
訓練担当者は審査を行うことはない	4	57.1
無回答	1	14.3

問5認定に関するマニュアル・手順書の有無

	n	%
調査数	7	100.0
ある	7	100.0
ない	0	0.0
無回答	0	0.0

問5認定に関するマニュアル・手順書の資料提供について

	n	%
調査数	7	100.0
可	3	42.9
不可	1	14.3
無回答	3	42.9

問6認定申請の際の必要事項①使用者に対する事項

	n	%
調査数	7	100.0
氏名、住所、年齢、性別など	7	100.0
身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し	7	100.0
必要とする介助動作	7	100.0
その他	3	42.9
無回答	0	0.0

問6認定申請の際の必要事項②補助犬に対する事項

	n	%
調査数	7	100.0
狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別、犬種など	7	100.0
獣医師による予防接種及び健康診断の記録（避妊・去勢手術証明書を 含む）	7	100.0
「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に 則った健康診断	6	85.7
その他	1	14.3
無回答	0	0.0

問6認定申請の際の必要事項③訓練に対する事項

	n	%
調査数	7	100.0
訓練者名及び当人の訓練経歴	7	100.0
使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画	7	100.0
当該犬及び使用者の訓練に関する記録（基礎訓練、介助動作訓練/ 聴導動作訓練、合同訓練）	6	85.7
訓練者ならびに医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉 士等専門的知識を有する者による総合評価・判定書	7	100.0
当該犬との適合状況についての使用者の意見書	6	85.7
その他	1	14.3
無回答	0	0.0

問7申請に係る規定様式の有無

	n	%
調査数	7	100.0
ある	7	100.0
ない	0	0.0
無回答	0	0.0

問7申請に係る規定様式の資料提供について

	n	%
調査数	7	100.0
可	6	85.7
不可	1	14.3
無回答	0	0.0

問8書面審査における審査事項

	n	%
調査数	7	100.0
訓練計画が作成されていること	7	100.0
訓練記録が基礎訓練・介助動作訓練／聴導動作訓練・合同訓練ごとに作成・保管されていること	6	85.7
訓練計画、記録内容が、身体障害者補助犬法の規定に合致している	6	85.7
有識者による総合評価・判定が行われており、問題がないこと	5	71.4
適合状況についての使用者意見を確認しており、問題がないこと	6	85.7
その他	1	14.3
無回答	0	0.0

問10屋外で基礎動作の検証をする場合、検証場所として該当するも

	n	%
調査数	7	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	6	85.7
ホテル等の宿泊施設	1	14.3
スーパー、百貨店等の商業施設	7	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	5	71.4
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問12屋外で介助動作の検証をする場合、検証場所として該当するも

	n	%
調査数	7	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	6	85.7
ホテル等の宿泊施設	2	28.6
スーパー、百貨店等の商業施設	7	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	5	71.4
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問14屋外で聴導動作の検証をする場合、検証場所として該当するも

	n	%
調査数	6	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	5	83.3
ホテル等の宿泊施設	2	33.3
スーパー、百貨店等の商業施設	6	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	4	66.7
その他	1	16.7
無回答	0	0.0

問15公共の場での検証にあたって関係先の許可を得ているか

	n	%
調査数	7	100.0
事前に許可を得て実施	7	100.0
特に許可を得ずに実施	0	0.0
公共の場での検証をしていない	0	0.0
無回答	0	0.0

問16-1公共の場での検証で今まで苦情等を受けたこと

	n	%
調査数	7	100.0
受けたことがある	0	0.0
受けたことはない	7	100.0
無回答	0	0.0

問17-1平成28年度の認定審査会の開催状況

	n	%
調査数	7	100.0
平均値	1.6	
標準偏差	1.3	
最小値	0	
最大値	4	

問17-1平成29年度の認定審査会の開催状況

	n	%
調査数	7	100.0
平均値	2.3	
標準偏差	1.6	
最小値	0	
最大値	5	

問17-1平成30年度の認定審査会の開催状況

	n	%
調査数	7	100.0
平均値	0.7	
標準偏差	0.7	
最小値	0	
最大値	2	

問19-1自らが育成した犬を認定する場合に他の訓練事業者が育成した犬の認定と異なる対応をしているか

	n	%
調査数	7	100.0
異なる対応をしている	0	0.0
異なる対応はしていない	5	71.4
無回答	2	28.6

問20使用者への補助犬の状況に関する確認方法

	n	%
調査数	7	100.0
書面により使用者から報告を受けている	5	71.4
電話により使用者から報告を受けている	5	71.4
面談・訪問により使用者から報告を受けている	4	57.1
特に確認していない	0	0.0
その他	1	14.3
無回答	0	0.0

問21使用者への補助犬の状況に関する確認頻度

	n	%
調査数	7	100.0
年1回以上	2	28.6
年1回程度	4	57.1
年1回未満	1	14.3
無回答	0	0.0

問22-1使用者からの報告や公的施設・公共交通機関等からの通報により実施検証を再度実施した経験

	n	%
調査数	7	100.0
ある	1	14.3
ない	6	85.7
無回答	0	0.0

問22-1実施検証を再度実施した結果による認定の取消の有無

	n	%
調査数	1	100.0
取消になったことがある	0	0.0
取消にならなかった	1	100.0
無回答	0	0.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員①訓練士	3 10.7	2.7	1.3	1	4
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員②医師	4 14.3	1.3	0.4	1	2
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員③獣医師	1 3.6	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員④作業療法士	5 17.9	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑤理学療法士	5 17.9	1.4	0.5	1	2
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑥言語聴覚士	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑦社会福祉士	5 17.9	1.6	1.2	1	4
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑧その他	3 10.7	1.3	0.5	1	2
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑨その他	1 3.6	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑩その他	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑪うち視覚障害のある方	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑫うち聴覚障害のある方	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数介助犬内部職員⑬うち肢体不自由のある方	1 3.6	1.0	0.0	1	1

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員①訓練士	5 20.0	1.8	0.8	1	3
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員②医師	3 12.0	2.0	1.4	1	4
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員③獣医師	6 24.0	1.3	0.5	1	2
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員④作業療法士	3 12.0	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑤理学療法士	2 8.0	1.5	0.5	1	2
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑥言語聴覚士	1 4.0	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑦社会福祉士	1 4.0	3.0	0.0	3	3
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑧その他	2 8.0	1.5	0.5	1	2
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑨その他	1 4.0	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑩その他	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑪うち視覚障害のある方	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑫うち聴覚障害のある方	1 4.0	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数介助犬外部職員⑬うち肢体不自由のある方	- -	-	-	-	-

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員①訓練士	3 14.3	2.7	1.3	1	4
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員②医師	3 14.3	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員③獣医師	1 4.8	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員④作業療法士	1 4.8	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑤理学療法士	1 4.8	2.0	0.0	2	2
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑥言語聴覚士	3 14.3	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑦社会福祉士	4 19.0	1.8	1.3	1	4
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑧その他	3 14.3	1.3	0.5	1	2
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑨その他	1 4.8	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑩その他	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑪うち視覚障害のある方	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑫うち聴覚障害のある方	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬内部職員⑬うち肢体不自由のある方	1 4.8	1.0	0.0	1	1

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員①訓練士	5 20.8	1.6	0.8	1	3
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員②医師	3 12.5	2.0	1.4	1	4
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員③獣医師	5 20.8	1.6	0.8	1	3
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員④作業療法士	1 4.2	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑤理学療法士	1 4.2	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑥言語聴覚士	3 12.5	2.0	1.4	1	4
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑦社会福祉士	1 4.2	3.0	0.0	3	3
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑧その他	1 4.2	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑨その他	1 4.2	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑩その他	1 4.2	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑪うち視覚障害のある方	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑫うち聴覚障害のある方	2 8.3	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数聴導犬外部職員⑬うち肢体不自由のある方	- -	-	-	-	-

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問9屋内での基本動作の検証①呼んだら来る	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証②座る、伏せる、待つ、止まる	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証③解除の意思表示があるまで維持できる	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証⑤指示された時・場所で排泄できる	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証⑦使用者に注目して集中することができる	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問9屋外での基本動作の検証⑨その他	7 100.0	2 28.6	0 0.0	5 71.4
問9屋外での基本動作の検証⑩その他	7 100.0	2 28.6	0 0.0	5 71.4
問9屋外での基本動作の検証⑪その他	7 100.0	1 14.3	0 0.0	6 85.7

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問9屋外での基本動作の検証①呼んだら来る	7 100.0	5 71.4	1 14.3	0 0.0	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証②座る、伏せる、待つ、止まる	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証③解除の意思表示があるまで維持できる	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証⑤指示された時・場所で排泄できる	7 100.0	5 71.4	0 0.0	1 14.3	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証⑦使用者に注目して集中することができる	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問9屋外での基本動作の検証⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問9屋外での基本動作の検証⑨その他	7 100.0	2 28.6	0 0.0	5 71.4
問9屋外での基本動作の検証⑩その他	7 100.0	2 28.6	0 0.0	5 71.4
問9屋外での基本動作の検証⑪その他	7 100.0	1 14.3	0 0.0	6 85.7

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練①物の拾い上げ及び運搬	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練②特定の物を手元に戻ってくる	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練③ドアの開閉	7 100.0	3 42.9	3 42.9	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練④スイッチの操作	7 100.0	3 42.9	3 42.9	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑤起立、体位変換時の介助	7 100.0	1 14.3	4 57.1	1 14.3	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑥車いすへの移乗介助	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑦歩行介助と姿勢支持	7 100.0	1 14.3	4 57.1	1 14.3	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑧階段昇降の介助	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑨車いすの牽引等	7 100.0	2 28.6	3 42.9	1 14.3	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑩衣服や靴等の着脱	7 100.0	3 42.9	3 42.9	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑪緊急時の連絡手段確保	7 100.0	5 71.4	1 14.3	0 0.0	1 14.3

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑫その他	7 100.0	1 14.3	1 14.3	5 71.4
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑬その他	7 100.0	1 14.3	1 14.3	5 71.4
問11【介助犬の場合】屋内での介助動作の訓練⑭その他	7 100.0	1 14.3	1 14.3	5 71.4

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練①物の拾い上げ及び運搬	7 100.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練②特定の物を手元を持ってくる	7 100.0	5 71.4	1 14.3	0 0.0	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練③ドアの開閉	7 100.0	2 28.6	2 28.6	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練④スイッチの操作	7 100.0	2 28.6	3 42.9	1 14.3	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑤起立、体位変換時の介助	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑥車いすへの移乗介助	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑦歩行介助と姿勢支持	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑧階段昇降の介助	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑨車いすの牽引等	7 100.0	1 14.3	4 57.1	1 14.3	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑩衣服や靴等の着脱	7 100.0	2 28.6	3 42.9	1 14.3	1 14.3
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑪緊急時の連絡手段確保	7 100.0	4 57.1	1 14.3	1 14.3	1 14.3

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑫その他	7 100.0	1 14.3	0 0.0	6 85.7
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑬その他	7 100.0	1 14.3	0 0.0	6 85.7
問11【介助犬の場合】屋外での介助動作の訓練⑭その他	7 100.0	1 14.3	0 0.0	6 85.7

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練②音源に反応し音源場所に行く	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる	6 100.0	3 50.0	1 16.7	0 0.0	2 33.3
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	6 100.0	2 33.3	2 33.3	0 0.0	2 33.3
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑦その他使用者が求める旨に対する反応動作	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑧交通機関の利用	6 100.0	4 66.7	0 0.0	0 0.0	2 33.3

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑨その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑩その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3
問13【聴導犬の場合】屋内での聴導動作の訓練⑪その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練②音源に反応し音源場所に行く	6 100.0	4 66.7	1 16.7	0 0.0	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	6 100.0	4 66.7	0 0.0	1 16.7	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	6 100.0	3 50.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる	6 100.0	3 50.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	6 100.0	3 50.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	6 100.0	3 50.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑧交通機関の利用	6 100.0	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑨その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑩その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3
問13【聴導犬の場合】屋外での聴導動作の訓練⑪その他	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3

③盲動犬 訓練事業者調査 単純集計

※問2-1,3-1,4,9-2,19,22,29,32,36,38,50は末尾参照

問1①団体の開設年月

	n	%
調査数	10	100.0
1995年以前	6	60.0
1996～2000年	0	0.0
2001～2005年	2	20.0
2006～2010年	0	0.0
2011年以降	2	20.0
無回答	0	0.0

問1①団体の開設年月（西暦）

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	1985.2	
標準偏差	19.6	
最小値	1957.0	
最大値	2013.0	

問1①団体の開設年月（月）

	n	%
調査数	10	100.0
1月	0	0.0
2月	0	0.0
3月	1	10.0
4月	0	0.0
5月	0	0.0
6月	1	10.0
7月	2	20.0
8月	2	20.0
9月	1	10.0
10月	0	0.0
11月	3	30.0
12月	0	0.0
無回答	0	0.0

問1②団体の経営主体

	n	%
調査数	10	100.0
公益財団法人	6	60.0
一般財団法人	1	10.0
社会福祉法人	3	30.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問2-2盲導犬歩行指導員人数5年未満

	n	%
調査数	3	100.0
平均値	0.3	
標準偏差	0.5	
最小値	0.0	
最大値	1.0	

問2-2盲導犬歩行指導員人数5年以上10年未満

	n	%
調査数	5	100.0
平均値	2.8	
標準偏差	2.8	
最小値	0.0	
最大値	8.0	

問2-2盲導犬歩行指導員人数10年以上

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	3.3	
標準偏差	3.4	
最小値	0.0	
最大値	12.0	

問2-2盲導犬歩行指導員人数平均経験年数

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	17.0	
標準偏差	7.6	
最小値	5.0	
最大値	31.5	

問2-2盲導犬訓練士のみ人数5年未満

	n	%
調査数	7	100.0
平均値	1.0	
標準偏差	0.5	
最小値	0.0	
最大値	2.0	

問2-2盲導犬訓練士のみ人数5年以上10年未満

	n	%
調査数	5	100.0
平均値	1.0	
標準偏差	0.6	
最小値	0.0	
最大値	2.0	

問2-2盲導犬訓練士のみ人数10年以上

	n	%
調査数	4	100.0
平均値	1.0	
標準偏差	0.7	
最小値	0.0	
最大値	2.0	

問2-2盲導犬訓練士のみ人数平均経験年数

	n	%
調査数	6	100.0
平均値	8.0	
標準偏差	6.2	
最小値	2.0	
最大値	21.0	

問6 (1) 盲導犬の利用相談者が盲導犬を知ったきっかけ

	n	%
調査数	10	100.0
厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	0	0.0
貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	2	20.0
貴団体主催の補助犬イベント	9	90.0
厚生労働省ホームページ、SNS	1	10.0
貴団体のホームページ、SNS	6	60.0
貴団体以外の団体のホームページ、SNS	1	10.0
マスコミの報道	4	40.0
市町村、都道府県の窓口や資料	8	80.0
医療機関からの情報提供	4	40.0
ご家族からの紹介	4	40.0
知人からの紹介	8	80.0
その他	2	20.0
その他	0	0.0
無回答	1	10.0

問6 (2) 実際に訓練を受けた方が盲導犬を知ったきっかけ

	n	%
調査数	10	100.0
厚生労働省主催の補助犬普及啓発イベント	0	0.0
貴団体以外の民間団体が主催する補助犬イベント	2	20.0
貴団体主催の補助犬イベント	8	80.0
厚生労働省ホームページ、SNS	1	10.0
貴団体のホームページ、SNS	4	40.0
貴団体以外の団体のホームページ、SNS	1	10.0
マスコミの報道	3	30.0
市町村、都道府県の窓口や資料	6	60.0
医療機関からの情報提供	3	30.0
ご家族からの紹介	3	30.0
知人からの紹介	5	50.0
その他	2	20.0
その他	0	0.0
無回答	2	20.0

問7補助犬の使用をやめたきっかけ

	n	%
調査数	10	100.0
使用者の身体障害の状況が変わった	7	70.0
使用者が高齢になった	9	90.0
使用者が転居して居住環境に変化があった	4	40.0
使用者の家族構成に変化があった	3	30.0
盲導犬が使用者の自立と社会参加に有効ではなかった	1	10.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

問8-1候補犬の入手方法

	n	%
調査数	10	100.0
自家繁殖	10	100.0
保健所等からの保護犬の提供	0	0.0
他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの提供	6	60.0
ブリーダーからの購入	2	20.0
他の身体障害者補助犬訓練施設・事業者からの購入	4	40.0
輸入	3	30.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問9-1実働する盲導犬の年齢に上限を設けているか

	n	%
調査数	10	100.0
設けている	8	80.0
設けていない	2	20.0
無回答	0	0.0

問9-1設けている年齢の上限

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	18.0	
標準偏差	19.7	
最小値	10.0	
最大値	70.0	

問10①ボランティアの人数

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	439.3	
標準偏差	567.6	
最小値	15.0	
最大値	2081.0	

問10②うち飼育ボランティアの人数A.繁殖犬、訓練前の子犬（バビー）

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	58.4	
標準偏差	43.4	
最小値	2.0	
最大値	145.0	

問10②うち飼育ボランティアの人数B.キャリアチェンジ（補助犬にならなかった犬）

	n	%
調査数	9	100.0
平均値	167.9	
標準偏差	249.1	
最小値	15.0	
最大値	837.0	

問10②うち飼育ボランティアの人数C.認定を取り消された補助犬（引退犬を含む）

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	42.3	
標準偏差	55.5	
最小値	0.0	
最大値	192.0	

問11補助を受けている都道府県数①実働する補助犬の使用者が所在する都道府県数

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	13.2	
標準偏差	10.0	
最小値	2.0	
最大値	31.0	

問11補助を受けている都道府県数②地域生活支援事業による補助がある都道府県数

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	8.9	
標準偏差	8.1	
最小値	0.0	
最大値	22.0	

問11補助を受けている都道府県数③地域生活支援事業以外による補助がある都道府県数

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	3.3	
標準偏差	3.6	
最小値	0.0	
最大値	10.0	

問12-1盲導犬の訓練について、使用者と契約書を取り交わしているか

	n	%
調査数	10	100.0
取り交わしている	9	90.0
取り交わしていない	1	10.0
無回答	0	0.0

問13-1盲導犬を使用者に渡す際の形態

	n	%
調査数	10	100.0
貸与している	9	90.0
譲渡している	1	10.0
無回答	0	0.0

問13-2使用期間を終えた盲導犬について、希望する使用者に対して譲渡することはあるか

	n	%
調査数	9	100.0
譲渡している	3	33.3
譲渡していない	6	66.7
無回答	0	0.0

問14-1盲導犬の訓練やフォローアップについて、使用者から費用徴収をするか

	n	%
調査数	10	100.0
費用徴収をしている	3	30.0
費用徴収はしていない	7	70.0
無回答	0	0.0

問14-2費用徴収について②平均的な金額

	n	%
調査数	3	100.0
平均値	24476.7	
標準偏差	22443.0	
最小値	1680.0	
最大値	55000.0	

問14-2費用徴収について③使用者への提示方法

	n	%
調査数	3	100.0
契約書等の文書により提示している	3	100.0
契約書等の文書ではないが、料金表を提示している	0	0.0
口頭で説明している	0	0.0
その他	0	0.0
特に提示していない	0	0.0
無回答	0	0.0

問15使用者に対する盲導犬の利用の適性に関する評価実施のタイミング

	n	%
調査数	10	100.0
利用の相談があった際	4	40.0
候補犬とマッチングを行う際	4	40.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

問16盲導犬の利用の適性に関する評価方法

	n	%
調査数	10	100.0
面談等により実施（事業所への来訪のみ）	1	10.0
面談等により実施（居宅訪問を含む）	10	100.0
体験会の開催により実施（宿泊を伴わない）	4	40.0
体験会の開催により実施（宿泊を伴う）	4	40.0
別の法人による事前評価を実施	0	0.0
指定法人以外の医療機関で事前評価を実施	0	0.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

問17盲導犬の利用の適性に関する評価項目

	n	%
調査数	10	100.0
基本属性	10	100.0
障害の内容・程度	10	100.0
生活環境	9	90.0
盲導犬に対する理解	10	100.0
盲導犬に対するニーズ	9	90.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

問18盲導犬の利用の適性に関するマニュアルや手順書の有無

	n	%
調査数	10	100.0
ある	6	60.0
ない	4	40.0
無回答	0	0.0

問18盲導犬の利用の適性に関するマニュアルや手順書の資料提供可否

	n	%
調査数	6	100.0
可	4	66.7
不可	2	33.3
無回答	0	0.0

問20屋外で基礎訓練をする場合の訓練場所

	n	%
調査数	10	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	10	100.0
ホテル等の宿泊施設	3	30.0
スーパー、百貨店等の商業施設	10	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	9	90.0
その他	6	60.0
無回答	0	0.0

問21平均的な基礎訓練の実施日数

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	136.1	
標準偏差	85.0	
最小値	21.0	
最大値	300.0	

問23-1基礎訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	10	100.0
行っている	9	90.0
行っていない	1	10.0
無回答	0	0.0

問23-1基礎訓練に関しての資料提供可否

	n	%
調査数	9	100.0
可	3	33.3
不可	4	44.4
無回答	2	22.2

問23-2基礎訓練に関する訓練記録の作成頻度

	n	%
調査数	9	100.0
日々記録している	7	77.8
一定期間ごとに記録している	1	11.1
不定期に（随時）記録している	1	11.1
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問24基礎訓練における訓練動作を評価している職員

	n	%
調査数	10	100.0
訓練を担当している職員	9	90.0
訓練を担当していない職員	8	80.0
外部の職員	0	0.0
評価していない	0	0.0
無回答	0	0.0

問27歩行誘導訓練の計画の作成方法

	n	%
調査数	10	100.0
団体職員のみで作成	9	90.0
外部の専門職と連携して作成	1	10.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

問28①歩行誘導訓練計画の見直し実施の有無

	n	%
調査数	10	100.0
定期的実施	0	0.0
必要に応じて実施	10	100.0
未実施	0	0.0
無回答	0	0.0

問28②歩行誘導訓練計画の見直しの経過記録の保管状況

	n	%
調査数	10	100.0
保管あり	6	60.0
保管なし	4	40.0
無回答	0	0.0

問30屋外で歩行誘導訓練を実施する場合の訓練場所

	n	%
調査数	10	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	10	100.0
ホテル等の宿泊施設	4	40.0
スーパー、百貨店等の商業施設	10	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	9	90.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

問31認定に至るまでの平均的な歩行誘導訓練の実施日数

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	191.1	
標準偏差	80.1	
最小値	28.0	
最大値	300.0	

問33-1歩行誘導訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	10	100.0
行っている	10	100.0
行っていない	0	0.0
無回答	0	0.0

問33-1歩行誘導訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	10	100.0
可	6	60.0
不可	4	40.0
無回答	0	0.0

問33-2歩行誘導訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	10	100.0
日々記録している	9	90.0
一定期間ごとに記録している	1	10.0
不定期に（随時）記録している	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問34歩行誘導訓練における訓練動作を評価している職員

	n	%
調査数	10	100.0
訓練を担当している職員	10	100.0
訓練を担当していない職員	8	80.0
外部の職員	0	0.0
評価していない	0	0.0
無回答	0	0.0

問35使用者に対して身体障害者補助犬法の仕組みや、盲導犬の使用上の留意点についての説明

	n	%
調査数	10	100.0
書面により説明	0	0.0
講義・研修形式により説明	10	100.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

問37認定に至るまでの平均的な合同訓練の実施日数1頭目の場合

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	41.3	
標準偏差	46.4	
最小値	20.0	
最大値	180.0	

問37認定に至るまでの平均的な合同訓練の実施日数2頭目以降の場合

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	35.3	
標準偏差	61.74	
最小値	10	
最大値	220	

問39-1合同訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	10	100.0
行っている	10	100.0
行っていない	0	0.0
無回答	0	0.0

問39-1合同訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	10	100.0
可	6	60.0
不可	3	30.0
無回答	1	10.0

問39-2合同訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	10	100.0
日々記録している	8	80.0
一定期間ごとに記録している	1	10.0
不定期に（随時）記録している	0	0.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

問40-1合同訓練の評価方法

	n	%
調査数	10	100.0
訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	7	70.0
訓練を担当した職員以外によって、認定審査の受審の可否を決定している	6	60.0
外部の職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	1	10.0
認定審査の受審の可否を決定するプロセスがない	0	0.0
無回答	0	0.0

問40-2受審の可否を決定する際の評価に関する様式を定めているか

	n	%
調査数	10	100.0
定めている	7	70.0
定めていない	2	20.0
無回答	1	10.0

問40-2受審の可否を決定する際の評価に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	7	100.0
可	3	42.9
不可	3	42.9
無回答	1	14.3

問41公共の場での訓練にあたり関係先の許可を得ているか

	n	%
調査数	10	100.0
事前に許可を得て実施	7	70.0
特に許可を得ず実施	3	30.0
公共の場での訓練を実施していない	0	0.0
無回答	0	0.0

問42-1公共の場での訓練について今まで苦情等を受けたこと

	n	%
調査数	10	100.0
受けたことがある	4	40.0
受けたことはない	5	50.0
無回答	1	10.0

問44公共施設、鉄道等のバリアフリー状況や法改正に関して情報収集をしているか

	n	%
調査数	10	100.0
情報収集に努め訓練・指導に盛り込んでいる	5	50.0
情報収集はしている	4	40.0
特にしていない	1	10.0
無回答	0	0.0

問45-1使用者に対する追加訓練や再訓練の必要性の確認

	n	%
調査数	10	100.0
書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している	8	80.0
使用者からの相談・報告があった場合に確認している	9	90.0
確認していない	0	0.0
無回答	0	0.0

問45-2使用者に対して確認する内容

	n	%
調査数	10	100.0
使用者の障害やニーズの変化	9	90.0
環境の変化	10	100.0
犬の基礎動作や介助動作の状況	9	90.0
犬の健康状態、作業状況	10	100.0
補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ	9	90.0
使用者の社会参加の状況	8	80.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問45-3使用者に対しての確認を行う職員

	n	%
調査数	10	100.0
訓練を担当した職員	10	100.0
訓練を担当していない職員	7	70.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

問46使用開始後1年目の訓練・指導の実施状況

	n	%
調査数	10	100.0
定期的に実施	8	80.0
不定期に（随時）実施	3	30.0
無回答	0	0.0

問46使用開始後2年目以降の訓練・指導の実施状況

	n	%
調査数	10	100.0
定期的に実施	6	60.0
不定期に（随時）実施	4	40.0
無回答	0	0.0

問47-1追加訓練・再訓練に関して、記録の作成・保管を行っているか

	n	%
調査数	10	100.0
行っている	9	90.0
行っていない	1	10.0
無回答	0	0.0

問47-1追加訓練・再訓練に関する資料の提供可否

	n	%
調査数	9	100.0
可	4	44.4
不可	4	44.4
無回答	1	11.1

問47-2追加訓練・再訓練に関する訓練記録の作成頻度について

	n	%
調査数	9	100.0
日々記録している	5	55.6
一定期間ごとに記録している	0	0.0
不定期に（随時）記録している	3	33.3
その他	1	11.1
無回答	0	0.0

問48使用者支援のために実施している取組①団体内の使用者同士の交流

	n	%
調査数	10	100.0
実施	9	90.0
未実施	1	10.0
無回答	0	0.0

問48使用者支援のために実施している取組②他団体の使用者同士の交流

	n	%
調査数	10	100.0
実施	6	60.0
未実施	2	20.0
無回答	2	20.0

問49-1使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口の有無

	n	%
調査数	10	100.0
ある	9	90.0
ない	1	10.0
無回答	0	0.0

問49-2これまで、使用者からの苦情が寄せられたこと

	n	%
調査数	10	100.0
ある	7	70.0
ない	3	30.0
無回答	0	0.0

問49-3使用者のニーズと貴団体との調整のための第三者機関の設置

	n	%
調査数	10	100.0
設けている	4	40.0
設けていない	6	60.0
無回答	0	0.0

問51団体における人材育成の取組として実施しているもの

	n	%
調査数	10	100.0
自組織内での研修、勉強会の開催	10	100.0
外部の研修、勉強会への参加	9	90.0
他の訓練事業者等との人材交流	8	80.0
学会への参加	4	40.0
専門講師等の招聘	3	30.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

問54支援の質を担保するために第三者機関による評価や助言・指導を受けているか

	n	%
調査数	10	100.0
受けている	6	60.0
受けていない	4	40.0
無回答	0	0.0

問55団体に手話によるコミュニケーションを取ることができる職員はいるか

	n	%
調査数	10	100.0
いる	3	30.0
いない	7	70.0
無回答	0	0.0

問55手話によるコミュニケーションを取ることができる職員について

	n	%
調査数	3	100.0
訓練者	3	100.0
事務職員	1	33.3
無回答	0	0.0

問56盲導犬の周知方法として実施しているもの

	n	%
調査数	10	100.0
ホームページ等のインターネットの媒体を通じた周知（SNSを含む）	10	100.0
広報誌等の紙媒体を通じた周知	9	90.0
体験会の開催（自主開催）	7	70.0
体験会の開催（依頼開催）	8	80.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

問57盲導犬の周知のために連携している関係機関

	n	%
調査数	10	100.0
自治体	10	100.0
医療機関	6	60.0
障害福祉サービス事業所	8	80.0
学校	7	70.0
地元企業・団体	9	90.0
受け入れ拒否の多い機関・場所	4	40.0
その他	2	20.0
連携していない	0	0.0
無回答	0	0.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1①職員数管理者	10 15.4	2.9	2.7	1	8
問2-1①職員数盲導犬歩行指導員	10 15.4	4.5	5.0	1	19
問2-1①職員数盲導犬訓練士	9 13.8	2.2	1.8	1	7
問2-1①職員数研修生	8 12.3	2.1	1.5	0	5
問2-1①職員数事務職員	10 15.4	5.7	4.6	1	18
問2-1①職員数その他	8 12.3	12.3	16.7	2	56
問2-1①職員数合計	10 15.4	26.5	28.1	12	110

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1②うち視覚障害のある方管理者	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方盲導犬歩行指導員	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方盲導犬訓練士	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方研修生	3 12.5	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち視覚障害のある方事務職員	4 16.7	0.3	0.4	0	1
問2-1②うち視覚障害のある方その他	4 16.7	0.5	0.9	0	2
問2-1②うち視覚障害のある方合計	4 16.7	0.5	0.9	0	2

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1②うち聴覚障害のある方管理者	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方盲導犬歩行指導員	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方盲導犬訓練士	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方研修生	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方事務職員	4 18.2	0.3	0.4	0	1
問2-1②うち聴覚障害のある方その他	3 13.6	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち聴覚障害のある方合計	3 13.6	0.0	0.0	0	0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問2-1②うち肢体不自由のある方管理者	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方盲導犬歩行指導員	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方盲導犬訓練士	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方研修生	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方事務職員	3 13.0	0.0	0.0	0	0
問2-1②うち肢体不自由のある方その他	4 17.4	0.3	0.4	0	1
問2-1②うち肢体不自由のある方合計	4 17.4	0.3	0.4	0	1

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数①平成28年度	8 30.8	34.4	53.0	1	173
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数②平成29年度	9 34.6	43.0	65.2	1	223
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数③平成30年度 (4~12月)	9 34.6	29.3	40.8	1	139

	調査数	不明	無回答
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数不明①平成28年度	10 100.0	2 20.0	8 80.0
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数不明②平成29年度	10 100.0	1 10.0	9 90.0
問3-1 (1) 盲導犬の利用に関する相談件数不明③平成30年度 (4~12月)	10 100.0	1 10.0	9 90.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3-1 (2) 過去3年の状況①盲導犬の利用に関する相談があった人数	9 33.3	88.4	160.2	3	535
問3-1 (2) 過去3年の状況②相談を受けたが訓練に至らなかった人数	9 33.3	73.1	160.4	0	523
問3-1 (2) 過去3年の状況③相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった人数	9 33.3	1.3	2.1	0	7

	調査数	不明	無回答
問3-1 (2) 過去3年の状況不明①盲導犬の利用に関する相談があった人数	10 100.0	1 10.0	9 90.0
問3-1 (2) 過去3年の状況不明②相談を受けたが訓練に至らなかった人数	10 100.0	1 10.0	9 90.0
問3-1 (2) 過去3年の状況不明③相談を受けて訓練をしたが認定に至らなかった人数	10 100.0	1 10.0	9 90.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問4①盲導犬の認定を受けた頭数平成27年度	10 14.3	13.0	13.4	1	44
問4①盲導犬の認定を受けた頭数平成28年度	10 14.3	12.4	13.9	1	46
問4①盲導犬の認定を受けた頭数平成29年度	10 14.3	12.8	14.6	1	51
問4②認定を受けたうち使用予定者との合同訓練を行っている頭数平成27年度	10 14.3	13.0	13.4	1	44
問4②認定を受けたうち使用予定者との合同訓練を行っている頭数平成28年度	10 14.3	12.4	13.9	1	46
問4②認定を受けたうち使用予定者との合同訓練を行っている頭数平成29年度	10 14.3	12.8	14.6	1	51
問4③平成30年11月1日時点の訓練センター内で飼育している訓練犬の件数	10 14.3	27.4	23.5	3	87

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問9-2認定を取り消した犬（引退等）1年未満	5 17.2	12.8	9.2	3	30
問9-2認定を取り消した犬（引退等）1年以上3年未満	7 24.1	17.4	19.9	1	63
問9-2認定を取り消した犬（引退等）3年以上5年未満	6 20.7	21.2	18.5	1	48
問9-2認定を取り消した犬（引退等）5年以上10年未満	7 24.1	105.9	83.6	16	241
問9-2認定を取り消した犬（引退等）10年以上	4 13.8	67.3	73.9	5	187

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問19屋内での基礎訓練の実施状況①呼んだら来る	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況②座る、伏せる、待つ、止まる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況③解除の意思表示があるまで維持できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑤指示された時・場所で排泄できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑦使用者に注目して集中することができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑨その他	10 100.0	2 20.0	0 0.0	8 80.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑩その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問19屋内での基礎訓練の実施状況⑪その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問19屋外での基礎訓練の実施状況①呼んだら来る	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況②座る、伏せる、待つ、止まる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況③解除の意思表示があるまで維持できる	10 100.0	7 70.0	1 10.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑤指示された時・場所で排泄できる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	10 100.0	7 70.0	0 0.0	1 10.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑦使用者に注目して集中することができる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	10 100.0	8 80.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑨その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑩その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問19屋外での基礎訓練の実施状況⑪その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問22基礎訓練を実施している職員1の経験年数	10 13.0	23.4	11.1	11	48
問22基礎訓練を実施している職員2の経験年数	10 13.0	17.6	8.4	9	40
問22基礎訓練を実施している職員3の経験年数	9 11.7	13.4	6.5	6	30
問22基礎訓練を実施している職員4の経験年数	9 11.7	6.3	3.4	1	12
問22基礎訓練を実施している職員5の経験年数	8 10.4	6.0	3.0	1	10
問22基礎訓練を実施している職員6の経験年数	7 9.1	4.4	2.4	1	9
問22基礎訓練を実施している職員7の経験年数	5 6.5	3.8	2.9	1	9
問22基礎訓練を実施している職員8の経験年数	4 5.2	2.8	2.1	1	6
問22基礎訓練を実施している職員9の経験年数	3 3.9	3.0	2.8	1	7
問22基礎訓練を実施している職員10の経験年数	2 2.6	3.0	2.0	1	5
問22基礎訓練を実施している職員11の経験年数	1 1.3	0.0	0.0	0	0
問22基礎訓練を実施している職員12の経験年数	1 1.3	13.0	0.0	13	13
問22基礎訓練を実施している職員13の経験年数	1 1.3	13.0	0.0	13	13
問22基礎訓練を実施している職員14の経験年数	1 1.3	7.0	0.0	7	7
問22基礎訓練を実施している職員15の経験年数	1 1.3	3.0	0.0	3	3
問22基礎訓練を実施している職員16の経験年数	1 1.3	3.0	0.0	3	3
問22基礎訓練を実施している職員17の経験年数	1 1.3	1.0	0.0	1	1
問22基礎訓練を実施している職員18の経験年数	1 1.3	21.0	0.0	21	21
問22基礎訓練を実施している職員19の経験年数	1 1.3	12.0	0.0	12	12
問22基礎訓練を実施している職員20の経験年数	1 1.3	13.0	0.0	13	13

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問29屋内での歩行誘導動作の訓練①歩道の通行	10 100.0	6 60.0	0 0.0	2 20.0	2 20.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練②道路の横断	10 100.0	6 60.0	0 0.0	2 20.0	2 20.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練③障害物の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練④階段の昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑤扉への誘導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑥通行人の回避	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑦公共場所での待機	10 100.0	9 90.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑧交通機関の利用	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑨歩道のない道路歩行	10 100.0	7 70.0	0 0.0	2 20.0	1 10.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑩エスカレーターへの誘導、昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑪その他	10 100.0	4 40.0	0 0.0	6 60.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑫その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問29屋内での歩行誘導動作の訓練⑬その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問29屋外での歩行誘導動作の訓練①歩道の通行	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練②道路の横断	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練③障害物の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練④階段の昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑤扉への誘導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑥通行人の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑦公共場所での待機	10 100.0	8 80.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑧交通機関の利用	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑨歩道のない道路歩行	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑩エスカレーターへの誘導、昇降	10 100.0	9 90.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑪その他	10 100.0	5 50.0	0 0.0	5 50.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑫その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問29屋外での歩行誘導動作の訓練⑬その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問32歩行誘導訓練を実施している職員1の経験年数	10 16.1	23.4	11.1	11	48
問32歩行誘導訓練を実施している職員2の経験年数	10 16.1	17.6	8.4	9	40
問32歩行誘導訓練を実施している職員3の経験年数	9 14.5	13.4	6.5	6	30
問32歩行誘導訓練を実施している職員4の経験年数	6 9.7	7.0	3.0	3	12
問32歩行誘導訓練を実施している職員5の経験年数	5 8.1	6.6	2.2	4	10
問32歩行誘導訓練を実施している職員6の経験年数	4 6.5	5.0	2.5	3	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員7の経験年数	3 4.8	5.3	2.9	2	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員8の経験年数	2 3.2	4.5	1.5	3	6
問32歩行誘導訓練を実施している職員9の経験年数	2 3.2	4.0	3.0	1	7
問32歩行誘導訓練を実施している職員10の経験年数	1 1.6	5.0	0.0	5	5
問32歩行誘導訓練を実施している職員11の経験年数	1 1.6	0.0	0.0	0	0
問32歩行誘導訓練を実施している職員12の経験年数	1 1.6	13.0	0.0	13	13
問32歩行誘導訓練を実施している職員13の経験年数	1 1.6	13.0	0.0	13	13
問32歩行誘導訓練を実施している職員14の経験年数	1 1.6	7.0	0.0	7	7
問32歩行誘導訓練を実施している職員15の経験年数	1 1.6	21.0	0.0	21	21
問32歩行誘導訓練を実施している職員16の経験年数	1 1.6	12.0	0.0	12	12
問32歩行誘導訓練を実施している職員17の経験年数	1 1.6	13.0	0.0	13	13
問32歩行誘導訓練を実施している職員18の経験年数	1 1.6	9.0	0.0	9	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員19の経験年数	1 1.6	9.0	0.0	9	9
問32歩行誘導訓練を実施している職員20の経験年数	1 1.6	6.0	0.0	6	6

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問36合同訓練の実施場所①障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所②屋内外の生活環境に応じた訓練	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所③訓練犬との意思疎通の手段の指導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所④訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問36合同訓練の実施場所⑤不特定多数の者が利用する施設に同伴する訓練	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問36合同訓練の実施場所⑥その他	10 100.0	3 30.0	0 0.0	7 70.0
問36合同訓練の実施場所⑦その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問36合同訓練の実施場所⑧その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問38合同訓練を実施している職員1の経験年数	10 20.8	23.4	11.1	11	48
問38合同訓練を実施している職員2の経験年数	10 20.8	17.6	9.8	7	40
問38合同訓練を実施している職員3の経験年数	7 14.6	13.7	8.1	6	32
問38合同訓練を実施している職員4の経験年数	5 10.4	7.2	3.3	3	12
問38合同訓練を実施している職員5の経験年数	3 6.3	6.7	2.5	4	10
問38合同訓練を実施している職員6の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員7の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員8の経験年数	1 2.1	6.0	0.0	6	6
問38合同訓練を実施している職員9の経験年数	1 2.1	7.0	0.0	7	7
問38合同訓練を実施している職員10の経験年数	1 2.1	5.0	0.0	5	5
問38合同訓練を実施している職員11の経験年数	1 2.1	13.0	0.0	13	13
問38合同訓練を実施している職員12の経験年数	1 2.1	13.0	0.0	13	13
問38合同訓練を実施している職員13の経験年数	1 2.1	7.0	0.0	7	7
問38合同訓練を実施している職員14の経験年数	1 2.1	21.0	0.0	21	21
問38合同訓練を実施している職員15の経験年数	1 2.1	12.0	0.0	12	12
問38合同訓練を実施している職員16の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員17の経験年数	1 2.1	9.0	0.0	9	9
問38合同訓練を実施している職員18の経験年数	1 2.1	6.0	0.0	6	6
問38合同訓練を実施している職員19の経験年数	-	-	-	-	-
問38合同訓練を実施している職員20の経験年数	-	-	-	-	-

	調査数	実施	未実施	無回答
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況①障害等に関する知識	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況②関係法規に関する知識	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況③犬に関する知識（犬の生態、犬の感覚、犬解剖学等）	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況④犬の訓練技術に関する知識（飼育技術、訓練方法論等）	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑤その他	10 100.0	3 30.0	0 0.0	7 70.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑥その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑦その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
問50訓練士の研修プログラムにおける指導状況⑧その他	10 100.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問50①障害等に関する知識について指導を実施している時間	4 21.1	10.0	7.2	1	18
問50②関係法規に関する知識について指導を実施している時間	4 21.1	2.3	1.6	1	5
問50③犬に関する知識（犬の生態、犬の感覚、犬解剖学等）について指導を実施している時間	5 26.3	7.2	3.5	3	13
問50④犬の訓練技術に関する知識（飼育技術、訓練方法論等）について指導を実施している時間	4 21.1	83.5	125.1	6	300
問50⑤その他について指導を実施している時間	2 10.5	9.0	7.0	2	16
問50⑥その他について指導を実施している時間	- -	-	-	-	-
問50⑦その他について指導を実施している時間	- -	-	-	-	-
問50⑧その他について指導を実施している時間	- -	-	-	-	-

④盲動犬 指定法人調査 単純集計

※問3,9,11は末尾参照

問1①団体の開設年

	n	%
調査数	10	100.0
1995年以前	6	60.0
1996～2000年	0	0.0
2001～2005年	2	20.0
2006～2010年	0	0.0
2011年以降	2	20.0
無回答	0	0.0

問1①団体の開設年月（月）

	n	%
調査数	10	100.0
1月	0	0.0
2月	0	0.0
3月	1	10.0
4月	0	0.0
5月	0	0.0
6月	1	10.0
7月	2	20.0
8月	2	20.0
9月	0	0.0
10月	0	0.0
11月	4	40.0
12月	0	0.0
無回答	0	0.0

問1②団体の経営主体

	n	%
調査数	10	100.0
公益財団法人	6	60.0
一般財団法人	1	10.0
社会福祉法人	3	30.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問1③認定頭数（年間）

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	14.2	
標準偏差	14.9	
最小値	1.0	
最大値	51.0	

問1③認定頭数（累計）

	n	%
調査数	10	100.0
平均値	461.5	
標準偏差	406.2	
最小値	4.0	
最大値	1360.0	

問2団体の認定の流れ盲導犬資料提供について

	n	%
調査数	10	100.0
可	7	70.0
不可	1	10.0
無回答	2	20.0

問4審査対象の補助犬の訓練担当者が審査を行うこと

	n	%
調査数	10	100.0
訓練担当者が審査を行うことがある	6	60.0
訓練担当者は審査を行うことはない	4	40.0
無回答	0	0.0

問5認定に関するマニュアル・手順書の有無

	n	%
調査数	10	100.0
ある	7	70.0
ない	3	30.0
無回答	0	0.0

問5認定に関するマニュアル・手順書の資料提供について

	n	%
調査数	7	100.0
可	4	57.1
不可	3	42.9
無回答	0	0.0

問6認定申請の際の必要事項①使用者に対する事項

	n	%
調査数	10	100.0
氏名、住所、年齢、性別など	10	100.0
身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し	10	100.0
必要とする介助動作	7	70.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

問6認定申請の際の必要事項②補助犬に対する事項

	n	%
調査数	10	100.0
狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別、犬種など	10	100.0
獣医師による予防接種及び健康診断の記録（避妊・去勢手術証明書を 含む）	10	100.0
「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に 則った健康診断	9	90.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

問6認定申請の際の必要事項③訓練に対する事項

	n	%
調査数	10	100.0
訓練者名及び当人の訓練経歴	8	80.0
使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画	9	90.0
当該犬及び使用者の訓練に関する記録（基礎訓練、歩行誘導訓練、 合同訓練）	10	100.0
訓練者ならびに医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉 士等専門的知識を有する者による総合評価・判定書	4	40.0
当該犬との適合状況についての使用者の意見書	5	50.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

問7申請に係る規定様式の有無

	n	%
調査数	10	100.0
ある	6	60.0
ない	3	30.0
無回答	1	10.0

問7申請に係る規定様式の資料提供について

	n	%
調査数	6	100.0
可	5	83.3
不可	1	16.7
無回答	0	0.0

問8書面審査における審査事項

	n	%
調査数	10	100.0
訓練計画が作成されていること	6	60.0
訓練記録が基礎訓練・歩行誘導訓練・合同訓練ごとに作成・保管されていること	8	80.0
訓練計画、記録内容が、身体障害者補助犬法の規定に合致していること	7	70.0
有識者による総合評価・判定が行われており、問題がないこと	4	40.0
適合状況についての使用者意見を確認しており、問題がないこと	5	50.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

問10屋外で基礎動作の検証をする場合、検証場所として該当するもの

	n	%
調査数	10	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	10	100.0
ホテル等の宿泊施設	2	20.0
スーパー、百貨店等の商業施設	9	90.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	9	90.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

問12屋外で歩行誘導動作の検証をする場合、検証場所として該当する

	n	%
調査数	10	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	10	100.0
ホテル等の宿泊施設	2	20.0
スーパー、百貨店等の商業施設	9	90.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	9	90.0
その他	4	40.0
無回答	0	0.0

問13公共の場での検証にあたって関係先の許可を得ているか

	n	%
調査数	10	100.0
事前に許可を得て実施	7	70.0
特に許可を得ずに実施	3	30.0
公共の場での検証をしていない	0	0.0
無回答	0	0.0

問14 01公共の場での検証で今まで苦情等を受けたこと

	n	%
調査数	10	100.0
受けたことがある	0	0.0
受けたことはない	10	100.0
無回答	0	0.0

問15 01平成28年度の認定審査会の開催状況

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	4.1	
標準偏差	4.0	
最小値	0.0	
最大値	10.0	

問15 01平成29年度の認定審査会の開催状況

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	4.1	
標準偏差	4.1	
最小値	0.0	
最大値	10.0	

問15 01平成30年度の認定審査会の開催状況

	n	%
調査数	8	100.0
平均値	3.9	
標準偏差	3.7	
最小値	0.0	
最大値	10.0	

問17 01自らが育成した犬を認定する場合に他の訓練事業者が育成した犬の認定と異なる対応をしているか

	n	%
調査数	10	100.0
異なる対応をしている	2	20.0
異なる対応はしていない	6	60.0
無回答	2	20.0

問18使用者への補助犬の状況に関する確認方法

	n	%
調査数	10	100.0
書面により使用者から報告を受けている	4	40.0
電話により使用者から報告を受けている	9	90.0
面談・訪問により使用者から報告を受けている	9	90.0
特に確認していない	0	0.0
その他	3	30.0
無回答	0	0.0

問19使用者への補助犬の状況に関する確認頻度

	n	%
調査数	10	100.0
年1回以上	6	60.0
年1回程度	3	30.0
年1回未満	1	10.0
無回答	0	0.0

問20 01使用者からの報告や公的施設・公共交通機関等からの通報により実施検証を再度実施した経験

	n	%
調査数	10	100.0
ある	6	60.0
ない	4	40.0
無回答	0	0.0

問20 01実施検証を再度実施した結果による認定の取消の有無

	n	%
調査数	6	100.0
取消になったことがある	2	33.3
取消にならなかった	4	66.7
無回答	0	0.0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3団体の審査委員会の構成数内部職員①訓練士	6 12.8	1.2	0.7	0	2
問3団体の審査委員会の構成数内部職員②歩行指導員	9 19.1	2.7	1.8	1	7
問3団体の審査委員会の構成数内部職員③医師	1 2.1	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数内部職員④獣医師	5 10.6	0.8	0.4	0	1
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑤作業療法士	3 6.4	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑥理学療法士	3 6.4	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑦言語聴覚士	3 6.4	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑧社会福祉士	4 8.5	0.5	0.9	0	2
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑨その他	4 8.5	3.8	4.8	1	12
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑩その他	2 4.3	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑪その他	- -	-	-	-	-
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑫うち視覚障害のある方	2 4.3	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑬うち聴覚障害のある方	3 6.4	0.3	0.5	0	1
問3団体の審査委員会の構成数内部職員⑭うち肢体不自由のある方	2 4.3	0.0	0.0	0	0

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
問3団体の審査委員会の構成数外部職員①訓練士	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員②歩行指導員	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員③医師	2 11.8	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数外部職員④獣医師	3 17.6	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑤作業療法士	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑥理学療法士	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑦言語聴覚士	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑧社会福祉士	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑨その他	1 5.9	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑩その他	1 5.9	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑪その他	1 5.9	1.0	0.0	1	1
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑫うち視覚障害のある方	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑬うち聴覚障害のある方	1 5.9	0.0	0.0	0	0
問3団体の審査委員会の構成数外部職員⑭うち肢体不自由のある方	1 5.9	0.0	0.0	0	0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問9屋内での基本動作の検証①呼んだら来る	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証②座る、伏せる、待つ、止まる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証③解除の意思表示があるまで維持できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証⑤指示された時・場所で排泄できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証⑦使用者に注目して集中することができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋内での基本動作の検証⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問9屋内での基本動作の検証⑨その他	10 100.0	2 20.0	1 10.0	7 70.0
問9屋内での基本動作の検証⑩その他	10 100.0	2 20.0	0 0.0	8 80.0
問9屋内での基本動作の検証⑪その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問9屋外での基本動作の検証①呼んだら来る	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証②座る、伏せる、待つ、止まる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証③解除の意思表示があるまで維持できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証⑤指示された時・場所で排泄できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証⑦使用者に注目して集中することができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問9屋外での基本動作の検証⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問9屋外での基本動作の検証⑨その他	10 100.0	2 20.0	1 10.0	7 70.0
問9屋外での基本動作の検証⑩その他	10 100.0	2 20.0	0 0.0	8 80.0
問9屋外での基本動作の検証⑪その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
問11屋内での歩行誘導動作の訓練①歩道の通行	10 100.0	5 50.0	0 0.0	2 20.0	3 30.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練②道路の横断	10 100.0	5 50.0	0 0.0	2 20.0	3 30.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練③障害物の回避	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練④階段の昇降	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑤扉への誘導	10 100.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑥通行人の回避	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑦公共場所での待機	10 100.0	8 80.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑧交通機関の利用	10 100.0	8 80.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑨歩道のない道路歩行	10 100.0	5 50.0	0 0.0	2 20.0	3 30.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑩エスカレーターへの誘導、昇降	10 100.0	9 90.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0

	調査数	必ず実施	一部未実施	無回答
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑪その他	10 100.0	4 40.0	0 0.0	6 60.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑫その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0
問11屋内での歩行誘導動作の訓練⑬その他	10 100.0	1 10.0	0 0.0	9 90.0

参考資料3 ヒアリング調査記録

指定法人・ヒアリング記録（社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団）

1. 事業者概要

<基本情報>

- 訓練事業者としての届出はしているが、基本的に訓練は行っていない。認定試験前に合同訓練の一部を訓練事業者とともに行っており、そのために訓練事業者として届け出ている。
- これまで 25 頭の補助犬の認定をしてきている。（旧パートナーズドッグ協会の移管前も入れると 27 頭である。）
- 認定にくる訓練事業者は概ね限られており、兵庫介助犬協会、九州補助犬協会、京都ケアドッグステーションの認定を行っている。

2. 認定事業の実施状況

- 基本的に、認定試験を受ける前に一度訓練事業者、利用者と面談を行い、適性評価を行うこととしている。実際の相談は、訓練が少し進んだ段階で、訓練事業者から連絡が来ることが多い。
- 大体 3 月末までに認定を受けたいという要望が多いので、相談は認定の 1～9 か月前に寄せられることが多く、認定試験は年明けに集中する。
- 適性評価の段階から、自立生活訓練センターの多職種が関わっており、医師、リハビリテーション等の専門職が適性・適応評価をしている。適性評価の結果、補助犬でなくても補装具やその他サービス等を活用することで対応できるようなことがあれば、その旨を伝えて、訓練項目から外したり、そもそも補助犬の利用に該当しないということを伝えたりする。本人のニーズが優先ではあるが、自立支援という観点から意見を出している。
- 訓練事業者や利用者の要望があれば、訓練計画に対して意見書を出す。本人がすること、補助犬としてしなければいけないこと等を切り分けて細かく意見を出していたが、訓練事業者からは敬遠された。

<合同訓練（一部）>

- 認定試験の 1 か月前をめぐり、1 日かけて合同訓練を一緒に行っている。
- 本番の認定試験と同じ内容を模擬的に行ってもらい、認定試験までに強化すべき訓練内容等について助言を行う。認定試験までに訓練が間に合わないと判断した場合には、認定試験日を延期する。

<審査体制>

- 外部の審査員には、日本介助犬協会や日本聴導犬協会の協力を得ている。
- 適性評価や合同訓練の一部は自立生活訓練センターの職員が行うが、評価の客観性を担保するために、認定審査は総合ハビリテーションセンター内の県立リハビリテーション中央病院の職員が行うようにしている。

<動作検証・認定審査>

- 認定審査は1日ばかりで行う。実際の動作検証は午後に行う。
- JRの協力のもと、切符の購入、改札、電車の乗降といった一連の動作に加え、イオンの協力のもと、実際に買い物もしてもらうこととしている。
- JRやイオンには事前に試験の日時について連絡し、許可を得ている。
- 動作検証の項目によって一部未実施があるのは、利用者本人でできる動作などは検証対象外であるためである。

<フォローアップ>

- 年1回、利用者に書面を送り返書を求める形でフォローアップを行っている。
- 今までに再認定が必要になった事例はない。訓練事業者がこまめにフォローアップをして再訓練や追加訓練をしているためである。
- 補助犬の年齢が10年を超えたころには使用停止を助言する場合もある。

<記録>

- 最初の相談があった時から記録や各種様式は残しており、個人ごとのファイルに束ねている。
- 本人の基礎情報等の書類や面談実施記録は残していても、それに基づくアセスメント結果等は必ずしも残していない。

<普及啓発>

- 指定法人の立場としてはあまり実施していない。県が主導して実施したほうが広域でも取り組むことができ、良いだろう。

3. 課題や今後の展望

- 訓練や認定の基準、運用が団体によってばらばらであり、統一する必要がある。
- 業務量が非常に多く、費用徴収は行っているが、見合わない。指定法人数を増やす必要があるのではないか。
- 指定法人によって審査の厳しさにばらつきがあり、訓練事業者もそれによって認定先を選んでいるのではないかと。認定にくる訓練事業者が固定化されてきた。
- 聴導犬の認定実績がないため、もし認定の相談があったら、実績のある指定法人に話を聞きながら、基準に沿って進めていくだろう。
- 他の指定法人と情報交換する機会があまりない。国リハの研修の機会を有効活用できると良い。
- 利用者が死亡し、訓練事業者も廃業していたため、フォローアップができない（認定取り消しの手続きが取れない）という事態があった。フォローアップを確実にできる体制が必要である。

以上

指定法人・ヒアリング記録（名古屋市総合リハビリテーション事業団）

1. 事業者概要

＜基本情報＞

- 訓練事業者として届け出はしているが、実際には訓練そのものは行っていない。当事業団としては、合同訓練に関わる面から、訓練事業者としての届け出も行っている状況である。
- 年間5件前後の相談があり、そのうち、およそ2～3件程度が認定に進むイメージである。
- 16年からスタートして、聴導犬のこれまでの認定実績は5件のみであり、介助犬が認定の大半となっている。
- 一般的な問い合わせなどは、各協会などのPRをしている団体に連絡がされていると思われ、当事業団への問い合わせはあまりない状況である。

2. 審査の実施状況

＜相談の流れ・内容＞

- はじめに、ユーザー本人、訓練事業所、相談支援機関、区役所等、様々な対象から認定を考えているケースや、補助犬について知りたいといった問合せが電話で入る。その際は、相談受付カードに相談に関する情報を記載する。電話相談は2名体制で行っている。
- 電話相談を経て、認定に進む方もいるが、場合によっては一般的な制度についてだけ知りたいという方や、身体的に重度なために社会参加まではできないが、自宅で犬を利用できないかといった相談もあり、そうしたケースには補助犬法の趣旨や制度のご説明を行う。
- 認定に進む場合には、2段階目の対応として専門相談を実施する。聞き取りにより身体の状況、聴導犬の場合であれば聞こえ具合等を確認して、どのような場面で不便があり、どのような目的で補助犬の利用を考えているかを確認する。その後、医師により身体的な状況などの診断を行うとともに、PT、OT、STによる評価を行う。
- 聴導犬の場合のアセスメントは、聴覚の検査、生活面でどんな場面で困っているか、今現在どんな工夫をしているか、聴導犬にはどのような点を求めるか、といったことを面接しながら把握する。聴導犬の場合、家の中のニーズが多い場合があり、外ではそれほど困っていないという方もいるが、外出先や社会との接点における利用の重要性等も説明をする。
- 実際には、専門相談に進むのは、ほとんど訓練事業者がすでに決まってから専門相談での診察・評価に進む場合が多く、そのあとは実際の訓練事業者と相談の上で進めてもらい、適宜訓練経過の確認をさせていただくよう案内する流れとなる。

＜認定審査に至るまでの流れ＞

- 訓練事業者から、適宜、訓練の経過報告は行ってもらおう。訓練記録は訓練事業者の独自書式となる。現状、対象となっている訓練事業者については、十分な記録が整備されており問題とならないが、今後新規の事業者の認定を行う場合においては、認定機関として求める水準の記録を整えてもらう上での調整等も必要となるかもしれない。
- 基本動作訓練、介助・聴導動作訓練、合同訓練の各報告書を出してもらっている。基本訓練の内容は、補助犬法の施行規則に定められている訓練基準に従ったものとなる。

- 訓練計画は、面接の段階で大まかな訓練期間を確認した上で、計画書を作成してもらう。
- 中間評価、総合評価については、実際に公共交通を使って動作のチェックを行う。評価は基本的に1回で1件のみとなる。
- 屋内での動作検証は、単身生活用の訓練室を使用して検証を行う。評価の流れは、介助犬と聴導犬とで基本的に共通である。聴導動作は、屋内ではタイマーや携帯電話の音、屋外では自転車のベルに対する対応を確認するものとなる。認定の前でこうした評価を行うことで、課題があればフィードバックを行う位置付けである。
- 訓練を経て中間評価、総合評価を行ったのち、認定審査に進む際には、医学的意見書、PT、OT、STの評価資料を使用する。
- 認定申請においては、所定の様式を使用する。資料から、必要な検査をしていない場合等は、電話やFAXなどで確認を行う。

＜認定審査の内容＞

- 書面審査における、適合状況についての使用者意見は、事業者によっては事業者自身の評価とギャップが生じるケースもある。
- 本試験における動作検証は、屋内は総合評価と同じ場所でチェックを行い、屋外はスーパーでの実際の動作を確認して判定審査を行う。これについても、1回あたり1件のみの実施である。
- 介助動作と聴導動作の検証については、ユーザー本人の生活環境上のニーズが試験項目となるため、必ず実施する項目は限られてくる。介助動作では、どのドア、どのボタンなど、限定されたオーダーメイドの場面での評価となり、一般化が難しい。
- 屋外等での評価については、必要な方について、動画での確認も併せて実施している。
- 公共交通機関の利用については、介助犬の調査票には項目がなかったが、聴導犬と同様、必ず実施している。
- 屋外での検証場所については、事前にスーパーと日程調整を行ったうえで、検証を実施している。

＜費用関係＞

- 医学的評価の部分については、診察の初診料の扱いとなる。
- 評価の部分については、訓練の位置付けで取り扱っており、費用はかからない。文書料についても求めている。
- 訓練事業所からの徴収としては、認定料が5万円、総合評価が3万円となっている。

3. フォローアップの状況

＜フォローアップの流れ・内容＞

- 認定が終わったあとのアフターケアについては、適宜、訓練事業者からも報告をもらうほか、認定機関としては、年に1回、使用者からの経過報告書を提出してもらう。その際、提出された内容で問題がある場合であったり、提出がされなかったりする場合には、訓練事業者と連携して対応する。
- 過去に、フォローアップの結果、再検証を行った事例はない。

4. 適正な評価実施のための取り組み

<審査委員会の委員構成>

- 聴導犬の審査委員会における「外部専門家」1名は、当事者の方となっている。
- 当事業団の内部職員による委員としては、介助犬の審査会にはPT、OTが入り、聴導犬の審査会にはSTが入る違いがある。

<認定に関するマニュアル等>

- 認定に関するマニュアル・手順書としては、「認定審査の流れ及び基準、方針等について」と「認定審査動作検証の評価ポイント」といった資料が該当する。内容は介助犬・聴導犬で共通である。

5. 課題や今後の展望

- 社会参加をあまり想定していない利用希望者に対しては、説明をしながら条件提示を行っていくことになる。社会参加のアセスメントとしては、公共交通の利用について確認することのほか、屋外では聴導犬が必要ないと考えている利用者でも、本当にそうなのかを訓練事業者からも実際の活動を見て確認してもらうといったことも必要である。
- 過去に聴導犬の認定希望者において、家の中でしか必要とされていない状態で認定試験を申し込んできたケースがあり、実際に相談をしながら屋外含めて訓練状況を確認したところ、様々な課題が確認されたため、1年以上にわたり必要な訓練を確認しながら提示して取り組んでもらった事例があった。その際は、ユーザー間で、他の認定機関ではもっと簡単に認定をもらえるといった話も出たと聞いている。
- 補助犬ユーザーに係るアセスメントは、生活を見るという視点では、自立訓練のアセスメントなどとも基本的に同じであるが、補助犬の場合、補助犬がいた場合にどういった介助動作、聴導動作が考えられるか、という点加わる。特に、身体障害であれば、車の乗車や車椅子の積み上げといった社会参加上の必要な動作が付随してくる。在宅になるほど医学的な情報が不足する中で、本人が本当はできる動作とできない動作とがあり、その中で介助犬がやったほうがよい動作というのが出てくるのであり、本当の本人の状態を適切に評価することが重要である。
- 入店拒否の問題については、当事業団としての直接的な取り組みまでは実施していない状況である。現状は、訓練事業者が企画をしたイベント等について、それに参加するケースはある。訓練事業者の取り組みが積極的な地域であるため、役割分担ができています。当事業団としては、日頃から犬を持っていないため、訓練事業者のような展開力、民間との連携力などを持っていないというのが難しい面である。
- 指定法人間の情報交換については、当初の時期にノウハウの共有は行ったが、その後は機会がない。現状は、全体業務の中で補助犬業務をさらに厚くすることが難しく、そうした活動のために出張をしたり日常業務を削るといったことも難しい。そのための単独の集まりを開催すると難しく、例えば、更生施設長会などの会合に合わせて集まり、補助犬認定の分科会を入れ込んで情報交換を行うといった方法は一案である。

以上

指定法人／訓練事業者・ヒアリング記録（公益財団法人 日本補助犬協会）

1. 事業者概要

<基本情報>

- 職員の状況については、盲導犬と介助犬・聴導犬の兼務が多い。「その他」職員については、獣医師、トリマー、啓発・企画関係の職員となる。訓練士の1名は管理者を兼ねている。
- 現在、現役の盲導犬使用者は15名である。現在、待機している方は3名おり、1名は代替え、1名は新規、1名は他協会で利用されている方である。年間の育成頭数については、経済的な問題と訓練体制の問題で3頭程度が上限となっている。介助犬・聴導犬も含めると、年間10頭程度となる。
- これまで、当協会ではユーザーの心身の問題以外で代替えの希望が無かった事例は無い。犬の質を高く維持することで、代替えの申込みを確保していくことを大事にしている。

<相談ルート>

- 利用者開拓については、待機期間が長いという現状もあり、あまり積極的にやりにくい面もある。
- 今後の利用者開拓については、医療機関やリハビリ施設関係、障害者団体等において、目の不自由な方への情報提供を充実させていくことが重要と考えている。
- ⊖ 【盲導犬】相談を受けたが訓練に至らない理由としては、待機期間の長さによるものが8割程度である。代替えが中心になるため、新規や他協会の方は平均3年前後の待機となってしまう。それに対して、希望者は1年以内の利用を希望することが多いため、訓練に至らないケースが多い。また、他の理由としては、身体・精神状況や歩行能力、その他環境要因の課題である。
- 【介助犬】相談を受けたが訓練に至らない理由として、遠方の方、重度障害独居のため世話ができない方などが該当する。
- 【聴導犬】相談を受けたが訓練に至らない理由として、働いていて残業が多い方などは、犬の負担が大きくなるためお断りすることがある。

<ユーザーの適性評価>

- 基本的に利用希望者の適性評価の流れについては、盲導犬、介助犬、聴導犬で共通である。
- 利用希望者の身体状況については、口頭での相談段階では特にアセスメントシート等の記録は取っていない。相談後に申込みを受けて次の面接のステップに行けば、面接記録を作成する。その後、面接記録等を基に、指導員有資格者、獣医師、医師等を含めた評価会議を行い、その段階で犬の決定も行う。
- 介助犬と聴導犬でのアセスメントの違いとしては、介助犬は家族構成を基に、何かあったときのサポート体制を重視する。聴導犬の場合は働いているユーザーが多いことから、住居や勤務先の環境が整っているかをより重視する。身体的な面については、貸与が決まった段階で診断書を出してもらう。
- 初期アセスメントの段階でPTやOTが関わることはない。育成団体は小規模なケースが多く、現実問題としてそこまで求められると難しい。

＜補助犬の入手、キャリアチェンジ＞

- 盲導犬・介助犬の自家繁殖については、海外の盲導犬協会と提携しており、繁殖犬（母犬）と候補犬を年5頭ほど購入している。母犬はオーストラリアで交配して妊娠後、日本で出産して子どもをパピーファミリーに出す流れである。繁殖頭数は年間1～2件である。今後は聴導犬についても自家繁殖も検討している。
- 盲導犬のキャリアチェンジのうち、9割以上はペットとなる。セラピー犬は特養に1頭実績がある。
- 海外の盲導犬協会から購入した犬は、既に評価の済んだ1歳の犬になるため、日本の環境に合わないケース以外の約9割は認定に至っている。日本で生まれてパピーに出る犬の場合、3割前後が認定に至っている。
- 聴導犬は愛護センターからの保護犬の提供も受けている。
- 盲導犬から介助犬、聴導犬へのキャリアチェンジという考え方はしていないが、そもそも最初から分けた訓練はしておらず、ある程度両方のトレーニングを進める中で、適性にあった犬を選抜するという考え方になる。
- 引退は盲導犬・介助犬の9割程度は10才歳であるが、ユーザー自身、あるいは同居する家族が引退犬ボランティアに移行する場合は12歳まで延長できることとしている。聴導犬のうち、小型犬の場合は10歳から12歳で引退することが多い。
- 使用中は貸与の形であり、引退後も所有権は協会が有するので、譲渡はしていない。通常は、引退犬ボランティアという形で無償で飼育する形となる。高額な医療費については協会が負担する。引退後の責任分担等の契約は、別途の覚書の形となる。但し、ペットとしてコースチェンジする場合は譲渡となる。

＜費用関係、契約関係＞

- 育成団体としては、飼料費や医療費についての自治体等からの補助は受けていない。
- ユーザーとの契約書については、盲導犬については以前から取り交わしていたが、平成29年度から介助犬・聴導犬についても共通の様式を使用している。
- ユーザーからの費用徴収については、盲導犬では共同訓練に係る実費徴収が中心である。介助犬・聴導犬については、施設を利用しないので費用徴収をする機会が発生しない。

2. 訓練の具体的な流れ・内容

＜訓練の流れ・内容＞

- 屋外訓練については、鉄道会社（電車・バス）、百貨店・スーパーとの提携があり、事前に本所に許可を取った上で実施している。
- 盲導犬の歩行誘導訓練については、月20日×10ヶ月で200日が標準となるが、実際には200日～250日くらいの幅になる。
- 盲導犬の共同訓練を開始するタイミングについては、ユーザーの生活や仕事の状況（休暇を取れるタイミング）、身体状況、マッチングした犬の訓練状況などを踏まえて時期を決定する。期間が空く場合には、外部で白杖歩行訓練を受けていただくよう提案することがある。

3. 訓練の質を担保するための取組

<記録の作成・保管>

- 【盲導犬】基礎訓練については、パピーファミリーの段階でおおよその訓練を入れている。協会では、屋外に行ったときに誘惑がある中での基礎訓練の応用的なトレーニングを実施、日々の日常生活の中でチェックしているが、記録は残していない。
- 今後、チェックシートを作成する予定。
- 【盲導犬】歩行誘導訓練は、月別訓練報告書で33の課目を5段階で記録している。共同訓練、フォローアップについては共同訓練日誌、フォローアップ日誌の形式で、内容・評価・課題を自由記述方式で記録している。年1回ユーザーから提出される歩行・日常レポート、及びユーザー研修会の歩行のチェックでは、選択方式の評価票を用いている。
- 【介助犬・聴導犬】基礎訓練については、基礎動作訓練サマリーで記録の作成、保管を行っている。介助動作訓練については、認定審査会の書式に基づいて介助動作サマリーを作成している。

<他の訓練事業者との連携>

- 指定法人として他の育成団体と関わる中で、情報共有や気付きを得られることはメリットになっている。
- 実際にユーザーや犬に何か課題があった場合には、原則、育成法人を通じた対応となる。もしくは、育成法人からサポートの要請を受けて指定法人として同行するような連携のケースもある。

<人材育成>

- 研修としては、盲導犬では日本ライトハウスが行う「視覚障害者生活訓練等指導者養成課程」の受講、「愛玩動物飼養管理士」や「補助犬ガイド士」の資格取得など。介助犬は介護職員初任者研修の受講、聴導犬は手話検定3級以上の取得など。
- 福祉系から来るスタッフと、犬の専門学校等から来るスタッフとに分かれるため、それぞれに応じた必要な養成講座や放送大学（認知心理学等）の活用を行っている。
- 他の訓練事業所との人材交流としては、研修生の受け入れを多く行ってきており、これまで尽力してきた。
- 育成に力を入れても給与の問題で職員が離れてしまうケースもあり、課題となっている。

4. 継続的な訓練や指導、使用者からの相談対応等

- ユーザーに対するフォローアップは、年に1回は指定法人として健康診断書と日常生活報告の調査を行うタイミングで、育成団体としてフォローアップの希望や犬の状況確認で連絡を行っている。ユーザーから希望が無くても、問題があるような場合は協会からフォローアップを実施する。

5. 認定の具体的な流れ・内容

<認定の流れ・内容>

- 盲導犬の認定については、原則として日盲社協の基準に則った手順をとっている。
- 他団体からの認定については、申込みがあって貸与を決定する段階で（合同訓練に入る前に）相談をしてもらうように依頼している。

- 身体機能のアセスメントについては、育成団体に対して医療機関と十分な連携をとってもらうよう依頼している。

＜認定審査会について＞

- 当協会の「身体障害者補助犬の認定に関する規定」により、認定審査会において、管理者（訓練士）は認定審査会の委員長となるが、担当訓練士の指導もしくは監督する立場であり、クラスを一人で持つことはない。
- 他の訓練事業者が育成した犬の認定の場合は、書類審査に合格した申請者及び候補犬を調査するため、当協会認定審査員を申請者の自宅に派遣し、自宅内・公共施設や交通機関等における様子を現地調査する。当協会を卒業した犬であれば、合同訓練やフォローアップ時の内容を使用することができる。
- 1回の審査委員会での審査件数はできれば2件程度にしたい。（過去に4件実施したことはある）。介助犬と聴導犬を同じ回に実施することは、問題なく行っている。施設内での審査は1件1時間程度、実地も1件1時間程度である。
- 実地での検証については、上述の現地調査以外に協会の近隣と最寄り駅で実施している。また、確認用のビデオを必ず提出してもらうことで、普段の自宅や公共施設・交通機関等での状況を補足的に確認することとしている。（限られた審査会の情報だけでは、緊張した状況など、普段と異なる場合があるため。また、申請者の体調や天候等により実地の検証を施設内のみで行う場合は、この確認用ビデオを活用する）

以上

指定法人・ヒアリング記録（社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉事業団）

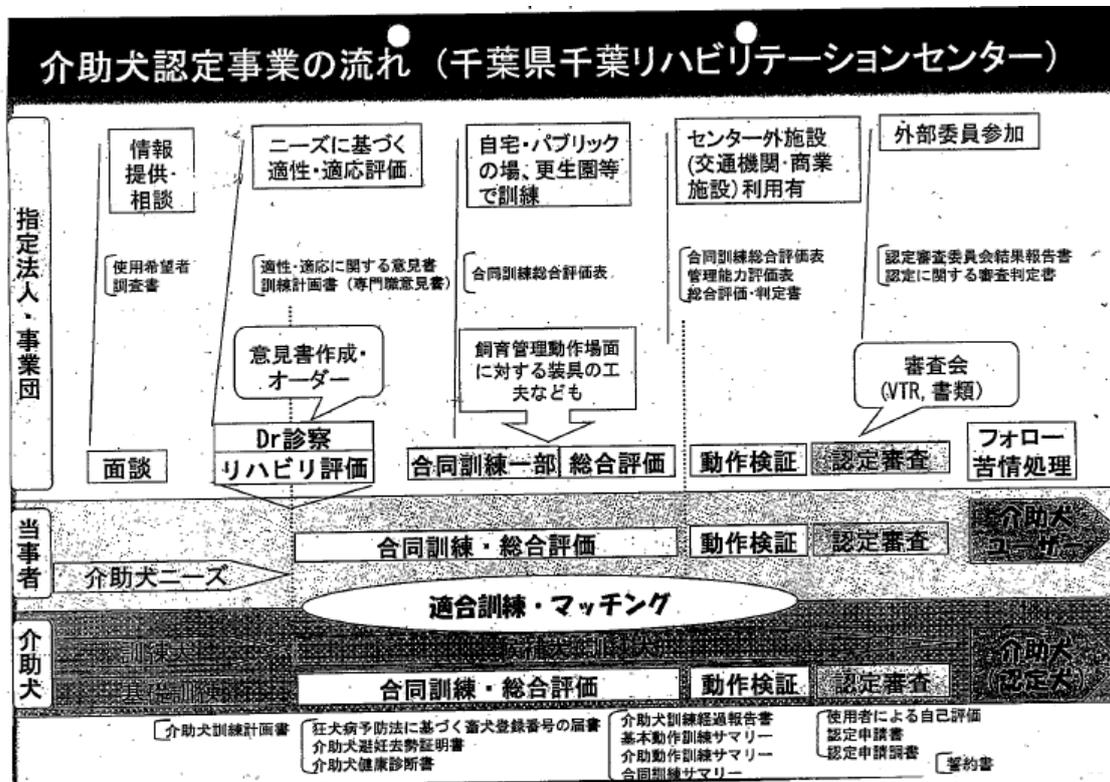
1. 事業者概要

<基本情報>

- 社会福祉法人として 1980 年 11 月に設立され、千葉県千葉リハビリテーションセンターの管理運営を行い、障害児・者の家庭復帰や社会復帰に向けて、医療・看護・訓練・福祉などの専門スタッフによる総合的リハビリテーションを実施している。
- 直近3か年度の認定実績は介助犬1頭である（但し、ここ2年間の実績は無い）。認定事業開始以来、累積で4頭（全て介助犬）の認定実績があり、現在稼働中の犬は2頭である。

2. 認定事業の実施状況

- 認定の流れは下図の通り。



<情報提供・相談>

- 厚生労働省のホームページに問い合わせ先を掲載しており（他に掲載しているところはない）、年間2～3件程度の電話相談がある。
- 介助犬の訓練所と誤解して電話相談してくる人がいるため、日本介助犬協会等の訓練事業者を紹介している。
- 自院の入院患者が直接介助犬の使用に至るケースはない。介助犬使用に係る提案は、主治医であるリハビリテーション医を中心に行っていく事であるが、十分に行えているとは言えない状況ではあるので、強化していく課題のひとつである。

<ニーズに基づく適性・適応評価>

- 面談後に、自院の医師が診察を行い、意見書の作成を行っている。
- 受診費用は12,000円（非課税）である。

<合同訓練（一部）・総合評価>

- 屋内については院内の敷地やスペース、屋外については交通機関（路線バス、JR）、駅前周辺の各種施設（イオン、イオン内のポーリング場、区役所等）を活用して合同訓練を実施している。
- 訓練事業の費用は1頭当たり157,000円（非課税）である。また、自院内の障がい者支援施設に宿泊する場合は宿泊利用料として2,100円を設定しているが、現在までの宿泊実績は無い。

<動作検証・認定審査>

- 認定審査員は、内部職員6名（医師2名、作業療法士1名、理学療法士2名、社会福祉士2名）であり、外部職員は3名（獣医師1名、介助犬トレーナー2名）である。介助犬トレーナーを外部から招聘している理由は、内部職員に補助犬育成の専門家がないためである。
- 認定審査会では、書類と動作検証時のVTRを見ながら評価を行う。
- 屋外での動作検証では「呼んだら来る」事項については一部未実施である。イオン等の商業施設において介助犬認定前の犬のリードを外すことの許可が取れないためである。また、自院から駅前まで近くないため、審査委員全員が実際の犬の屋外での動作を見るために移動することが困難であることから、VTRによる評価を行っている。
- 直近の認定審査会では、介助犬適性・適応に関する意見書に基づき介助犬のニーズを確認するとともに、獣医師からも犬のレントゲン写真や血液検査の結果問題がない旨の発言等があった。
- 認定費用については、1頭当たり75,600円（非課税）である。

<フォロー>

- 訓練事業者から年1回程度、書面による報告をしてもらうこととしており、使用者に直接確認する事はほとんど無い。なお、書面の様式は任意である。但し、福祉機器展等の場で使用者と偶然会うことなどがあり、その際は様子を確認している。
- 現在までに苦情等が寄せられたことはない。

3. 課題や今後の展望

- 現在は、主に日本介助犬協会との連携は取れているが、より広範囲に訓練事業者と連携を取る必要があると感じている。
- 現在の認定審査では、審査員全員が直接的に動作検証をできていない（VTRを活用）ため、使用者本人と犬を認定審査会に呼んで行うなど、審査の方法を工夫する必要がある。
- おそらく指定法人間でもその運営方法にバラつきがあり（指定法人間の連絡協議会はなく、情報共有の場もほぼ無い現状である）、その標準化を行うことは重要であると考えられる。但し、国には、あまり高いハードルを課すことなく、比較的チャレンジしやすいハードルの設定を期待している。

- 医療機関として指定法人となっているため、訓練事業者からは「敷居が高い」と思われているのか、事業者との間に壁（認定の希望者数が少ないのもそれが原因にあるかもしれない）と感ずることがある。
- 自院としては、直近2年間に認定実績が無く、ブランクがあきすぎていると感じている。ブランクが長いとノウハウ、ネットワークの蓄積が困難となり、毎回「初めから」の取り組みとなる。コンスタントに実績を積んで、組織として対応できるようにしていきたい。

以上

指定法人／訓練事業者・ヒアリング記録（社会福祉法人 日本介助犬福祉協会）

1. 事業者概要

<基本情報>

- 2006年に開設して社会福祉法人として活動しており、介助犬、聴導犬の訓練事業者であり、また介助犬、聴導犬の指定法人である。
- 訓練士は時間交代で3名の体制である。研修生が2名在籍しており、実際の訓練には携わっている段階ではないが、協会内で養成を行っている。
- ボランティアについては、募金活動やイベントの手伝い等が中心となる。

<相談ルート>

- 相談を受けたが訓練に至らなかったケースとして一番多いのは、世話をどこまでできるかという点で、家族のサポートも困難な場合などで断念されることが多い。また、補助犬を所有する条件についての正確な情報を持っていないことにより、障害者手帳のない方からの問合せなどもある状況である。
- 直近3年では、育成をして認定を受けた頭数はいない状況である。現状は、認定を行うほうにより力を入れていることによるものである。
- 問合せのルートとしては、協会主催のイベントは最近頻度は減っているが、募金会場でリーフレットを配布して紹介してもらうケースは一定数ある。また、ホームページを通じた問合せもある。
- 利用の相談があった際に、利用者の適性評価を行っている。一番に考えるのは、その方が本当に犬を必要としているのかという点になる。犬を持てる状態であるのか、持つことによって状態が悪化することがないか等を確認する。また、虐待の危険がないかについても確認する。

<身体障害者補助犬の取り扱い>

- 使用者が補助犬の使用をやめるきっかけとしては、使用者が高齢になって病状が悪化したケース等が多い。当協会の利用者は高齢者も多い状況である。
- 候補犬の入手については、ブリーダーからの購入が中心である。動物愛護センターからの保護犬も過去に1頭事例がある。協会が育成した犬のほか、利用者の所有犬を訓練するケースがあり、それらの比率はおおよそ半々程度である。
- 補助犬の引退年齢については、特段の基準は設けていない。必要とされている介助動作の内容が犬の身体能力の限界を超えていないと判断できる間は活動を認めているケースもある。
- 協会が所有して育成した犬については、貸与の形で使用者に渡し、引退後は状況に応じて譲渡を行っている。

2. 訓練の具体的な流れ・内容

<訓練の流れ・内容>

- 元々使用者が所有していた犬を育成する場合でも、訓練の流れは変わらない。使用者と犬の状況に応じて、うまく使用者が訓練できるのであれば通いのケースもあり、協会で預かるケースとがある。

- 介助動作訓練、聴導動作訓練の平均的な実施日数は120日となっている。これは、訓練士が実際に訓練を行っている日数をカウントしており、使用者の自宅での訓練日数は含んでいない。

＜その他＞

- 介助犬を使用する事によって、人として社会に参加する自覚が出てくるといった側面が期待できると考えている。

3. 訓練の質を担保するための取組

＜記録の作成・保管＞

- 基礎訓練、介助動作訓練、聴導動作訓練、合同訓練については、いずれも訓練についての記録の作成・保管を行っている。その日に行った訓練内容と、目標に沿ってどこまで達成できたか等を日報形式で記載する形が基本となる。

＜人材育成＞

- 訓練士の研修プログラムにおいては、特に障害のある方に対する支援に関する知識と、犬に関する知識の面を重点的に実施している。その他、関係法規に関する知識や、犬の訓練技術に関する知識についても、研修を実施している。研修機会は、主として自組織内での研修・勉強会の形となる。
- 研修生については、報酬面で支払える金額に制約もあり、定着を図ることはなかなか容易ではない状況である。

4. 継続的な訓練や指導、利用者からの相談対応等

- 訓練事業者としてのフォローアップは、1年目に2度、2年目以降は1年に1回以上の頻度で実施している。追加訓練や再訓練が必要となった場合には、記録も作成している。
- 利用者の所有犬の場合等で、中には利用者が犬を甘やかしてしまっている場合もあり、そうしたケースではフォローアップの中で必要な指導を行っている。

5. 認定の具体的な流れ・内容

＜認定の流れ・内容＞

- 現場の試験については、訓練士が実地で実施した内容をビデオに撮影し、審査委員が集まる場でそのビデオを確認しながら審査をしていくやり方となる。
- 審査対象の補助犬の訓練担当者は、審査委員会の試験自体には参加しないが、基準に達しているかの判定の意見は出している。
- 基礎動作の屋外での検証については、各基本動作について必ず実施というものではなく、利用者ごとに必要となる内容について実施している。
- 他事業者の訓練犬を認定する場合に関して、対象の事業者は概ね決まっているため、日頃から必要なコミュニケーションをとって、認定の前段階から情報を得るようにしている。

<認定審査会について>

- 通常、1回の認定審査会で1頭~2頭の審査を行っている。
- 自協会が育成した犬を認定する場合については、審査の流れ自体は通常と変わらないが、訓練を行っている者は審査には入らないことは徹底している。

<フォローアップ>

- 指定法人としてのフォローアップについては、通常、年1回以上の頻度で使用者への確認を行っている。

6. 課題や今後の展望

- 医療機関とは現状では密接な連携はないが、今後は強めたほうが良いという意識を持っている。嚥下機能等、見た目だけでは把握できないような生理機能の評価等も丁寧に行っていくことが必要と考えている。訓練に入る前の段階であれば、指定法人としてそうした視点での利用者の評価を行う役割も求められてくる。
- 補助犬自体が虐待だと考えるような考え方もあるため、犬の扱いについては日頃から重きを置いている部分である。

以上

訓練事業者・ヒアリング記録（ボランティアアドッグ育成センター）

1. 事業者概要

<基本情報>

- 聴導犬の訓練事業者であり、NPO 法人としては 2003 年から活動しているが、元々は理事長夫妻が聴導犬を育成していたことから始まる。その頃を含めるとおよそ 40 年、活動している。
- スタッフは理事長 1 名、訓練士 2 名である。
- 直近 3 か年度の認定実績は介助犬 1 頭である（京都ケアハウス名で認定。関係は後述。）。
- 現時点で実働している（フォローしている）犬は介助犬 2 頭である。他に、訓練中の介助犬が 1 頭、PR 犬（認定を目指していたが、希望者の体調不良により取消）の聴導犬が 1 頭いる。
- 介助犬との関わりは次のとおり。
 - ・聴導犬の訓練事業者として第二種社会福祉法人の指定を受けているが、京都ケアハウスとのつながりで、介助犬の訓練や利用者のフォローにも対応している。
 - ・最初は、京都ケアハウスが育成して認定を受けた介助犬の使用者（徳島県在住）のフォローアップを引き受けていたが、その後 2 頭目、3 頭目は、訓練の段階から関わっている。これは、京都＝徳島間が長距離であり、京都ケアハウスでは十分に使用者との訓練やフォローができないためである。
 - ・認定は兵庫県リハビリテーションセンター（以下「兵庫リハ」）で受けている。兵庫リハで認定試験を受けている理由としては、距離が近いということもあるが、兵庫リハは指定法人の中でも最も厳しいと言われており、同センターで認定されれば問題がないと言えるためでもある。訓練と認定を同一法人で行っている団体もあるが、そうしたところよりは、客観性が担保されている。
 - ・なお、認定試験の際は京都ケアハウスの名前で申請し、試験の際に当センターも同行する形で受験していた。兵庫リハからの年 1 回のフォローアップは、当センターから報告をあげていた。
 - ・この度、県から介助犬についても指定を受けるよう連絡があったので、現在申請中である。
- ノイマンドックスクール（犬のしつけ教室）の運営のほか、災害救助犬の育成にも取り組んでいる。

<相談ルート>

- 介助犬・聴導犬の利用希望者がいた場合、当センターに直接相談がくるか、相談を受け付けた県から情報が回ってくる。
- 介助犬・聴導犬に関しては盲導犬ほど認知度がなく、あまり相談はない。

<身体障害者補助犬の取り扱い>

- 補助犬は保健所等での保護犬の譲渡、他の事業者からの提供等により確保している。
- 認定後の補助犬は、使用者に貸与という形で渡している。
- 介助犬の引退の目安は10歳ごろとしているが、聴導犬については特に年齢による制限は設けておらず、使用者に対するフォローアップで犬の動きや使用者の状態、意向を踏まえて引退させるかどうかを判断している。
- 引退後の犬は、使用者が希望すれば譲渡している。
- これまでに認定を取り消した補助犬は聴導犬2頭であり、いずれも認定から5年以上経過していた。取り消し理由としては、犬の病気（ヘルニア）、使用者の病気である。

<費用関係>

- 徳島県の身体障害者補助犬育成事業の委託を受けて、補助犬の育成をしている。介助犬については、当センターが徳島県から委託を受け、そのうち必要経費を京都ケアハウスに支払っている。
- 訓練やフォローアップに関して、使用者からの費用徴収はしていない。（使用者からの自主的な寄付はある。）

2. 訓練の具体的な流れ・内容

<訓練の流れ・内容>

- 大まかな流れは以下のとおり。なお、介助犬・聴導犬ともに、訓練には2年ほど要する。
 - ・希望者からの相談
 - ・希望者との面談、県への申請
 - ・兵庫リハへの申請（認定の1年前）
 - ・希望者との合同訓練
 - ・兵庫リハでの事前審査（認定の2週間前）
 - ・兵庫リハでの認定試験
 - ・認定
 - ・フォローアップ
- 補助犬の利用希望があった際、最初に希望者の自宅を訪問し、利用の適性を評価する。面談では、家族構成や経済状況、家屋の構造など、補助犬を安全に飼育できる環境にあるかどうかを確認する。また、補助犬の利用を希望する理由や障害の内容・健康状態についても聞き取ったうえで、合同訓練・補助犬の使用が可能そうかどうかについて見通しを立てる。
 - ・徳島県では予算の都合上、身体障害者補助犬は年1頭しか育成が認められていない。
 - ・認められるためには、県による審査を受ける必要があるが、その際、「身体障がい者補助犬貸付調査書」を提出する必要がある。
 - ・調査書は訓練事業者が利用希望者と面談をして作成する。

- 県から上記の認定を得られた後、兵庫リハに認定試験を受けたい旨を申請する。その際、訓練計画も提出する。訓練計画は、理事長の経験に基づき、使用者の障害やニーズに応じて作成している。また、兵庫リハでは医師の診察や多職種によるアセスメントが行われ、その結果を踏まえて、どのような訓練が必要であるかについて意見が得られる。その意見も踏まえて、必要に応じて訓練計画の見直しを行う。なお、申請は認定試験の1年ほど前に行う。
- 各訓練は、国が示す基準に沿って実施しており、訓練日数も基準を満たすよう実施している。基礎動作訓練はすべて行っているが、介助動作訓練、聴導動作訓練に関しては、利用者の状態やニーズに応じて実施しており、項目によっては訓練しないものもある。これは、最初に多くの動作を訓練すると、使用者（希望者）側の負担も大きく、挫折しやすいためである。認定後、新たに訓練が必要な動作があれば、フォローアップの中で対応している。
- 屋外での訓練は、公共交通機関、スーパーなどの公共の場で実施している。公共交通機関の場合は、指定の様式により訓練の2～3週間前に申請を行う。スーパーは、事前に電話などで協力依頼をかける。今のところ苦情はなく、協力が得られている。
- 合同訓練の際には、介助犬の場合、京都ケアハウスからも何度か職員が来て一緒に訓練に当たっている。
- 兵庫リハの場合、認定試験の前に事前審査がある。事前審査では、認定試験と同じ内容（鉄道の利用、買い物など）で試験が行われるが、認定試験と異なり、訓練士が同席することができる。試験結果によっては認定試験までに必要な訓練や強化すべきポイントなどについて兵庫リハの審査員から助言が得られるので、認定試験に向けてさらに訓練を行う。
- なお、事前審査から認定試験までの期間はおおむね2週間であるが、審査員のスケジュールや貸与式を行う知事の予定などの関係で変動する。

＜その他＞

- 訓練に関して、特に使用者（希望者）の契約などの取り交わしは行っていない。
- お互い信頼関係を築いているので、これまでトラブルになったことはない。

3. 訓練の質を担保するための取組

＜指定法人との連携＞

- 兵庫リハでは、認定を受けたい旨を申請すると、訓練前に医師やリハビリテーション職によるアセスメントに基づき、必要な訓練について意見が得られる。そのため、専門職の意見を反映した訓練計画を立てることができている。
- 認定試験の前に、事前審査を受けることになっており、認定に向けて必要な訓練について助言を受けている。

＜記録の作成・保管＞

- 県や兵庫リハへの申請書類以外では、特に訓練の記録等を行っていない。
- 使用者や関係者とのメール、動画などの保存はしている。

＜他の訓練事業者との連携＞

- 介助犬に訓練に関しては、京都ケアハウスにおいてノウハウが蓄積されているため、一緒に訓練する際などに助言や指導を得ている。

＜人材育成＞

- センター内での体系的な研修制度等はないが、ジャパンケネルクラブで基本的な犬の訓練技術を学んでいる。その他、スタッフ同士（理事長、訓練士2名）の意見交換や指導により訓練の質の向上に努めている。

4. 継続的な訓練や指導、利用者からの相談対応等

- 認定後すぐは、利用者も慣れないことが多いので、週に1～2回自宅を訪問し、アドバイスや追加の訓練などを行っている。
- 慣れてきたら徐々に間隔をあけて、2～3か月に1回の訪問としている。
- 職員が利用者の自宅を訪問できないときは、利用者から近況報告を受けたり、動画が送られてくるので、アドバイスをしている。
- フォローアップの状況に関しては、兵庫リハへの年1回の報告を除いて、特に記録等は行っていない。
- 利用者支援の1つとして、利用者同士の交流の場をセッティングすることもある。現在では介助犬の利用者同士だけでなく、盲導犬の利用者とのつながりも自然とできているようである。なお、県をまたいでの交流はない。

5. 課題や今後の展望

- 徳島県の身体障害者補助犬育成事業の委託を受けようとする、4～6月の間に希望者からの相談がなければならない。いつでも利用できるようになると助かる。
- 身体障害者補助犬の認知度の向上が課題である。学校や老人ホーム、医療機関、各種イベントに出向いてデモンストレーションや講演などをすると、「周りの人にも広めようと思う」といった反応があり、受け入れられている。ただ、全体で見るとまだまだ知られていない。身体障害者補助犬をもっと若いうちから使用できるようになると、より普及するのではないか。
- 補助犬のシールを貼っている店舗でも、受け入れ拒否をするといった事例を聞いている。普及啓発は今後も課題である。
- これまでは遠方の大学病院の獣医の診察を受ける必要があり、負担が大きかった。今後は加計学園の獣医学部が設置されるので、この問題はクリアできる。
- 指定法人や訓練事業者が遠方であると、利用者（希望者）にとって負担が大きく、それだけで利用を断念する場合もある。
- 認定後の医療費や資料費など、利用者の経済的負担に対する補助があると良い。盲導犬は募金が多く集まっており、一部の方は負担せずに済んでいる。
- 年1回、国リハで開かれている研修があるが、移動時間や交通費なども考慮すると、時間的・経済的負担が大きい。関西方面でも同様の研修の機会があると良い。

以上

訓練事業者・ヒアリング記録（特定非営利活動法人 兵庫介助犬協会）

1. 事業者概要

<基本情報>

- 兵庫介助犬協会は、2005年から兵庫県西宮市にて介助犬の訓練事業者として活動するNPO法人である。2016年には同法人において「千葉介助犬協会（千葉県船橋市）」も立ち上げ、同様に介助犬の訓練事業を行っている。
 - ※なお、本ヒアリング記録では主に「兵庫介助犬協会（以下、「同協会」と表記）」の活動について報告する。訓練の具体的な流れ・内容等は、兵庫と千葉で同様の仕組みである。
- 同協会のスタッフは、理事長1名（訓練士を兼任）、常勤の訓練士2名、非常勤の作業療法士1名である。
- 訓練犬は入れ替わりがあるものの、同協会では常時5～6頭を訓練している。現在は、6頭の訓練犬、3頭のPR犬を飼育している。

<相談ルート>

- 介助犬の利用に当たっては、障害者本人あるいはその家族からの問い合わせが最も多い。過去には兵庫県や他県の自治体から問い合わせを受けたケースもある。
- 兵庫介助犬協会と千葉介助犬協会を合わせて年間10件程度の問い合わせがあり、このうち同協会の訓練士が使用希望者への自宅訪問を行う（「2. 訓練の具体的な流れ・内容<訓練の流れ・内容／（使用希望者とのマッチング）>参照）のは半数程度である。
- なお、問い合わせは同協会が所在する兵庫県内だけに限らない。実際、これまでに同協会では12頭が介助犬認定を受けたが、兵庫県在住の使用者は2名のみである。

<身体障害者補助犬の取り扱い>

- 介助犬の候補犬（ゴールデンレトリバー、ラブラドルレトリバー）は、ブリーダーもしくは他の盲導犬・介助犬育成事業者より購入する。その際にはスタッフがブリーダーを訪問し、ブリーダーから話を聞きながら、介助犬としての適性を持つと見込まれた生後2ヶ月程度の子犬を選ぶ。
- 稀に他の補助犬訓練事業者から、介助犬としての適性を持つ成犬を購入することもある。これまでに盲導犬の候補犬がキャリアチェンジし、同協会では介助犬としての訓練を受けた上で認定を受けたケースもある。同協会からも、盲導犬の訓練事業者に「介助犬の適性を持つキャリアチェンジ犬があれば譲ってほしい」と依頼している（介助犬の適性を持つ犬は、候補犬10頭に対して3頭もいないのではないか）。
- 認定後の介助犬は、使用者に貸与する。
- 介助犬の引退目安年齢は、おおむね10歳としている。

＜費用関係＞

- 介助犬を引き渡すまで、使用希望者には同協会に計3～4回程度訪問していただくことになるが、その際の交通費・食費等は使用希望者負担となる。それ以外の、たとえばブリーダー等からの子犬の購入費、すべての訓練費用（介助犬として適性がないと判断されキャリアチェンジ犬となった候補犬のそれまでの訓練費用を含む）、マッチング時や合同訓練時の使用希望者の自宅等への訪問・滞在費用（「2. 訓練の具体的な流れ・内容＜訓練の流れ・内容（使用希望者とのマッチング、合同訓練）＞」参照）等、原則としてすべての費用を同協会が自己負担している。
- 都道府県からの補助犬育成事業給付金を受けて訓練を行うこともあるが、予算執行に係るタイミングの問題から同協会では当該給付金の利用はしづらいついて考えている。そのため、同協会事業の資金は寄付に頼っているのが実態である（「5. 課題や今後の展望」参照）。

2. 訓練の具体的な流れ・内容

＜訓練の流れ・内容＞

- 介助犬認定・フォローアップまでのおおよその流れは以下の通りである。
 - ・ブリーダーからの候補犬の購入
 - ・健康チェック
 - ・パピーウォーカーへの引渡し
 - ・適性評価
 - ・基礎訓練
 - ・遺伝性疾患の診断
 - ・介助動作訓練
 - ・使用希望者とのマッチング
 - ・合同訓練
 - ・認定試験
 - ・フォローアップ

（ブリーダーからの候補犬の購入）

- 「1. 事業者概要＜身体障害者補助犬の取扱い＞」参照。

（健康チェック）

- 協会にて候補犬を1週間程度預かり、検便などの健康チェックやトイレトレーニングの意識付け等を行う。

（パピーウォーカーへの引渡し）

- パピーウォーカーに1年程度預ける。
- 同期間中は訓練士が月に1回程度パピーウォーカーを訪ね、候補犬の様子を報告書（同協会独自のフォーマットあり）に記入する。1年間分の報告書は、同協会の訓練士間で共有している。

(適性評価)

- パピーウォーカーから同協会に訓練犬として入所後に、訓練士による「適性評価」を実施する。同評価は候補犬の得手・不得手を見極め、今後の訓練の方向性を決めるためのものであり、同協会ですべての項目に基づき実施する。
- なお、チェック項目は点数化したり、適性有無を判断したりするものではない。これは、合計点により適性判断を行うと、各候補犬の得手・不得手が分かりづらくなることによる。

(基礎訓練)

- 適性評価により各候補犬の訓練の方向性が決まると、適性評価の結果、パピーウォーカーの下での報告書(前述)、キャリアチェンジ犬の場合は前事業所からの報告書を踏まえた基礎訓練を始める。
- 基礎訓練は同協会の訓練士3名が行い(現在は理事長以外の2名が行うことが多い)、訓練結果は必要に応じて電子ファイル上や動画に記録している。訓練犬の習熟度合い等により訓練内容や課題が異なるため、特に決まった記録フォーマットを用意しているわけではない。
- 訓練士はすべての候補犬の訓練担当となる可能性があるため、これら記録は次に訓練する際の訓練内容の目安として訓練士間で共有している。
- 屋外での基礎訓練は、電車、スーパー、レストラン等の公共施設も利用しながら実施する。その際には、先方に事前申請する場合としない場合がある。たとえば鉄道事業者など「補助犬の訓練はこのような手順で行ってほしい」との指針を策定している公共施設もあり、そのような場合には事前申請することとなる。なお、事前申請先の公共施設のみならず、事前申請しない公共施設においても、訓練犬であることが分かるよう訓練犬にケープを装着させている。
- 基礎訓練の評価は、同協会の訓練士のほか、同協会の非常勤職員である作業療法士が行う。
- 同協会として、基礎訓練の日数は決めていない。これは、パピーウォーカーから同協会に入所後の適性評価を終えた時点から基礎訓練は始まり、認定試験が終わるまで基礎訓練は続いているという認識を持つためである。言い換えれば「基礎訓練は90日間で終了、その後は介助動作訓練に移行する」との区切りがつくものではない。基礎訓練は認定試験まで続き、平行して介助動作訓練や合同訓練が上乘せされるイメージである。

(遺伝性疾患の診断)

- 基礎訓練期間中の候補犬(生後1歳6ヶ月頃)に、介助犬として活躍するに当たり健康上の問題がないか、獣医による遺伝性疾患の診断を受けさせる。

(介助動作訓練)

- 介助動作訓練は訓練前に訓練計画を立てることができるようなものではないと考えている。すなわち、「くわえる」「運ぶ」「くわえた物を出す」「くわえたものを引っ張る」「鼻で押す」などの介助動作のベースとなる動きを組み合わせることで使用者に必要な介助動作をつくりあげていくものであり、使用者が決まっていない段階では具体的な訓練計画は策定できない。そのあたりは、認定事業者や行政の考え方とのズレを感じる部分である。

- 使用者がおおよそ決まると、同協会の作業療法士のほか、同協会が提携している訪問リハビリテーションの事業所の作業療法士、使用希望者が日頃関わる医師・リハビリテーション専門職・ケアマネジャー・社会福祉士等とも相談しながら、介助動作訓練計画を立てることとなる。
- 介助動作訓練は同協会の訓練士3名が行い（現在は理事長以外の2名が行うことが多い）、訓練結果は必要に応じて電子ファイル上や動画に記録している。基礎訓練と同様に、訓練犬の習熟度合い等により訓練内容や課題が異なるため、特に決まった記録フォーマットを用意しているわけではない。

（使用希望者とのマッチング）

- 「1. 事業者概要<相談ルート>」の通り、介助犬の利用に当たっては、障害者本人あるいはその家族からの問い合わせから始まることが多く、以降は「使用希望者による同協会所定の書類記入」→「同協会が書類確認後にさらに確認すべき事項とした内容に係る、同協会による使用希望者への電話での聴き取り」→「書類および電話聴取により、介助犬を使用することでよりよい生活を送ることができると同協会が判断した場合に限り、訓練士や作業療法士が使用希望者宅へ訪問。生活環境、障害があることによる日常生活の工夫や周囲のサポートの状況等の確認」→「同協会の訓練士および作業療法士による使用可否の最終判断」→「候補犬とのマッチング」となる。
- 書類への記入事項は、家族構成、職業、障害の経緯、犬の飼育経験等である。犬の飼育経験により使用可否を判断することはないが、飼育経験を持つことによる「よい面・そうではない面」があるため、基礎情報として入手している。
- 使用可否の判断に当たっては「使用希望者が介助犬に何を求めているのか」を重視しており、たとえば「障害者本人が介助犬の利用を希望していない（＝家族等が利用した方がよいと考えている）」ケースでは、電話聴取の時点でお断りする。また、同協会では「使用者自身が介助犬を管理できる」「貸与された介助犬の飼育にかかる経済的負担が可能と認められる者」という条件にあてはめると、「18歳以上」が使用者として適していると考えている。
- 使用可能と判断した場合、候補犬とのマッチングを行う。マッチングは使用希望者の自宅に訓練士と候補犬が訪問して行うことがほとんどであり、複数の候補犬がいる場合にはすべての候補犬と引き合わせる事がほとんどで、相性や適性から選定する。

（合同訓練）

- 上記により「使用希望者にはこの候補犬が適切そうだ」との目安がついた段階（＝確定する前の段階）から、その使用者が求める介助を習得するための訓練をそれまでに学ばせた介助動作訓練に上乘せし、合同訓練に備える。
- 合同訓練の内容は、同協会訓練士と同協会の作業療法士と使用者が利用する訪問リハビリテーションの事業所の作業療法士・社会福祉士等が話し合いながらオーダーメイドで決める。国の規定では「合同訓練は40日以上実施するもの」とされているが、同協会では特に訓練期間を設けず（40日の実施は必須）、「使用者のニーズに合わせたオーダーメイドの介助動作がすべてスムーズにできるようになるまで」、すなわち「使用者と候補犬が社会生活を送るに際し、安心して送り出せるまで」を訓練期間と捉えている。

- オーダーメイドを基本としているため 40 日以上の合同訓練は原則として使用者の自宅および自宅周辺で行うが、その要領は使用者の仕事や生活の状況により異なる。たとえば「使用者が平日は仕事をしている場合は、金曜日夜～日曜日のみの訓練」「同協会から遠方に居住している場合は、訓練士と候補犬が使用者の自宅近隣のホテルに宿泊しながら訓練」等である。
- 訓練期間終了の具体的な判断は、使用者が候補犬をコントロールできているかを基準とする。候補犬は訓練を重ねており、たいいていの動作は習得しているため、訓練士が「使用者はこの部分のコントロールが苦手である」と見極めた場合には、「候補犬のこの部分を強化する」といった再訓練を行うこともある。
- なお、合同訓練を行うのは、同協会の訓練士 3 名のうち 2 名である。これは、もう 1 名の訓練士は訓練士としての経験が 2 年程度であり、合同訓練を実施するにはもうしばらく経験を積むことが必要だと考えていることによる（2 名の経験年数はそれぞれ 13 年・15 年）。
- 訓練結果は協会独自のフォーマットに日報形式で記録し、訓練士間のみならず、必要に応じて使用者が利用する訪問リハビリテーションの事業者の作業療法士・社会福祉士等とも共有している。

（認定試験）

- 介助犬認定試験は認定事業者により行われるが、同協会では使用希望者の居住地等に応じて認定事業者を選定している。これまでに最も多く利用した認定事業者は、兵庫県立リハビリテーションセンター（以下、「兵庫リハ」と表記）である。

（フォローアップ）

- 認定後 1 年目は少なくとも 1～3 ヶ月に 1 回以上、2 年目以降は少なくとも 1 年に 1 回以上、訓練士が使用者の自宅を訪問の上、使用者の障害やニーズの変化、介助犬の健康状態・動作状況等について確認する。使用者の介助犬に対する接し方が合同訓練時とは異なり自己流になるなどして介助犬が混乱している場合などは、必要に応じて合同訓練を再度行うこともある。再訓練の場所は、使用者の自宅、同協会等、訓練内容によりケースバイケースである。なお、使用者側に問題があり再訓練を行う場合には、訓練士と使用者で共有するチェックリストを作成するなどし、正しい方法を記録に残すようにしている。
- このような定期的なフォローアップのほか、使用者から相談や要望が寄せられる場合もある。たとえばこれまでに、介助犬のシャンプー、爪切り、耳掃除等を依頼され、訓練士が使用者の自宅を定期的に訪問するケースがあった。

<その他>

- 合同訓練の実施に当たっては、同協会が独自に作成した「介助犬貸与に関する基本規約」で定めた「合同訓練に関する覚書」にて同協会と使用者間での契約を締結する。規約の内容は主に合同訓練から認定試験までの使用希望者の費用負担等に関するものであり、「使用希望者自宅の最初の訪問」の段階で訓練士が初めて使用希望者の自宅へ訪問した際に、「介助犬貸与に関する基本規約」を用いて口頭で説明して文書を渡している。

- 基礎訓練および介助動作訓練の結果は必要に応じて、合同訓練の結果は常に記録しているが、前者2つについてはフォーマットがなく、後者にはフォーマットがある主な理由として、合同訓練は訓練士の他にも関わる者が多い点、訓練犬によっては介助動作訓練時の資料がほぼない場合がある点、訓練士に限られており業務負担の軽減を図る必要がある（基礎訓練結果として毎日細かい記録を残すことは実質的に難しい）点等が挙げられる。

3. 訓練の質を担保するための取組

<訓練士以外との連携>

- 「2. 訓練の具体的な流れ・内容<訓練の流れ・内容>」でみたように、基礎訓練では同協会の作業療法士が、介助動作訓練では同協会の作業療法士、同協会が提携している訪問リハビリテーションの事業所の作業療法士、使用者が日頃関わる医師・リハビリテーション専門職・ケアマネジャー、社会福祉士等が、マッチングでは同協会の作業療法士が、合同訓練では同協会の作業療法士や使用者が利用する訪問リハビリテーションの事業所の作業療法士・社会福祉士等と連携しながら訓練等を進めている。

<記録の作成・保管>

- 「2. 訓練の具体的な流れ・内容<訓練の流れ・内容>」でみたように、パピーウォーカーへの引渡し期間中の候補犬の様子、適性評価の結果、基礎訓練の結果、介助動作訓練の結果、使用希望者とのマッチング時の確認内容、合同訓練の結果、フォローアップ時のチェックリストなど、各段階において記録を作成（状況に応じて動画でも記録）し、保管している。
- 加えて、介助犬認定後も介助犬の健康状態に変化があった場合（血尿、嘔吐、誤飲、手術等）は、使用者に同協会へ連絡するよう依頼しており、すべて記録に残している。

<他の事業者との連携>

- 他の事業者との定期的な会合等の機会は設けていないが、近隣に所在する訓練事業者等と情報交換を行ったり、NPO 法人日本補助犬情報センターからアドバイスをもらったりしながら、同協会の取組改善を図ることもある。
- 今後は訓練事業者同士の横のつながりを強化し、お互いが抱えている課題を共有するとともにそれを解決できる方法を探ればよいと考えている。

<人材育成>

- 訓練士育成のための特別な研修等を行っていない。むしろ訓練士の育成プログラムはない方がよいのではないか。その理由は、育成プログラムは効率的に同質の多くの訓練士を育てられるメリットはあるものの、訓練士には多様性が必要だと考えるためである。
- 同協会には3名の訓練士がいるが、それぞれ訓練士になるまでの経歴が異なる。そのため同じ1つのことに対しても捉え方が様々であり、相互から学ぶこともある。各自の経験を活かした柔軟に対応できる組織の方が、よりよい訓練事業者になれるだろう。

4. 継続的な訓練や指導、使用者からの相談対応等

- 別紙参照（略）。

5. 課題や今後の展望

～行政の補助犬育成事業に係る仕組みについて～

- 使用者によって、訓練に要する費用は異なる。たとえば、ある使用者が2頭目・3頭目の補助犬の利用を希望する場合には、使用者側にも介助犬に対するノウハウが蓄積されているため1頭目よりも短い訓練期間で利用に至ることができるだろう。また、使用者の障害の種類や程度によって介助犬に求められる介助動作の量や質は異なる。しかしながらそのような事情は一切考慮されず、現在、都道府県の補助犬育成事業給付金は介助犬・盲導犬・聴導犬を問わず「1頭につき150万円等」と決まっており、その根拠も明示されていない。「1頭につきいくら」と給付金額が決定されていることは、訓練事業者が行っている福祉サービスが適正に評価されていないことの裏返しなのではないかと懸念している。実際のところ、同協会における介助犬1頭の育成費用は、フォローアップや介助犬引退後のケア、訓練士の人件費、事業所の家賃・光熱費等も含めればおおよそ800万円程度に上る。
- また、ほとんどの自治体では予算執行スケジュールの関係上、補助犬使用希望者の募集を4月～5月に、使用希望者と行政担当者との面談を6月～7月に、使用希望者の決定を8月に、訓練事業者への訓練委託をその後に行い、年度内に補助犬認定まで終えなければならない。そのため、4～5月の募集タイミングを逃してしまうと、使用希望者は翌年度の募集まで補助犬希望の申請を待つ必要がある。
- すなわち、仮に同協会でも6月の段階にすぐに合同訓練に移行できるだけの候補犬を育成しており、かつ、使用希望者が可能な限り早い時期の介助犬利用を希望していたとしても、補助犬育成事業給付金を利用することはできないのである。したがって、同協会ではタイミングが合わない限りは同給付金を利用せず、全額を自費で賄っているのが実態である。
- 併せて、予算額の関係上、給付金対象となる補助犬数が制限されていることも、使用希望者・訓練事業者の双方にデメリットと言えるだろう。これら仕組みの早急な改善が望まれる。
- なお、本年より国立リハビリテーションセンターの身体障害者補助犬訓練者等研修会に行政担当者も参加できるようになっている点は、実態を知ってもらうための非常によい取組だと考えている。

～認定事業者および認定基準について～

- 認定事業者ごとに「色」があると感じる。同協会の考え方の基盤である「使用者主体で考えた介助犬のあり方」、および「候補犬をどのように評価するか」について、認定事業者と方向性が合うかどうかを「色」とするならば、同協会が最もよく利用する認定事業者である兵庫リハは「色」が似ている。兵庫リハを利用する度に意見を伝えていることで、それをもとに改善されている点も多い。

- 以前、兵庫リハでは介助犬の適性を見極めやユーザーの対処能力を判定するため犬に対して突発的なハプニングを与える際に、犬の訓練に携わったことがない職種の者がそのタスクを与える役割を担っていたため、以前は動物虐待と捉えられかねない状況が度々見られた。また、厚生労働省が定めた認定手順に沿って一つひとつの項目をチェックするのみの審査であったが、そのチェック項目は訓練事業者からみれば「普段、犬に携わっていない者が犬を評価するためのチェック項目」であった。訓練事業者は使用者と介助犬が日々の生活を送るなかで起こりうる事態を想定し、それを解決するための訓練を行っていることから、兵庫リハにこれらの改善を求めたところ、現在は動物虐待と捉えられかねない状況は見られなくなった。
- 一方で、「使用者主体で考えた介助犬のあり方」の考えをもとに同協会が改善を求めたとしても、改善がなされていない認定事業者もあるのが実態である。国が認定事業者を設けているのは「第三者の目を通す」ことだと理解しているが、育成事業者職員、認定事業者相談員、認定事業者医師の3つの立場を同一の人物が担うことがまかり通っている現状では、公平公正な認定審査がなされている状況とは言えず、本来的な意味での第三者になりえていない認定事業者の存在は問題である。

～「身体障害者補助犬育成促進」について～

- 平成29年9月に厚生労働省社会・援護局から自治体宛てに「地域生活支援事業等の実施について」の通達が発出された。ここには身体障害者育成事業の一つとして「身体障害者補助犬育成促進」が掲げられ、「他県との連携体制の構築（育成計画の作成に当たり、実態把握を活用し、貸与希望者、育成状況をマッチングするための隣接県等との連携協議会（育成事業者も参画）の設置等）」が挙げられているが、各都道府県の担当者に同通達はあまり知られていない。たとえば、補助犬育成事業給付金について東京都では年に2回の募集を行っている。このような取組を行う自治体があることが連携により認知され、取組が広がるとういよと考える。

以上

訓練事業者・ヒアリング記録（障害福祉サービス事業所 びわこみみの里）

1. 事業者概要

- 1995年に認可された社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会により、聴覚障害者の福祉的就労の場として1996年10月に前身である無認可作業所「33企画（みみきかく）」が発足。6年間の施設づくり運動を経て2007年4月に認可多機能型通所施設「びわこみみの里」として下記の事業を開始。聴導犬の訓練事業所としては現在までに1頭の認定を受けている。

【障害福祉サービス事業】

- ・自立（生活）訓練事業
- ・就労移行支援事業
- ・就労継続支援事業B型

【工賃収入確保事業】

- ・喫茶店（ドッグカフェ）
- ・焼菓子製造
- ・ドッグサロン（犬の美容）
- ・縫製、IT、施設外就労
- ・農作業、下請作業、施設外就労

- 職員体制としては、法人全体として管理者5名（うち聴覚障害者2名）、訓練士2名（訓練期間10年が1名、訓練期間2年が1名）、事務職員3名、その他30名（うち聴覚障害者6名）。

2. 課題や今後の展望

- まず「人」の支援が第一であり、その人のサポート機能として「犬」を考える。「犬」のことを一義的に考える訓練事業者が多すぎるのではないか。訓練事業者が、聴覚障害者団体のイベントで聴導犬のデモンストレーションに行ったときにはじめて聴覚障害者に会ったという話を聞いた。
- 訓練を通じて犬と共に人（使用希望者）も成長する。先天的な障害を有する場合、何でも周囲がやってあげるといった環境で育ってくる場合が多くみられ、犬と訓練を共にすることで、犬に対する責任感が芽生え、周囲に気を配れるようになると考える。
- 現行制度では、使用者に求める要件が厳しすぎる。経済的自立が必要であったり、精神・知的障害がある場合は認められないようでは「何でも自分でできる障害者」しか認定を受けられないのではないか。補助犬が普及しない理由のひとつとも考えられる。
- 当団体では、使用者の資格要件を満たさない場合であっても、前述のような「人」への利点を考慮して、犬との訓練を実施している。
- 訓練方法をとっても、訓練事業者間で統一されておらず、情報共有すらない。これでは各地域で認定を受ける補助犬の質にバラつきが出るのは当然であるため、厚生労働省の仕切りで統一する必要がある。
- 聴覚障害者の場合、聾啞者であることが多いため、音声による指示出しや調節が出来ない点が盲導犬や介助犬と異なる特性である。そのため、使用希望者と候補犬との信頼関係の醸成がより必要であり、法定よりも長い期間の合同訓練が必要になる。

- 当団体のような、当事者団体でもある社会福祉法人が一元的な相談窓口となって、適切な訓練を行っている訓練事業者に対して事案と必要経費を配分するという仕組みを全国的に構築する必要があるのではないか。各訓練事業者の経営判断に任せて訓練計画を立てさせていては、真に必要な頭数の補助犬の育成が阻害されるのではないか。各訓練事業者の経営・運営状況に対して、福祉職・医療職による定期的な監査が必要であると考えます。
- 現在、一頭も補助犬を育てていない訓練事業者については認定取り消しの措置を講ずる必要があるのではないか。このような事業者でも寄付金を募っているのが現状である。
- 聴導犬に関する周知が進んでおらず、当事者に情報が届いていない（一般の愛犬家の方が、聴導犬の存在を知っているくらいである）。そのため、広報活動を訓練事業者の義務として規定してはどうか。

以上

訓練事業者・ヒアリング記録（一般社団法人 ドッグフォーライフジャパン）

1. 事業者概要

<基本情報>

- 介助犬、聴導犬の訓練事業者であり、一般社団法人としては2017年から活動している。
- 訓練士は代表理事1名の体制であり、事業所の業務はほぼ一人で担っている状況である。
- アメリカの補助犬訓練士の特徴として様々なドッグトレーニングの分野から優秀な訓練士を積極的に採用しており、それによって育成協会の訓練技術向上・補助犬への成功率向上に繋げている。日本では最初から補助犬訓練士として学ぶことが多いのと、外部から別分野の訓練士を雇用することは少なく技術や知識が非常に狭い状態に陥っていると感じる。
- 近年は聴導犬の認定を毎年1頭程度出している状況が続いている。
- 現在、訓練中の犬は、介助犬、聴導犬が各1頭であり、そのほかPR犬が1頭いる。
- ボランティアとしては9名程度おり、飼育ボランティア以外では、イベントの手伝いやグッズの製作等になる。

<相談ルート>

- 相談を受けたが訓練まで至らなかった事例として、介助犬については、障害で精神的に不安定な方や、独り暮らしで犬の世話はヘルパーが実施することを想定している方、試験が遠方になるので困難となる方（遠方まで車で移動した経験がないようなケース）、複数の疾患を持っている方、介助犬と暮らすことのできる家を見つけられなかった方等が該当する。複数の疾患が問題となったケースでは、リハビリテーションセンターの先生に相談しながら対応した。
- イベントは他団体主催のものに年間15～20回程度参加している。市町村の行政機関とは、地元の市及び県の障害福祉課とのつながりはあるが、担当者と密なやりとりまではない状況である。先方から補助犬に関する問合せが回ってくることはある。
- 問合せ内容としては、イベントへの参加依頼が多く、利用者からの相談の問合せはほとんどない状況である。
- 相談から訓練に至る流れとしては、リハビリテーションセンターで面接を行って、訓練のファーストステップが始まってから給付の申請を進めるという順序が理想的と考えている。一方で、県の考え方では、県として給付を決定したあとで事業所との話に入る流れを想定しており、考え方の相違がある。事業者としては、成功報酬制であるので、ある程度は調整を進めた状態で給付申請を行う流れであることが望ましい。

<身体障害者補助犬の取り扱い>

- 候補犬の入手に関して、介助犬については盲導犬からのキャリアチェンジが確実性の高い方法となっている。一方で、キャリアチェンジ犬として購入する際は、訓練を行って半年以内にその後の方向性について結論を出すことを求める団体があり（パピーウォーカーへの配慮の観点から）、判断が難しい面がある。聴導犬については、主として地元のブリーダーから入手となっている。動物愛護センターからの保護犬に関しては、適性面で適合しないリスクが高いことから、利用していない。

- 引退年齢に関しては、介助犬、聴導犬とも、体力面で大きく衰える時期として、10才～11才に設定している。
- パピーウォーカーに関しては、アメリカで学んだやり方を導入しており、生後8ヶ月程度から4ヶ月前後預かってもらうやり方や、週末だけ近所に預けるやり方等を行っている。違う環境でトレーナー以外の人と暮らすことを経験することが目的の一つである。

＜費用関係＞

- 使用者との間では契約書を交わしている。その中では、利用者が守るべき義務を規定するとともに、育成協会側の負担としては、再訓練が必要な際や、使用者が入院した際の預かり等について規定している。また、引退後の犬の所有権については、犬を健康に飼育して可愛がっているかという観点から、譲渡可否の判断を行うこととしている。
- マイクロチップについては、従来は海外渡航がない場合には必要がないという考え方をとっていたが、今後は災害時の必要性などの観点から、入れる方向としている。

2. 訓練の具体的な流れ・内容

＜訓練の流れ・内容＞

- 面接時に利用者の適性評価を実施する。身なりがきちんとしているか、家が片付いているかといった観点は重視しており、必ず訪問をするようにしている。コミュニケーションの面では、精神疾患を有する場合には難しいケースも多く、迷う際はリハビリテーションセンターと連携をとって対応する。介助犬について、身体機能という観点から利用対象を制限する考え方はとっておらず、基本的には安全に管理ができ、体を使いたいという意欲があるのであれば、利用対象となり得る。
- 社会参加という観点から、少なくとも5年以上は使用者として社会で活動してほしいと考えており、高齢者は対象から外している。元気な65歳くらいまでが限度と考えている。
- 介助動作訓練については、アメリカのやり方に倣い、一通りの動作をまずは教えておき、その後、利用者のニーズに沿って不要なものは削っていくというやり方をとっている。

＜その他＞

- 室外の訓練においては事前調整や許可の取得が義務化されていない機関に関しては取得せず、そのまま利用する方法をとっている。合同訓練初期は訓練に協力してくれている店舗を利用するが、その後は未調整の店舗等も利用してもらい、同伴拒否の場合の練習も含めて行う形をとっている（初回は訓練士が対応し、2回目以降はユーザー自身が説明を実施）。これまで、そうした方法によるトラブルは発生していない。

3. 訓練の質を担保するための取組

＜記録の作成・保管＞

- 基礎訓練、介助動作訓練、聴導動作訓練、合同訓練のいずれについても、現状は訓練記録の作成・保管は行っていない。訓練士が自身一人であり、情報共有の必要がない点が大きな理由である。

<人材育成>

- 将来的には後継者の訓練士を育成したいと考えているが、志を持った人が現状はいないことと、雇用する上での資金面の問題もあり、現状は育成は行っていない。

4. 継続的な訓練や指導、使用者からの相談対応等

- フォローアップに関しては、1年目の4ヶ月目、8ヶ月目、1年目の実施時は、交通費を協会が負担している。実施方法としては、協会から出向く用事の際にフォローアップを行う形が多く、近隣の使用者であればイベントに来てもらって様子を見る方法もとっている。

5. 課題や今後の展望

- 給付の水準が低い点については、改善を希望する。180万円という基準は、自分のところで認定までを行うことができる盲導犬が基準になっているのではないか。実際には300万～360万程度は掛かっている見積りであり、大部分を占める訓練士の技術料が安く見積もられている。また、移動等を含めて4分の1程度は認定に要する費用となっている。リハビリテーションセンターでの合同訓練でも、認定とは別に20万円程度要する。
- 届出をしているが活動していない事業者については、届出を削除していただきたい。利用を希望する障害者の方が、そうした事業者に無駄な問合せをすることになると、それにより利用を諦めてしまうことにもなりかねず、潜在ユーザーが消えてしまうこととなる。
- 介助犬のユーザーとして、障害が重度の方をターゲットとすることは難しい面がある。自身のことで手一杯になってしまい、犬の世話をすることまで自信が持てないというケースが多い。一方、車椅子アスリートの方や、障害が軽めの方、脳梗塞の方、パーキンソン病の方等は、比較的向くのではないかと考える。

以上

